

南陽市地域福祉計画

南陽市地域福祉活動計画

平成30年度～平成35年度



平成30年3月

南陽市・南陽市社会福祉協議会



地域共生社会の構築を目指して



全国的に少子高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、本市においても高齢化率が31%を超え、全国平均を大きく上回っています。高齢化率は今後も上昇傾向にあり、今後ますます住民同士がお互いに支えあう「自助」「互助」の果たす役割が大きくなるものと考えられます。

高齢者の皆さんは、これまで社会の各分野の第一線で活躍されてきた豊かな経験をお持ちであり、現在も就労や社会参加を通じて、現役として活躍されている方も多くおられます。本市では、そうした経験豊かな元気な高齢者の方に、生きがいをもって社会に参加していただき、支えていただくことで、住民同士がともに支えあう地域共生社会の構築を目指しております。

社会福祉法の基本理念の一つに「地域福祉の推進」が掲げられており、平成30年4月に施行される改正社会福祉法において、「地域福祉計画」は福祉分野の上位計画として位置づけられております。これを受けて、本市では、福祉政策における今後の具体的な方向性を示すため、「市民一人ひとりの取り組みと住民相互の支え合い」を基本理念とした「南陽市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

市民各世代2,000人のアンケート調査結果を反映した本計画が、今後の本市福祉政策の指針となることを願ってやみません。今後さらに、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、地域福祉の推進に努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました南陽市地域福祉計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、市民アンケート調査にご協力いただきました皆さま、貴重なご意見やご提案をいただきました関係機関・団体の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成30年3月

南陽市長 白岩孝夫

南陽市地域福祉計画・
地域福祉活動計画の策定にあたって



東日本大震災から7年が経過し、その教訓の風化も懸念される
ところですが、地域の「きずな」を守るまたは新たにつくりあげるための取り組み
は必要であり、本市でも「地域福祉計画」が策定されることになりました。

これに併せて、南陽市社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策
定することとなり、それぞれの立場から福祉に携わる14名の委員により4回の策
定委員会を開催し、協議してまいりました。

策定にあたり、全国的に少子高齢化が進む中で、まずは南陽市の現状と課題を把
握することが重要であることから、2,000人を対象とした市民アンケート調査を実
施したところ、多くの課題が浮かび上がっております。

特に、少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者世帯が増加することにより、除
雪や体調不良時への不安が増加しており、行政サービスだけでは対応できず、住民
同士がお互いに支えあう「自助」「互助」の果たす役割が大変重要になってきてい
ることを強く感じました。

本計画には、福祉に携わる方にとっては勿論ですが、地域住民や各地域にとっ
ても今後の地域福祉・活動の方向性が示されております。「自助」「互助」「共助」
「公助」それぞれの立場でその役割を担うことが、今後の南陽市の地域福祉の推進
につながるものと考えております。

結びに、計画策定にあたりご協力いただきました皆さまに深く感謝を申し上げま
すとともに、本計画が、今後の南陽市地域福祉・地域福祉活動の指針となることを
祈念申し上げ、挨拶といたします。

平成30年3月

南陽市地域福祉計画策定委員会
委員長 山口明夫

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義	3
第3節 計画の背景	4
(1) 人口減少と複雑化する地域課題	4
(2) 21世紀型の地域福祉への転換の必要性	5
第4節 計画の位置付けと期間	6
(1) 法律と制度政策による位置付け	6
(2) 関連計画との関係	7
(3) 計画の期間	8
第2章 南陽市の現状と課題	10
第1節 南陽市の状況	10
(1) 人口の状況	10
(2) 高齢者の状況	11
(3) 障がい者の状況	12
(4) 子どもの状況	13
(5) 生活保護の状況	14
第2節 計画策定に向けた地域課題等の把握	15
(1) 市民アンケート調査による本市の地域課題	15
(2) 市内関係者ヒアリング等による本市の地域課題	27
(3) 介護予防ニーズ調査より社会参加の状況	28
第3章 計画の理念と体系	30
第1節 地域共生社会の必要性	30
第2節 基本理念	31
第3節 南陽市における地域包括ケアの考え方	31

第4節 計画の体系	34
(1) 南陽市総合計画との関係	34
(2) 計画の体系	35
第4章 施策の取り組み	36
第1節 地域福祉を担う人づくり	36
1.1 地域における支え合いの推進	36
1.2 ボランティア等福祉の担い手の育成	38
1.3 福祉の心を育む機会づくり	40
1.4 福祉人材の育成・確保	42
第2節 健康と生きがいの地域づくり	44
2.1 健康づくりの推進	44
2.2 すべての市民の活躍機会の確保	46
2.3 地域住民の集いの場の確保	48
2.4 次世代につながる地域づくり	50
第3節 福祉で支える安全網づくり	52
3.1 生活困窮者等の自立支援	52
3.2 社会的弱者の人権保護と自立支援	54
3.3 地域社会での孤立防止	56
3.4 課題を抱える住民への横断的支援	58
第4節 安心して暮らせる社会基盤づくり	60
4.1 福祉に関する相談体制の充実	60
4.2 利用者の立場に立った地域福祉	62
4.3 みんなにやさしいまちづくり	64
4.4 防災・防犯の地域づくりの推進	66
第5章 計画の推進体制	68

第1節 地域福祉の推進体制	68
第2節 計画の運営管理	70
(1) PDCA サイクルによる地域マネジメント	70
(2) 計画の評価	70
(3) 計画の見直し	70
資料編	71
1. 南陽市地域福祉（活動）計画の策定日程	71
2. 南陽市地域福祉（活動）計画の策定体制	72
3. 南陽市社会福祉協議会ボランティア登録団体.....	74
4. 南陽市の NPO*法人（認証順）	75
5. 南陽市内公共施設のバリアフリーの対応状況.....	76
6. 社会福祉法における地域福祉計画の位置付け.....	77
7. 地域福祉に関連する最近の法律改正	79
8. 南陽市地域福祉用語集	82
9. 南陽市地域福祉計画策定委員会委員	86

右肩に「*」を付している用語は、資料編「南陽市地域福祉用語集」（P.82）にて用語解説を掲載していますので適宜ご参照下さい。

※ 便宜上、平成 31 年度以降も平成の元号を使用しています。



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

少子高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティをつくることが求められています。

社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域住民や社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされており、こうした地域福祉推進のための方策として、同法第107条で市町村地域福祉計画の策定が規定されました。

南陽市は、第5次総合計画において「市民が主体となるコミュニティづくり」を基本方針の一つに掲げ、市民一人ひとりの取り組みと住民相互の支え合いにより、これからの未来につながる持続的なまちづくりを進め、美しく豊かで賑わいのある地域社会をつくることを目標としています。

地域住民、民間事業者、社会福祉法人、行政等の多様な構成員がそれぞれに活動するのではなく、協働する「仕組みづくり」と「対話・協議」を行い、同じ方向を向いて自らの地域福祉を推進していくことが必要です。そのために、行政の責務を明確にするとともに、関係者の合意形成が不可欠であり、そのプロセスを「計画化」していくことが重要です。

本計画は、地域福祉推進の主体である市民や関係団体等、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）、行政が協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後のコミュニティづくりの方向性を市民と共有することを目的に策定するものです。

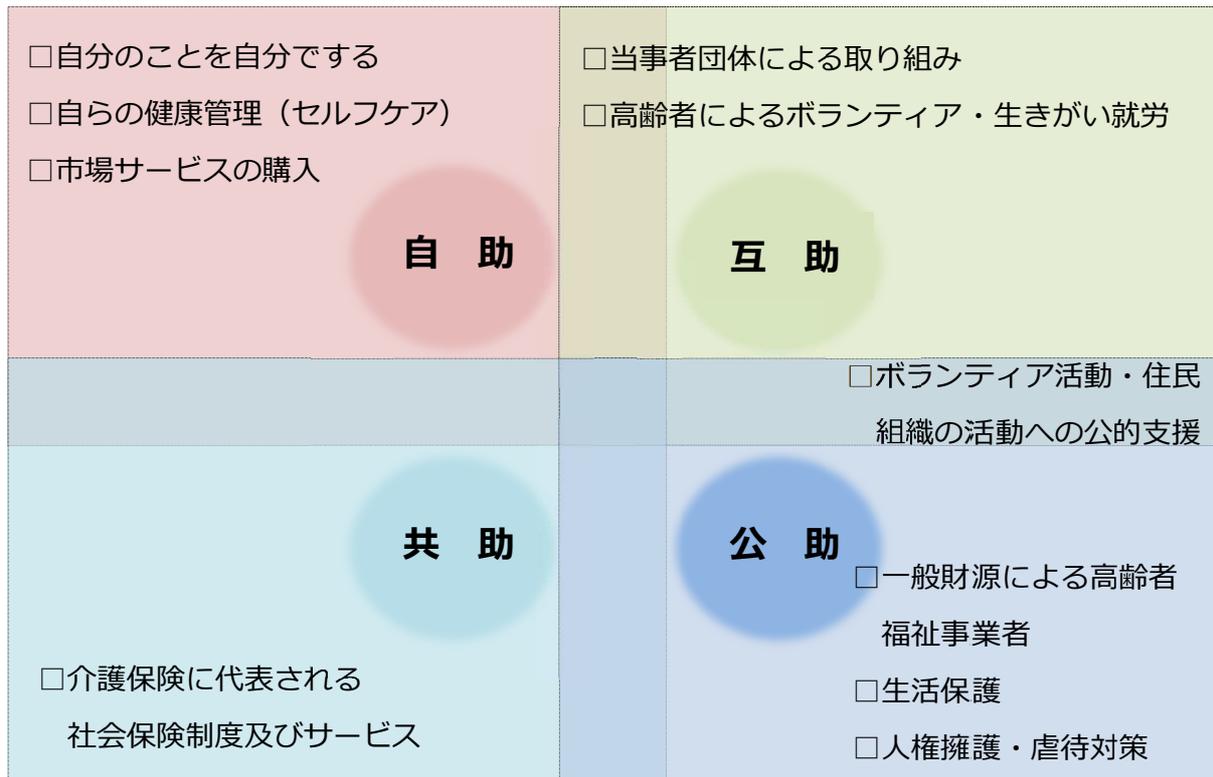
※地域福祉とは

地域には様々な人が住んでおり、課題や問題も多様であり、一つの福祉サービスだけでは対応できないことがあります。そこで、公的サービスで対応できない課題に対して、住民が互いに力をあわせ、解決することが必要となります。

そうした意味では、地域福祉とは住民一人一人の力（自助）・住民同士の力（互助）・社会保障などの相互扶助（共助）・公的機関による支援（公助）など重層的かつ相互的に進めていくものです。

地域福祉はすべての住民の方が安心していきいきと生活できるよう、自助・互助・共助・公助で協力しあうことによって、地域の様々な活動を活性化し、一人ひとりが自立した生活を送ることができる地域社会を実現する取り組みです。

※自助・互助・共助・公助の相関図



（資料）地域包括ケア研究会報告書

誰もが住み慣れた場所で、その人らしい生活を継続していくためには「4つの助」が必要不可欠です。自分のことを自分でする（自助）、お互いに不足部分を補い合うボランティアや住民同士の支え合い活動（互助）、支え合いのシステムである社会保障制度及びサービス（共助）、生活保護など専門的な福祉サービス（公助）の4つの観点です。

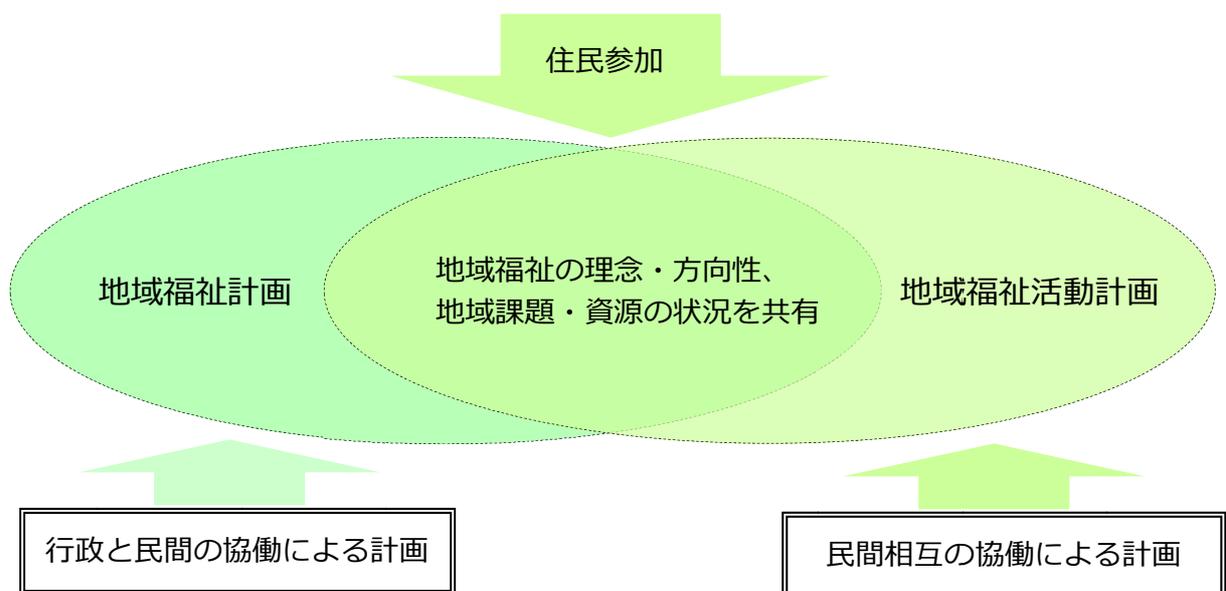
いわゆる団塊の世代*が全員75歳以上となる2025年までは、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯がよりいっそう増加し、「自助」「互助」の概念や求められる範囲、役割が新しい形になります。都市部では、強い「互助」を期待することが難しい反面、民間サービス市場が大きく、「自助」によるサービス購入が可能です。一方、都市部以外の地域は、民間市場が限定的であり、「互助」の役割が大きいと言えます。少子高齢化や財政状況から、「共助」「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した地域づくりが必要となります。

第2節 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

市が策定する地域福祉計画は行政計画として、また、市の社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は住民活動計画として、地域福祉の推進を目指すものであることから、両計画は「対」をなす計画といえます。「地域福祉計画」に「地域福祉活動計画」の実現を支援するための施策を盛り込む等、相互に連携することが重要です。



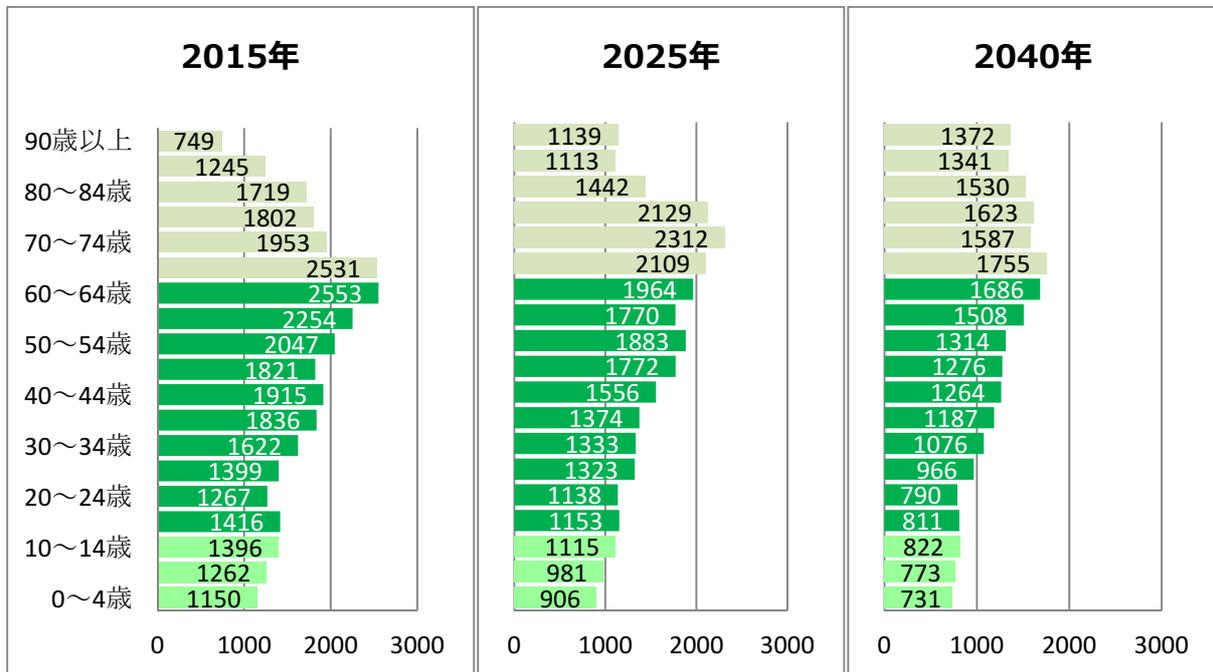
地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための具体的活動を定める「地域福祉活動計画」を一体となって策定することにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、様々な地域課題を解決する社会基盤を構築し、実行性を高めます。



第3節 計画の背景

(1) 人口減少と複雑化する地域課題

南陽市の人口構成予測



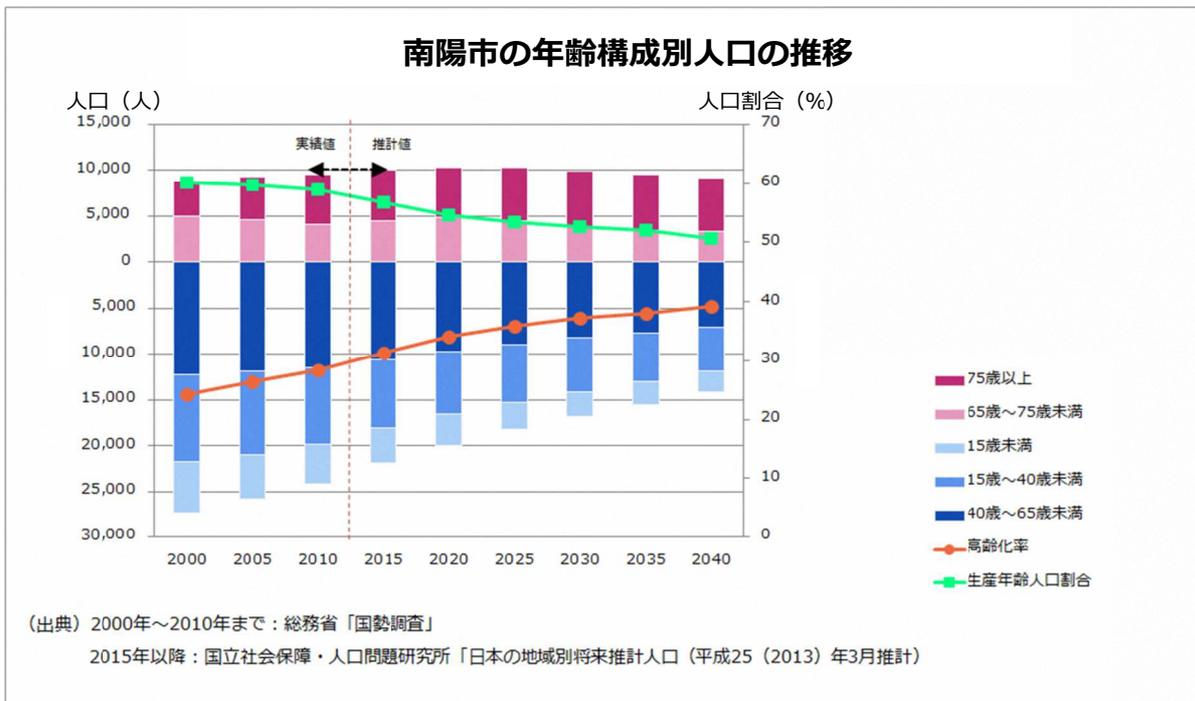
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所 2013年3月

南陽市の人口構成予測では、2015年から2040年にかけて人口構造が顕著に変化します。2040年人口の2.5人に1人が65歳以上、4.0人に1人が75歳以上で、高齢者と生産年齢人口の比率は、1対1.3となっています(2015年は1対1.8)。つまり、1.3人の労働者が1人の高齢者を支えていく地域社会を迎えます。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は2015年に約18,000人であるのに対し、2040年が約12,000人と約3分の1の人口減少の見込みであり、単純に言えば収入が約3分の1減ることを意味します。

2015年南陽市の全世帯に占める単身世帯は21.2%、高齢単身世帯は9.3%、高齢夫婦世帯は10.5%となっており、単身世帯・高齢世帯ともに増加傾向にあり、社会から孤立する地域住民の問題が増加すると見込まれます。また、自分の親と配偶者の親の介護を同時期に行う「多重介護問題」、引きこもりの長期化や精神障がいのある本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう「80・50問題」、生活困窮等に直面する世帯の増加が見込まれ、また、その問題が複雑化してきています。

(2) 21世紀型の地域福祉への転換の必要性

これまで南陽市では、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等において住民の意見を取り入れながら社会情勢に合わせた政策立案を行い、地域の福祉力を高める取り組みを行ってきました。しかし少子高齢化や核家族化の進展、個人のライフスタイルの多様化等により、家庭や地域でお互いに支え合う機能の低下が顕著となっています。また、制度や分野をまたがる複合的な課題、制度の狭間にある課題も表面化し、大きな社会問題となっています。そして、今後の社会保障費が膨らみ日本の経済を圧迫することは明らかであり、従来のような公的サービス（公助）のみで支援の必要な人を支えることは困難となります。



(資料) 地域包括ケア「見える化」システム

東日本大震災や南陽市豪雨災害を契機として、住民同士のつながりの重要性が再認識されましたが、「自助・互助・共助・公助を基本とした地域福祉の推進」のためには、住民・社協*・行政がそれぞれの役割を認識し、多様なライフスタイルを前提として、協働で共生社会型の「地域づくり」に取り組む必要があります。



第4節 計画の位置付けと期間

(1) 法律と制度政策による位置付け

平成15年4月に社会福祉法の第107条として新たに規定された「市町村地域福祉計画」に基づき、市町村は地域福祉計画の策定に努めることになりました。

平成19年に国より通知された「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」により要援護者の支援の方策について、また、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」により生活困窮者の自立支援の方策について、地域福祉計画のなかに位置づけて計画的に取り組むことが施策の推進に効果的であると考えられ、地域福祉計画に盛り込むべき事項とされました。

さらに、平成30年4月に施行される改正社会福祉法において、地域福祉計画は、福祉分野の共通事項を記載する上位計画として位置づけられました。また、地域福祉の推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題」について拡充されるとともに包括的な支援体制を整備することが明記されました。

地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ

南陽市は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、高齢者、障がい者、子どもといった区別によらず「丸ごと」受け入れ、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」を目指します。

※ニッポン一億総活躍プラン「地域共生社会」（平成28年6月閣議決定）

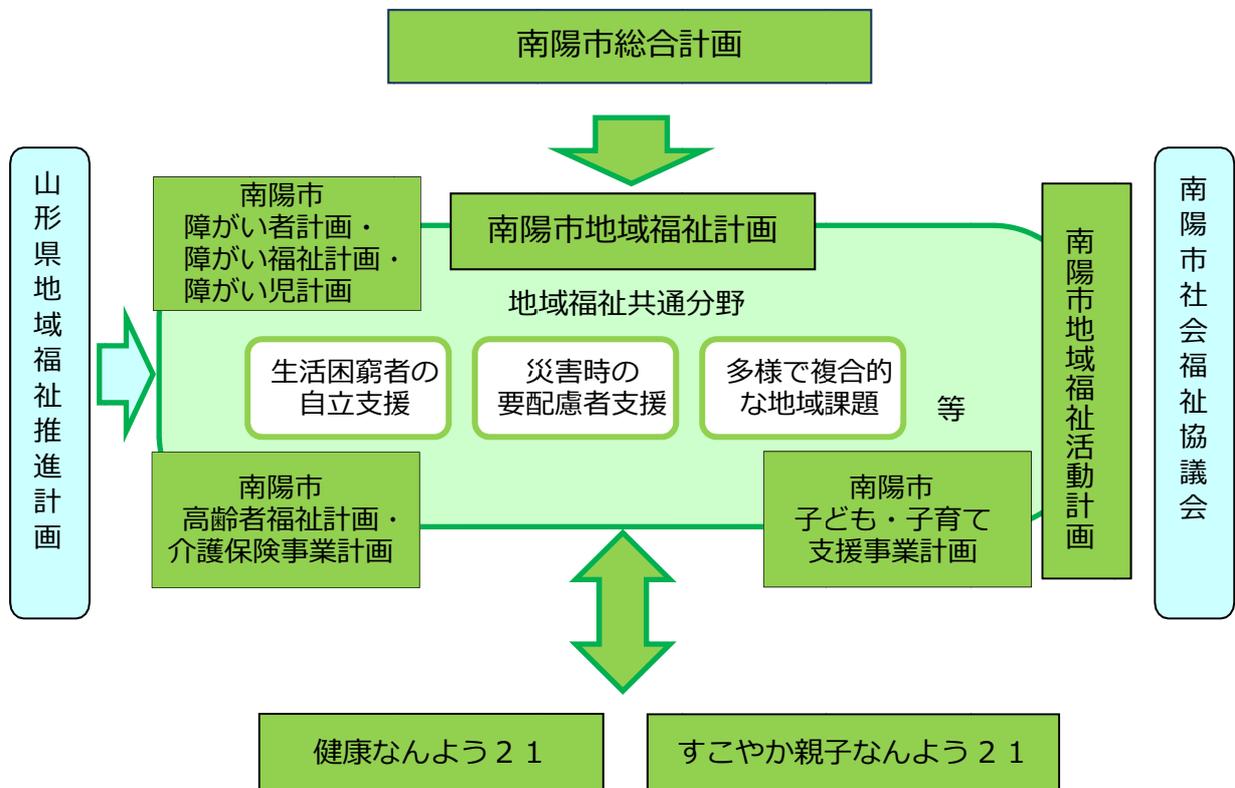
一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。全ての人々が包摂される社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速することが期待される。

子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティ*を育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO*との連携や民間資金の活用を図る。

(2) 関連計画との関係

地域福祉計画は市政運営の基本方針となっている「南陽市総合計画」の部門別計画としての性格を持ち、行政で推進すべき施策の方向性を示すとともに、保健福祉分野の部門計画である「南陽市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「南陽市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「南陽市子ども・子育て支援事業計画」「健康なんよう21」「すこやか親子なんよう21」との整合性を保ち、「男女共同参画なんようプラン」「南陽市地域防災計画」「南陽市環境基本計画」「南陽市都市計画マスタープラン」等、市民生活に係る諸分野の計画との連携を図り策定するものです。

また、国及び山形県の制度・計画等との整合性を図り、情報共有や方向性の整理等の連携を行い、関連性をより強めることで分かりやすい計画を目指しています。



(3) 計画の期間

既に実施している介護保険事業計画及び障がい福祉計画は、実施期間が3年の法定計画であり、関連する福祉制度が3年サイクルで改正されることと整合性を図り、適時に見直すことが妥当なことから、本計画は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。また、平成32年度に中間レビューを実施して平成33年度からの後半3年間の計画につき適宜変更を加えるとともに、社会情勢の変化に適切に対応していくため、PDCAサイクルを導入して評価・見直しを行います。

※関連する計画の期間

・・・	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	・・・
南陽市総合計画 (平成23～32年度)											
		南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成27～31年度)									
		南陽市子ども・子育て支援事業計画 (平成27～31年度)									
健康なんよう21 (第2次) (平成26～35年度)											
				すこやか親子なんよう21 (平成29～39年度)							
				南陽市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (平成30～35年度)							
		南陽市高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画 (平成27～29年度)		南陽市高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画 (平成30～32年度)		南陽市高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画 (平成33～35年度)					
南陽市障がい者計画 (平成24～29年度)				南陽市障がい者計画 (平成30～35年度)							
		第4期障がい福祉計画 (平成27～29年度)		第5期障がい福祉計画 (平成30～32年度)		第6期障がい福祉計画 (平成33～35年度)					
				第1期障がい児福祉計画 (平成30～32年度)		第2期障がい児福祉計画 (平成33～35年度)					
	南陽市食育推進計画 (平成26～30年度)										
				男女共同参画なんようプラン (第2次) (平成29～38年度)							

※ 便宜上、平成31年度以降も平成の元号を使用しています。

※南陽市の主な関連計画の基本理念・目標

計画名・期間	基本理念	基本目標
南陽市総合計画 H23-H32 年度	くめざす都市像 確かな未来へ 夢はぐくむまち 南陽	＜基本方向＞ 自然環境の保全に配慮したまちづくり 人の和による健康で明るい魅力づくり 市民が主体となるコミュニティづくり 産業の活性化により定住できる地域づくり 教養を深め、豊かな文化を育む人づくり
南陽市まち・ひと・ しごと創生総合戦略 H27-H31 年度		1 若い世代が安心して働けるための産業振興及び農業振興と雇用の創出 2 希望に応じた結婚、出産、子育て、働き方ができる環境づくり 3 定住の促進と安全で安心な地域づくり
南陽市子ども・子育て 支援事業計画 H27-H31 年度	この故郷で子どもを安心して 生み、育て、子どもたちが夢を はぐくむことができる地域社会の 実現	1 幼児期の教育・保育環境の充実 2 全ての子育て家庭への支援の充実
健康なんよう 21 H26-H35 年度	健やかで心豊かに生活できる 活力ある社会の実現	こころとからだの健康づくり 健康寿命の 延伸・健康格差の縮小
すこやか親子 なんよう 21 H29-H39 年度	すべての親と子が すこやかに 安心して 心豊かに育つまち なんよう	1 妊婦やその家族が安心して妊娠・ 出産を迎えることができる環境 づくり 2 子どもがすこやかに育つこと ができる環境づくり 3 すこやかな心身を育むための 環境づくり 4 安心して子育てできる環境 づくり 5 親子が心豊かに育ちあえる 環境づくり
南陽市高齢者福祉計画 ・介護保健事業計画 H30-H32 年度	高齢者の自立支援と人間性の 尊重	健康で心のかよう市民福祉の まちづくり
南陽市障がい者計画 H30-H35 年度 (障がい福祉計画 H30-H32 年度 障がい児福祉計画 H30-H32 年度)	障がいの有無に関わらず 住み慣れた地域で、社会 参加すること、共に支え 合いながら、自立した生 活が送れる地域社会を 目指して	1 自分らしい生活をするために 2 共生社会を実現するために 3 安心して生活をするために 4 子どもの力を育み伸ばす ために
南陽市食育推進計画 H26-H30 年度	目指せ、食育で健康美人	市民参加型の諸活動が、食育を 支え、「健康のまちづくり」に 貢献する など
男女共同参画なんよう プラン H29-H38 年度		1 女性が活躍できるまちづくり 2 安心できるまちづくり 3 男女共同参画の意識づくり

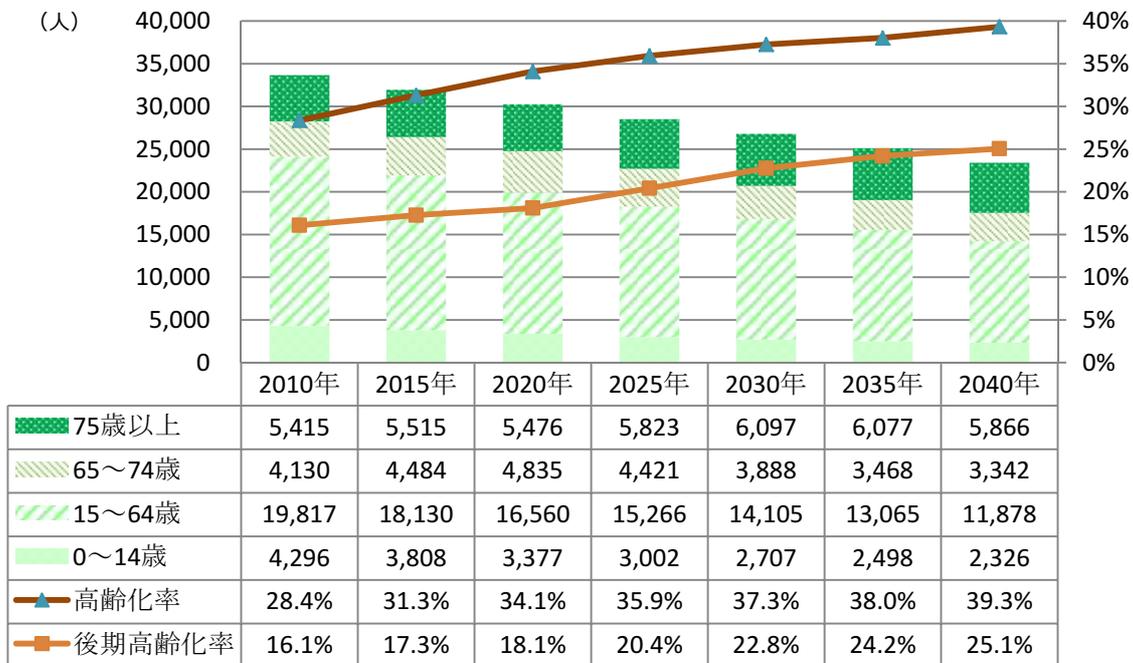
第2章 南陽市の現状と課題

第1節 南陽市の状況

(1) 人口の状況

全国的に少子高齢化が進む中、本市の高齢化率は全国平均より高く、今後もさらに75歳以上の後期高齢者の占める割合が増える見込みです。2015年から2025年にかけて10年間の後期高齢者数は約1.06倍と全国平均（約1.32倍）を下回りますが、少子化の影響等から2040年には人口の4人に1人が75歳以上の高齢者となります。介護の地域資源（サービス事業者と人材の確保）を確保することが必要となり、「地域包括ケアシステム」（医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供し地域の日常生活を支援）を構築、深化させて「地域共生社会」を実現することが重要な課題となっています。

人口構成と高齢化の将来推計



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所 2013年3月

2015年から2025年にかけての高齢者人口

75歳以上人口は、都市部で急速に増加し地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため各地域の特性に応じた対応が必要。※県名の左の数字は倍率の順位

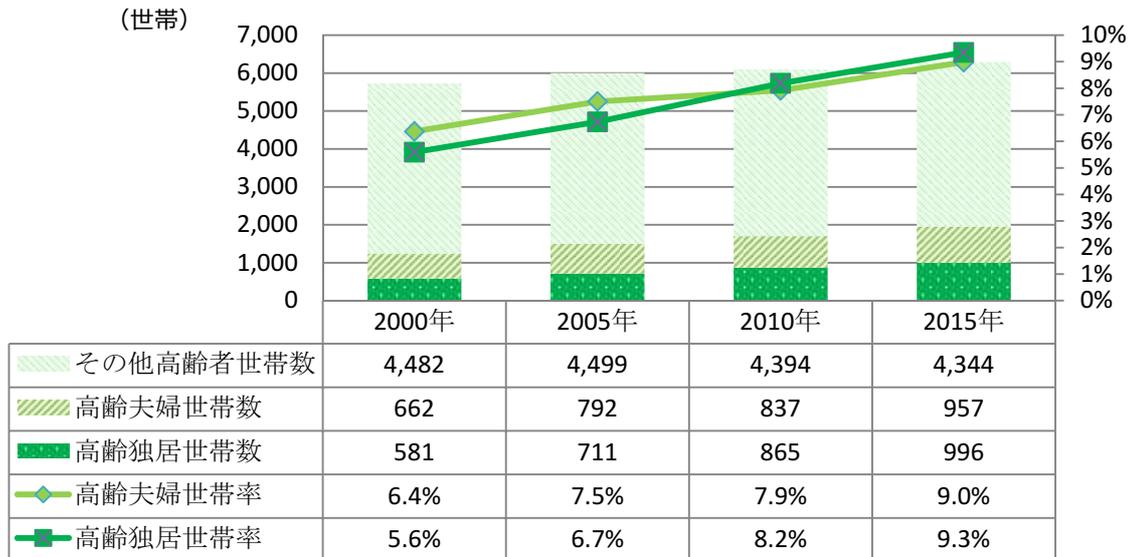
	1 埼玉県	2 千葉県	3 神奈川県	4 愛知県	～	11 東京都	～	45 鹿児島県	46 秋田県	47 山形県	全国
2015年 高齢化率	76.5万人 10.6%	71.7万人 11.6%	101.6万人 11.1%	81.7万人 10.9%		147.3万人 11.0%		26.7万人 16.2%	18.8万人 18.4%	19.0万人 17.0%	1646.8万人 13.0%
2025年 高齢化率 () 倍率	117.7万人 16.8% (1.54倍)	108.2万人 18.1% (1.51倍)	148.5万人 16.5% (1.46倍)	116.6万人 15.9% (1.43倍)		197.7万人 15.0% (1.34倍)		29.5万人 19.4% (1.10倍)	20.5万人 23.0% (1.09倍)	20.7万人 20.6% (1.09倍)	2178.6万人 18.1% (1.32倍)

(資料) 社会保障審議会 介護給付分科会 2017年4月

(2) 高齢者の状況

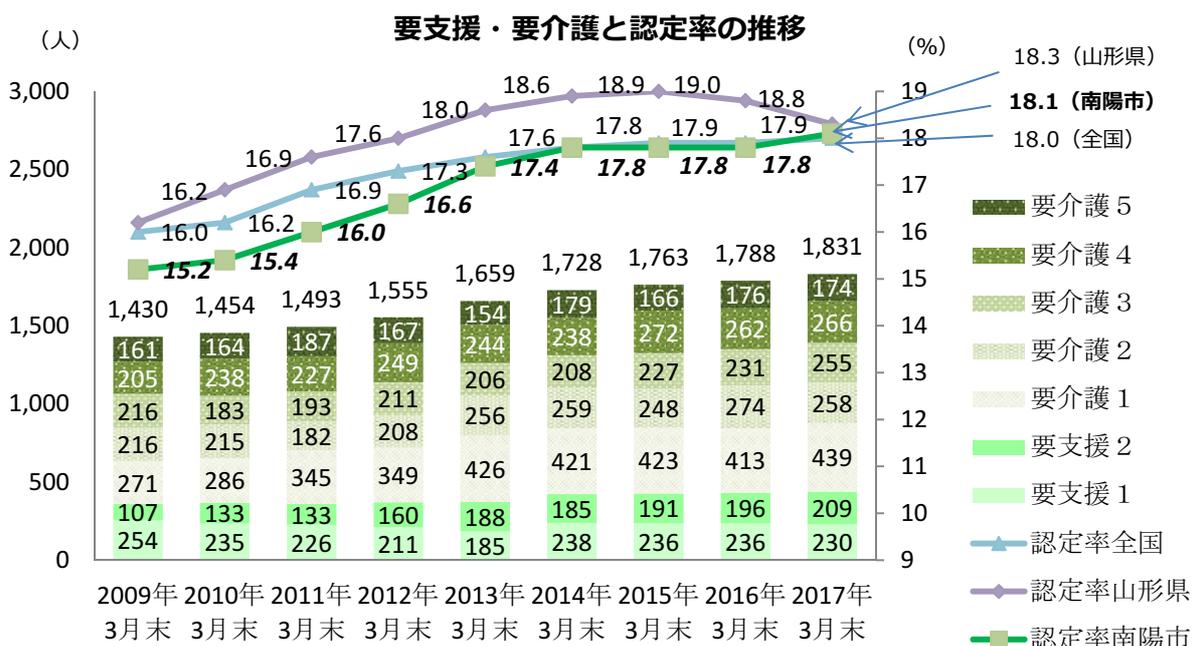
高齢者の世帯状況をみると、高齢者ひとり暮らしの世帯は全世帯の9.3%、高齢者のみの夫婦世帯は9.0%を占め、2005年から2015年の10年間で高齢者ひとり暮らしの世帯は約1.4倍、また、高齢者夫婦世帯は約1.2倍となっており、今後も増加傾向にあることから、社会から孤立する地域の高齢者の問題が顕著になると見込まれます。

高齢者世帯の状況



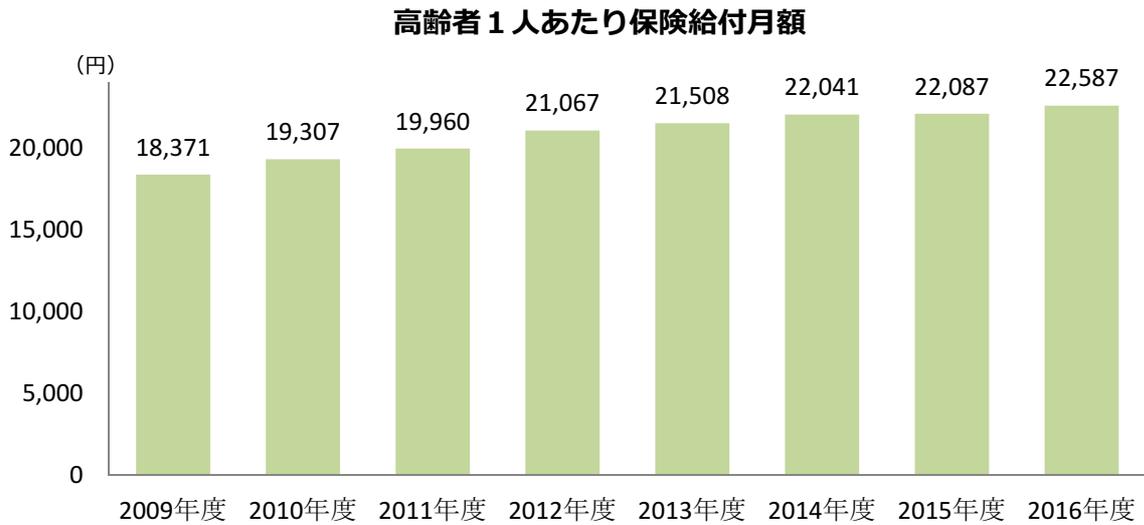
(資料) 地域包括ケア「見える化」システム

本市では、要介護（支援）認定率（高齢者に占める認定者の割合）は、近年は全国平均並みとなっています。近年、認定者数は年3%程度で伸長してきており、団塊の世代*が75歳になる2025年以降、急速な認定率の増加が見込まれます。



(資料) 地域包括ケア「見える化」システム

本市では、近年65歳以上の高齢者1人当たりの保険給付月額はや3%の割合で増加しており、今後も認定者数の増加に応じて介護保険料の負担増加が見込まれます。

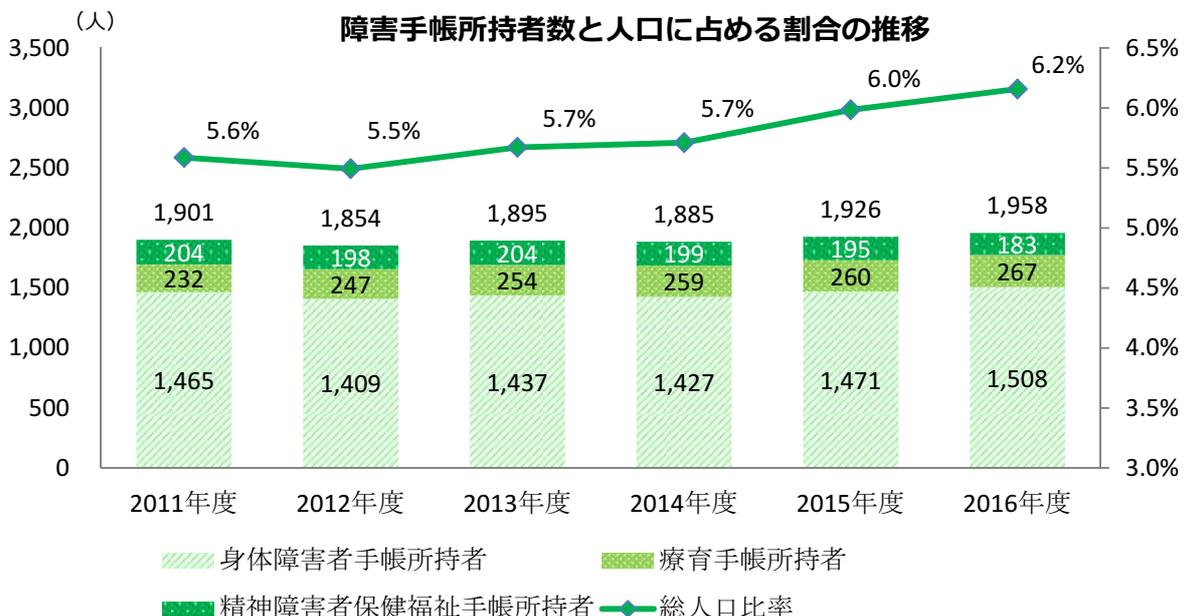


(資料) 地域包括ケア「見える化」システム

今後、本市では後期高齢者数の増加に伴い、医療施設や介護事業所等に対する需要の高まりが想定されます。近未来の超高齢化社会に向け、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の社会参加の促進や健康づくりの推進により、高齢者の健康増進や介護予防に取り組める地域づくりを進めていくことが重点課題となります。

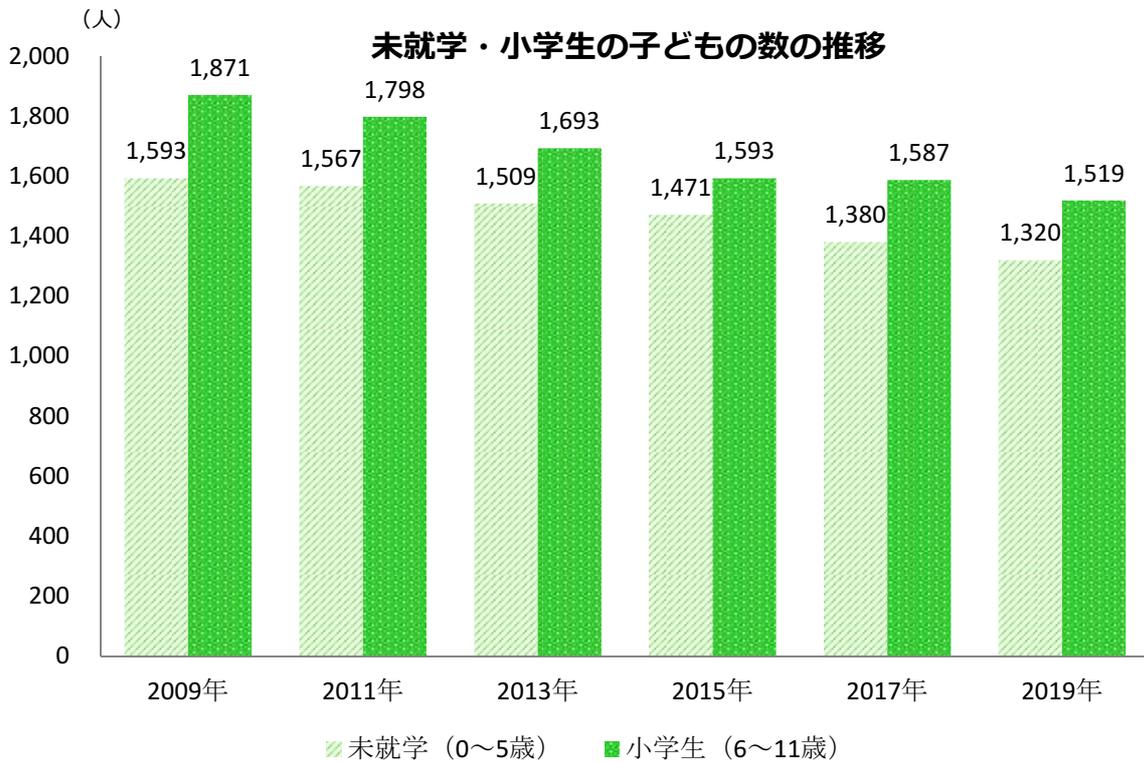
(3) 障がい者の状況

本市の障害者手帳の保有者は近年2,000人弱で推移しており、特に高齢者が約8割を占める身体障がい者において増加傾向にあります。人口に占める割合も増加傾向にあり、高齢化の進展とともに今後も増加が見込まれます。

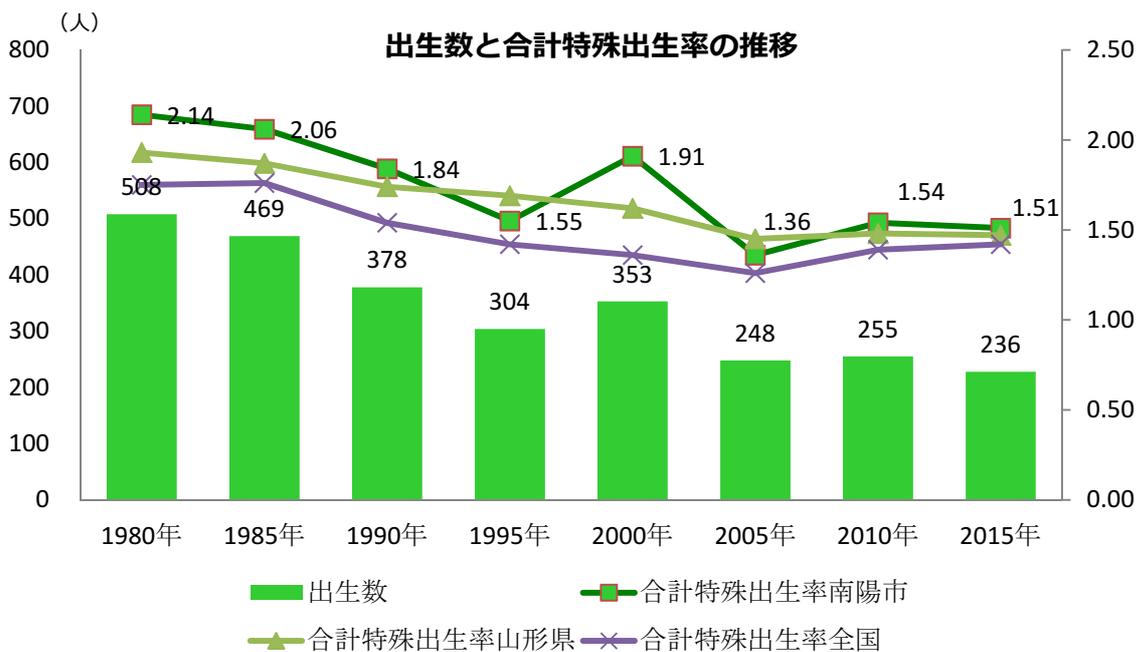


(4) 子どもの状況

本市の未就学児及び小学生は近年、年4%程度の割合で減少しています。

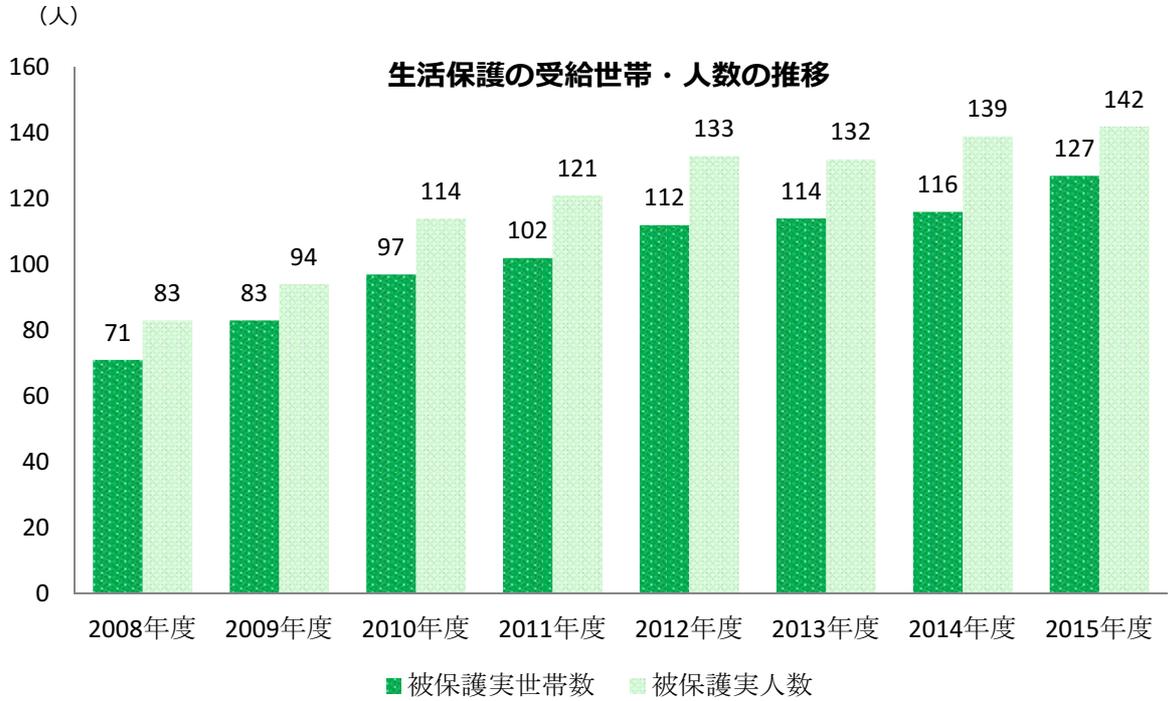


本市の出生数、及び合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子どもの平均数）は、1971年～1974年生まれの団塊ジュニア世代が出産期にあたる2000年に上昇に転じた以外は、ほぼ減少傾向にあります。本市の合計特殊出生率は、過去には全国平均よりも上回っていましたが、2005年以降は全国平均並みで推移しています。



(5) 生活保護の状況

本市で生活保護を受給している世帯及び実人数の伸びは、近年、年8%で推移しています。保護率（人口1,000人当たり生活保護受給者数）は、2015年4.0人で全国平均（2014年17.0人）や山形県平均（2014年6.5人）より低い値となります。



第2節 計画策定に向けた地域課題等の把握

(1) 市民アンケート調査による本市の地域課題

<調査の概要>

① 調査の目的

南陽市地域福祉計画を策定するにあたり、子育て環境の変化や高齢社会に伴う福祉ニーズの多様化に対応するため、地域でともに暮らす人々が、障がいの有無や年齢、性別に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して生活が送れる社会を地域全体で築いていく地域福祉について、現状や課題を把握する必要があります。

そのため、住民及び地域活動・地域福祉活動を行う人たちが行政機関と連携し、各々の特性を活かしながらよりよい方策を見つけ、その目標を定める基礎資料となる市民アンケート調査を実施しました。

② 調査対象者・方法

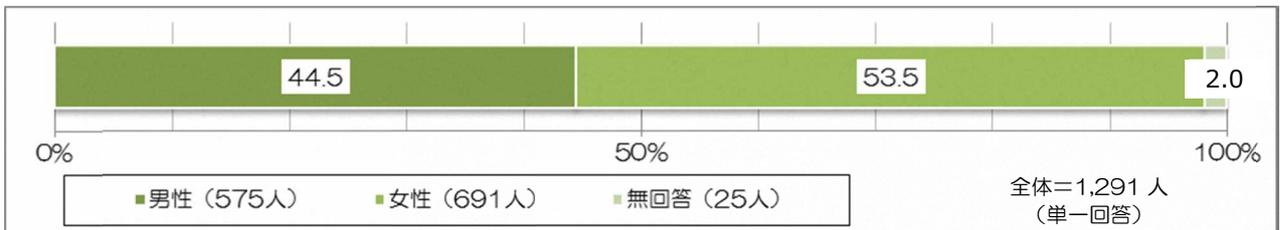
平成29年8月10日から平成29年8月31日にかけて、南陽市在住の20歳以上の成人から無作為に抽出した2,000人を対象に調査票を郵送し、1,291人より回答を得ました。

(回収率 64.6%)

<回答者について>

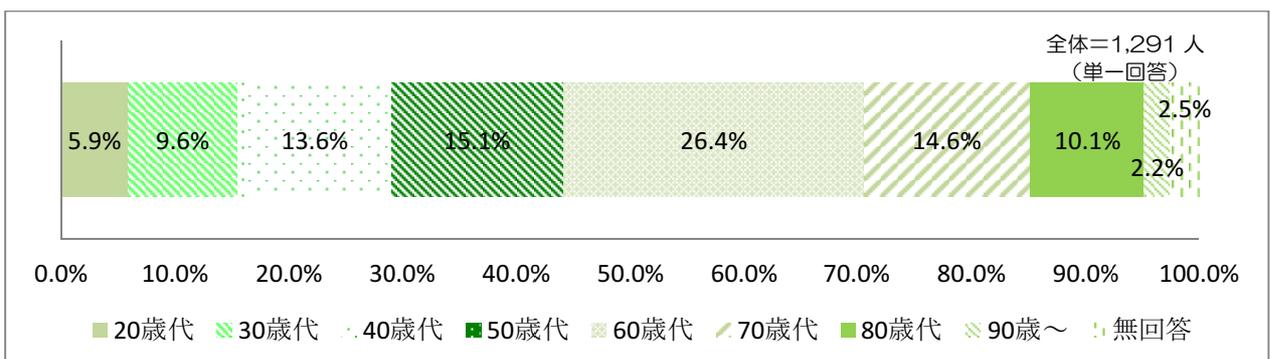
① アンケート回答者の性別

アンケート回答者の男女比は「男性」の割合が44.5%、「女性」の割合が53.5%となっています。



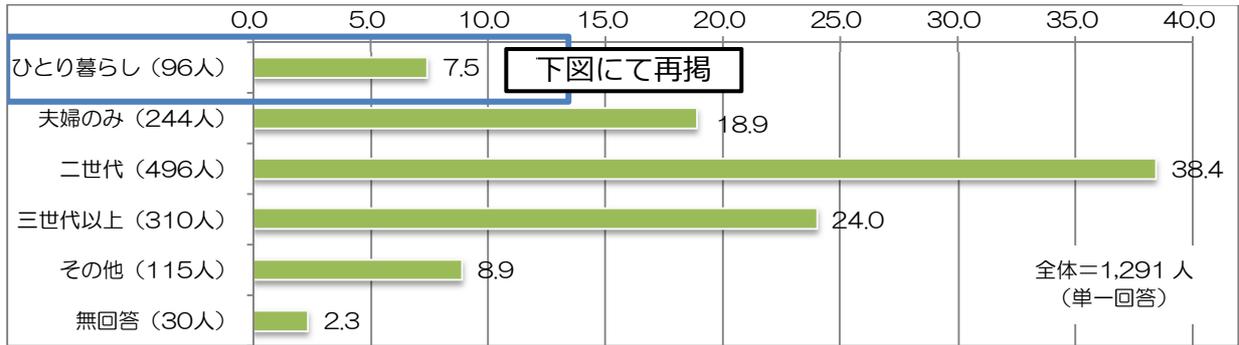
② アンケート回答者の年齢

アンケート回答者の年齢は「60歳代」の割合が26.4%と最も高く、次いで「50歳代」の割合が15.1%、「70歳代」の割合が14.6%となっています。

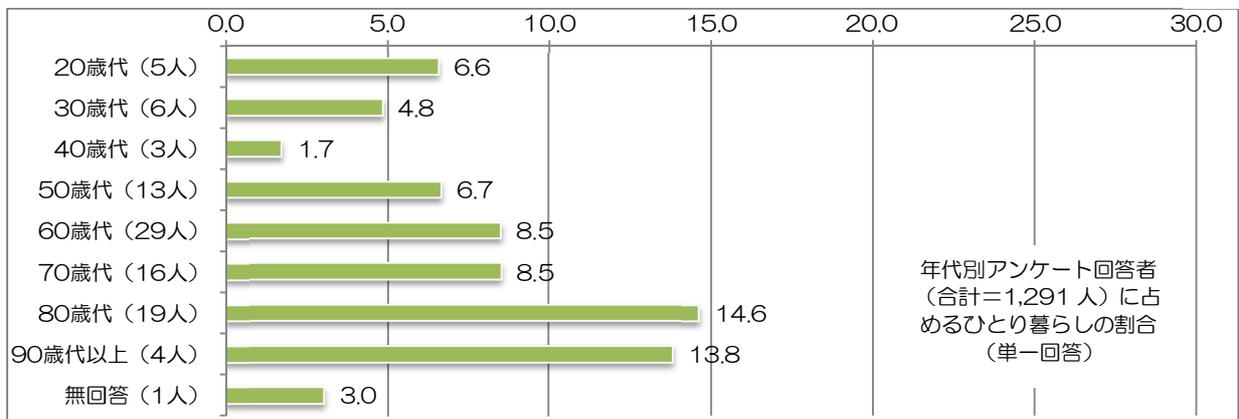


③ アンケート回答者の家族構成

アンケート回答者の家族構成は「二世世代家族」の割合が38.4%と最も高く、次いで「三世世代家族以上」の割合が24.0%、「夫婦のみ」の割合が18.9%となっています。(%)



年代別（前頁②のアンケート回答者の年代ごとに占める割合）のうち、ひとり暮らし率については、80歳代が一番高く14.6%、次いで90歳以上が13.8%となっています。(%)

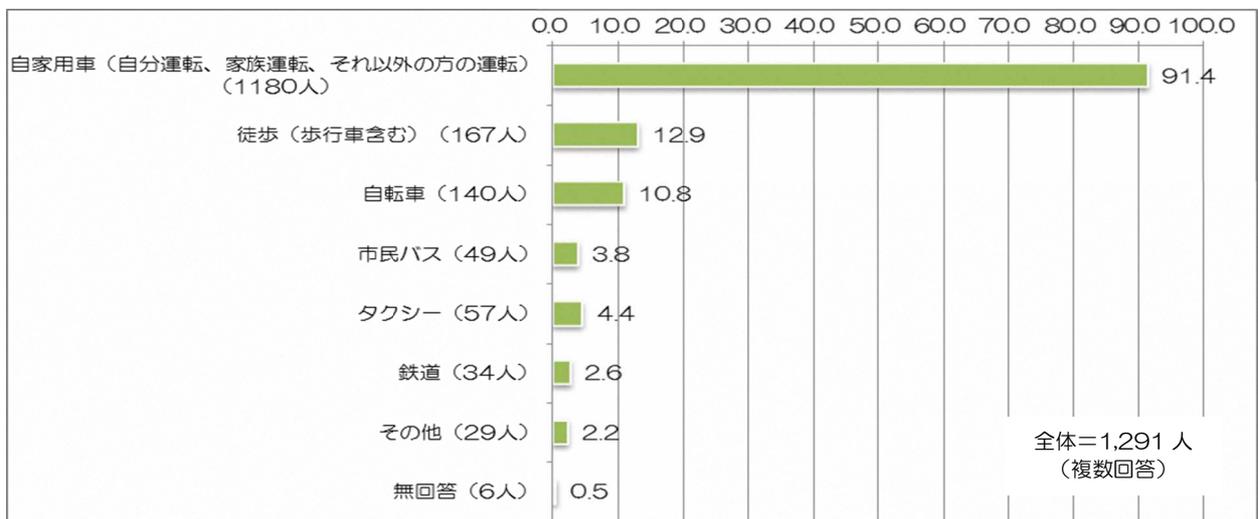


<調査結果の概要>

① 買い物や通院時の交通手段

買い物や通院時は、どのような交通手段を利用しますか。

本市では、「自家用車（自分、家族、それ以外の方の運転）」の利用割合が91.4%と非常に高く、次いで「徒歩（歩行者含む）」の割合が12.9%となっています。一方で「市民バス」、「タクシー」、「鉄道」等公共交通機関の利用についてはいずれも5%以下と低くなっています。(%)

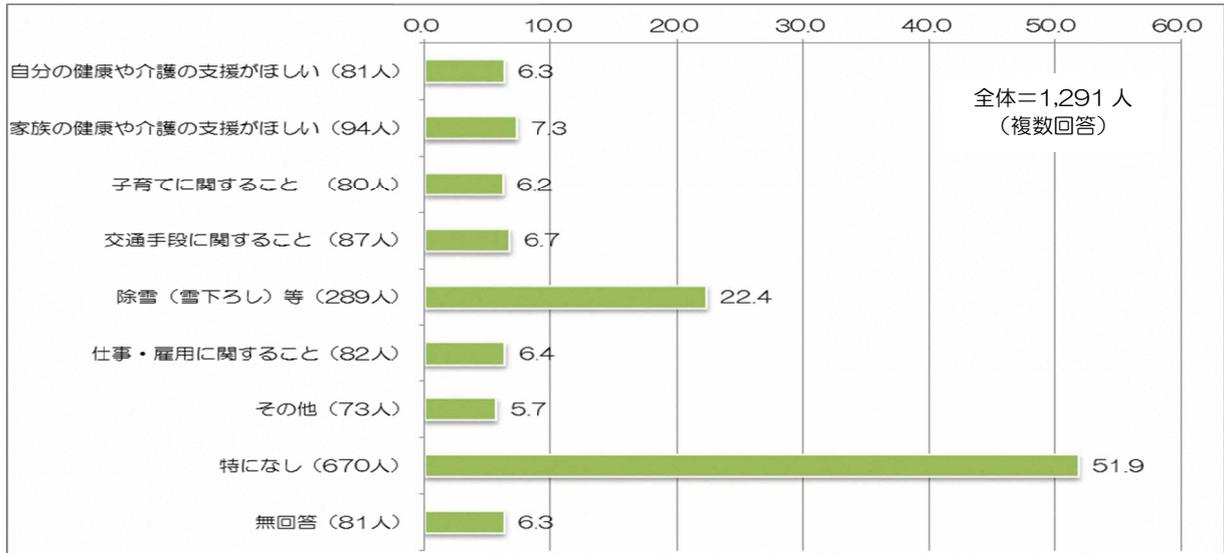


なお、年代別では、80歳～90歳代の方の移動手段は、他の年代と比較すると「タクシー」の利用率が高くなっています。

② 日常生活での困りごと

生活の中での困りごとはどんなことですか。（支援、手伝ってほしいこと）

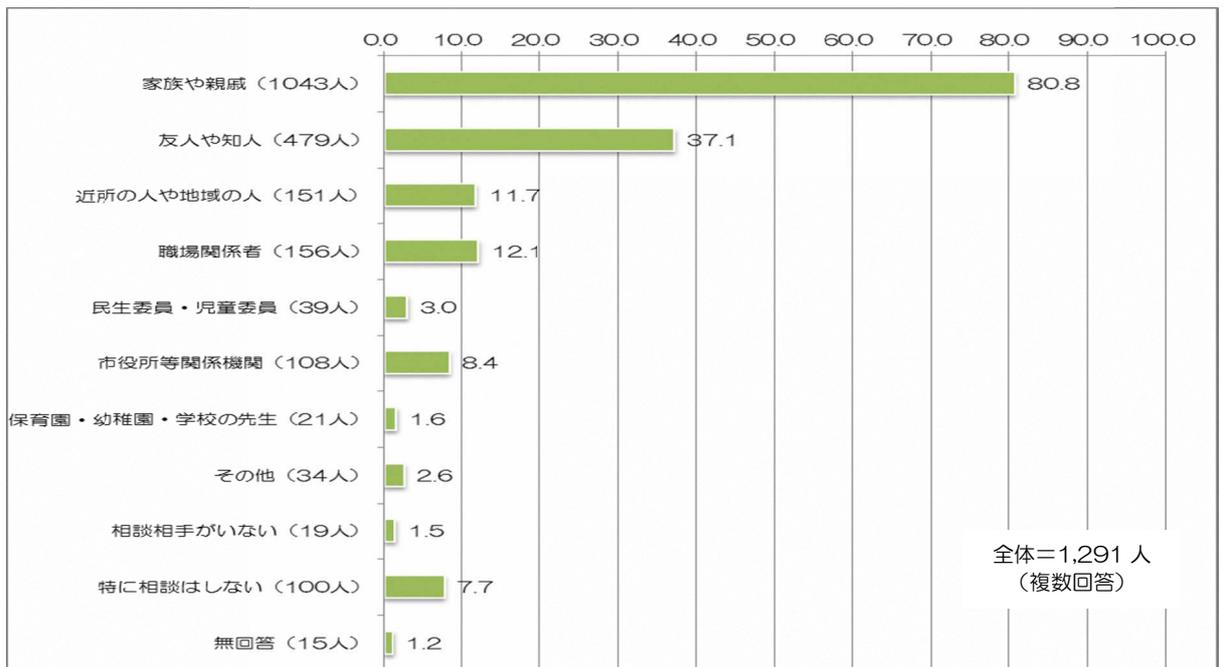
日常生活での困りごととして「除雪（雪下ろし）等」で困っていると回答した割合が22.4%と最も高く、次いで「家族の健康や介護の支援がほしい」が7.3%、「交通手段に関すること」が6.7%となっています。除雪で困っている人が多いことが南陽市の特徴です。(%)



③ 日常生活で困ったときの相談相手

生活の中で困ったときは、どなたに相談しますか。

日常生活で困ったときの相談相手として「家族や親戚」の割合が80.8%と最も高く、血縁者以外では「友人や知人」の割合が37.1%、次いで「職場関係者」が12.1%となっています。一方、「民生委員・児童委員」と回答した割合は3.0%となっています。(%)

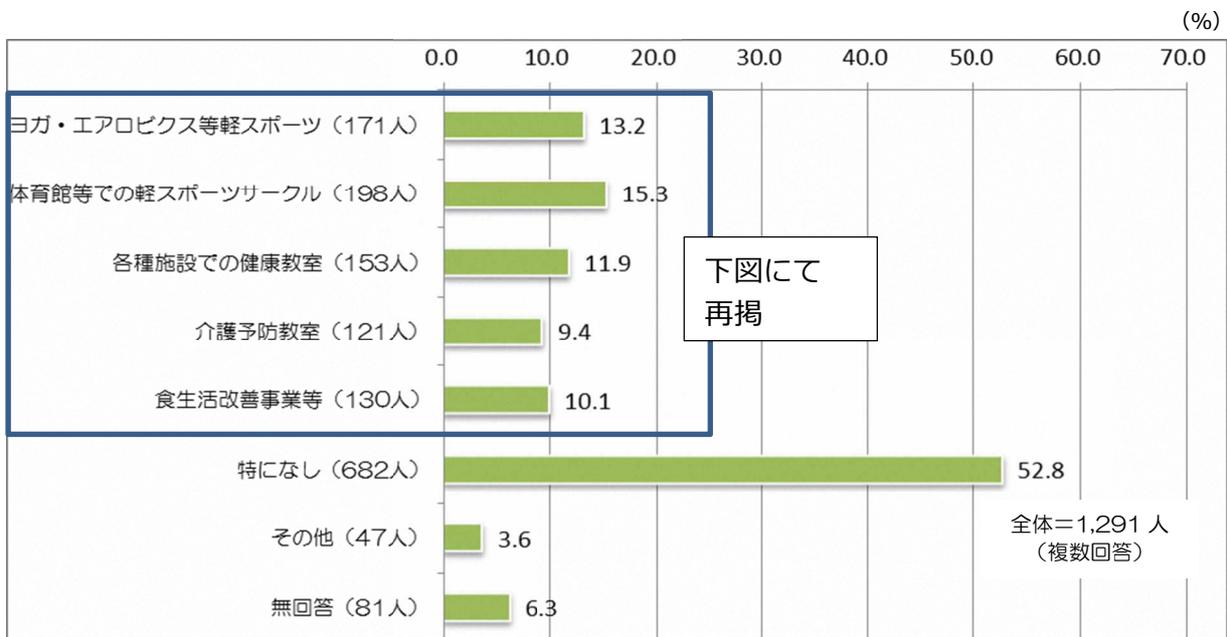


④ 健康づくりのための機会に関する要望

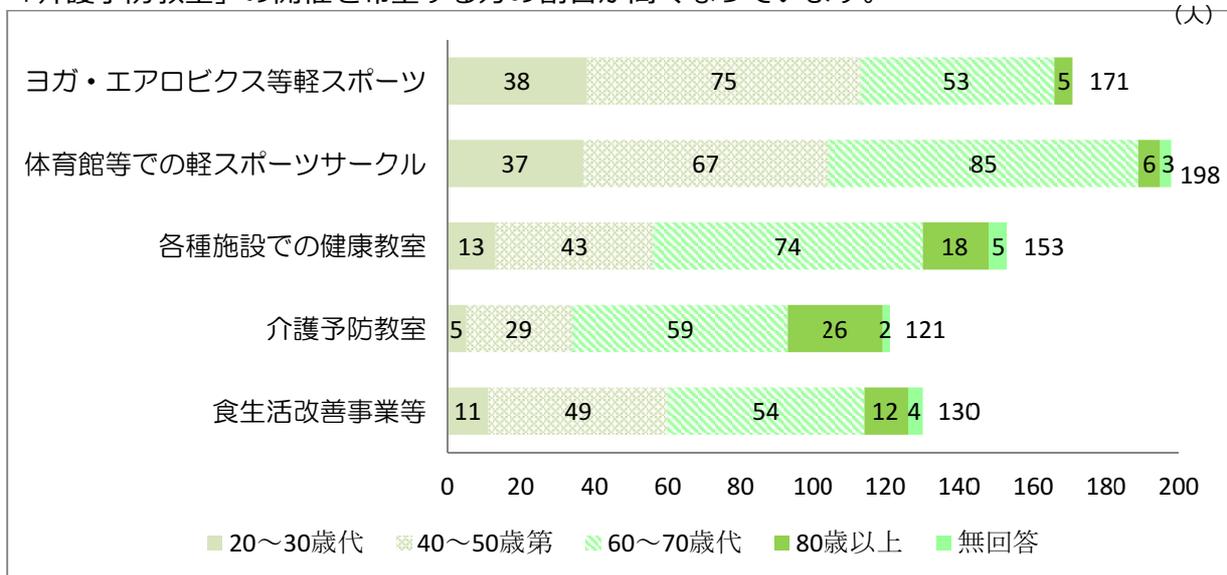
健康づくりのために実行していること、また、地域で開催してほしいことはありますか。

健康づくりのために実行していることは「特になし」と回答した割合が65.7%と高く、次いで「ウォーキング等軽スポーツ」が24.0%と、健康づくりの意識が低い傾向にあります。加えて「各種健康教室への参加」が3.5%、「介護予防教室への参加」が2.4%と、参加型の健康づくりの実施率も低い状況です。

下記の図は、健康づくりとして地域で開催してほしいことについての調査結果ですが、「特になし」と回答した割合は52.8%と高くなっており、「体育館等での軽スポーツサークル」を開催してほしいが15.3%、「各種施設での健康教室」が11.9%、「食生活改善事業」が10.1%となるなど、参加型での健康づくりの開催希望が多く、こうした機会を増やすことで、健康づくりの意識変化が期待できるものと考えられます。併せて参加型での健康づくりの実施率についても改善されるものと考えられます。



年代別の状況については以下の通りとなっており、「80歳～90歳代」の方については「介護予防教室」の開催を希望する方の割合が高くなっています。



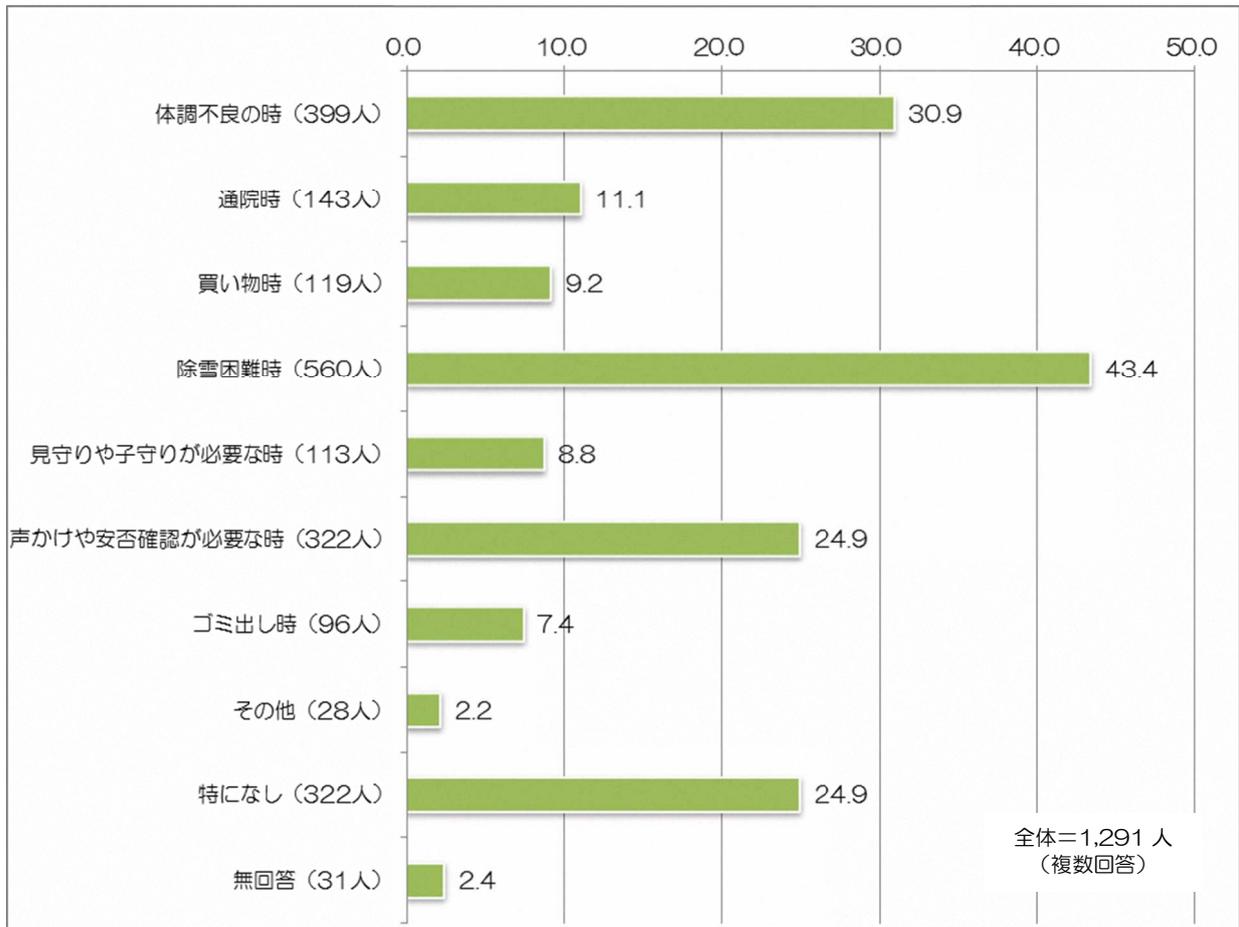
⑤ 地域からの手助けを必要とする場面

もし、あなたやご家族に何らかの手助けが必要となった場合、ご近所に、どのような場面で手助けをしてほしいと思いますか。

地域（近所）に手助けをしてほしい場面として「除雪困難時」と回答した割合は43.4%と最も高く、約半数の方において除雪困難となったときに手助けをしてほしいとされています。日常生活での困りごととして「除雪（雪下ろし）等」で困っていると回答した割合が22.4%となっていることから、「除雪（雪下ろし）等」については、より一層の手助けが求められていると考えられます。

また、「体調不良の時」が30.9%、「声かけや安否確認が必要な時」が24.9%と、健康不安時に手助けしてほしいという回答も高くなっています。

(%)



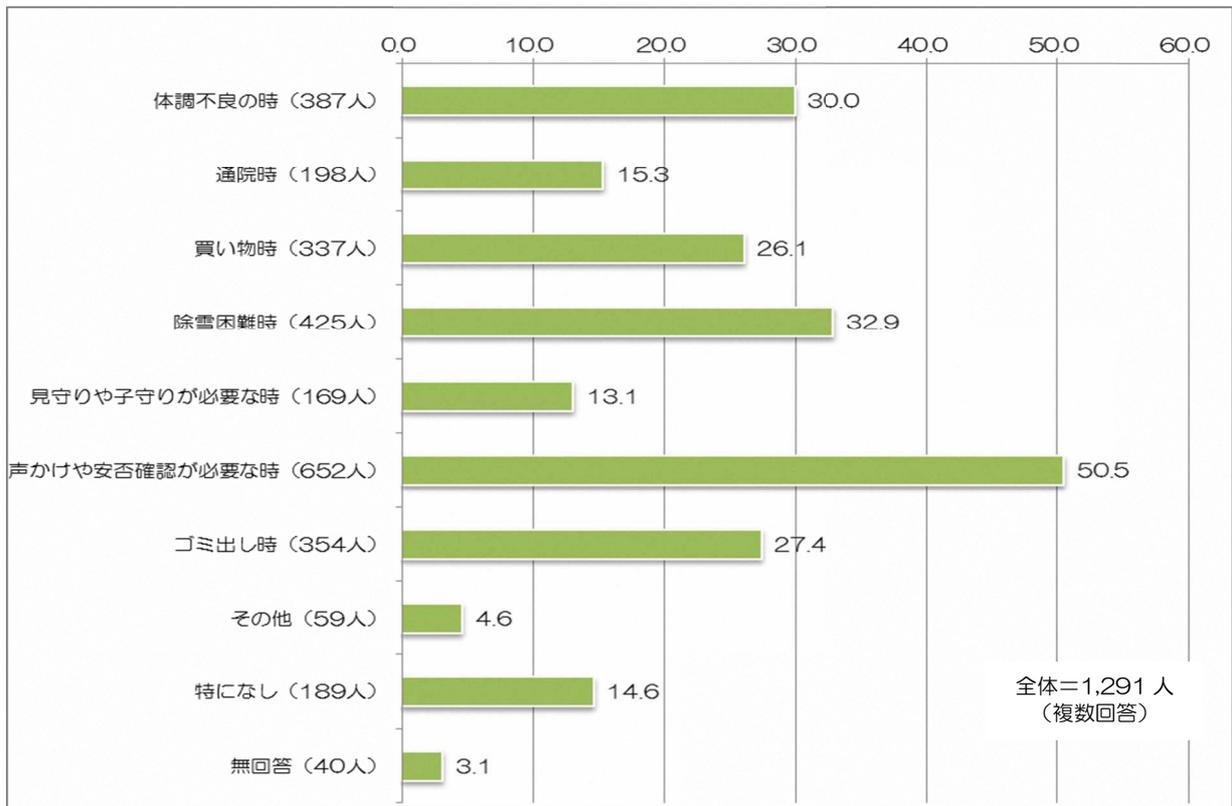
⑥ 地域に対して手助けができる場面

ご近所に手助けが必要な方がいた場合、あなたはどのような場面で手助けができると思いますか。

近所に対して手助けができる場面として、半数以上（50.5%）の方が「声かけや安否確認が必要な時」であれば近所に対して手助けができるとの回答となっています。また「除雪困難時」に手助けができると回答した割合も32.9%と高くなっています。

前述では「除雪困難時」や「声かけや安否確認が必要な時」に手助けを求める回答の割合が高いことから、地域として連携を図ることで、こうした課題を解決することができると考えられます。

(%)



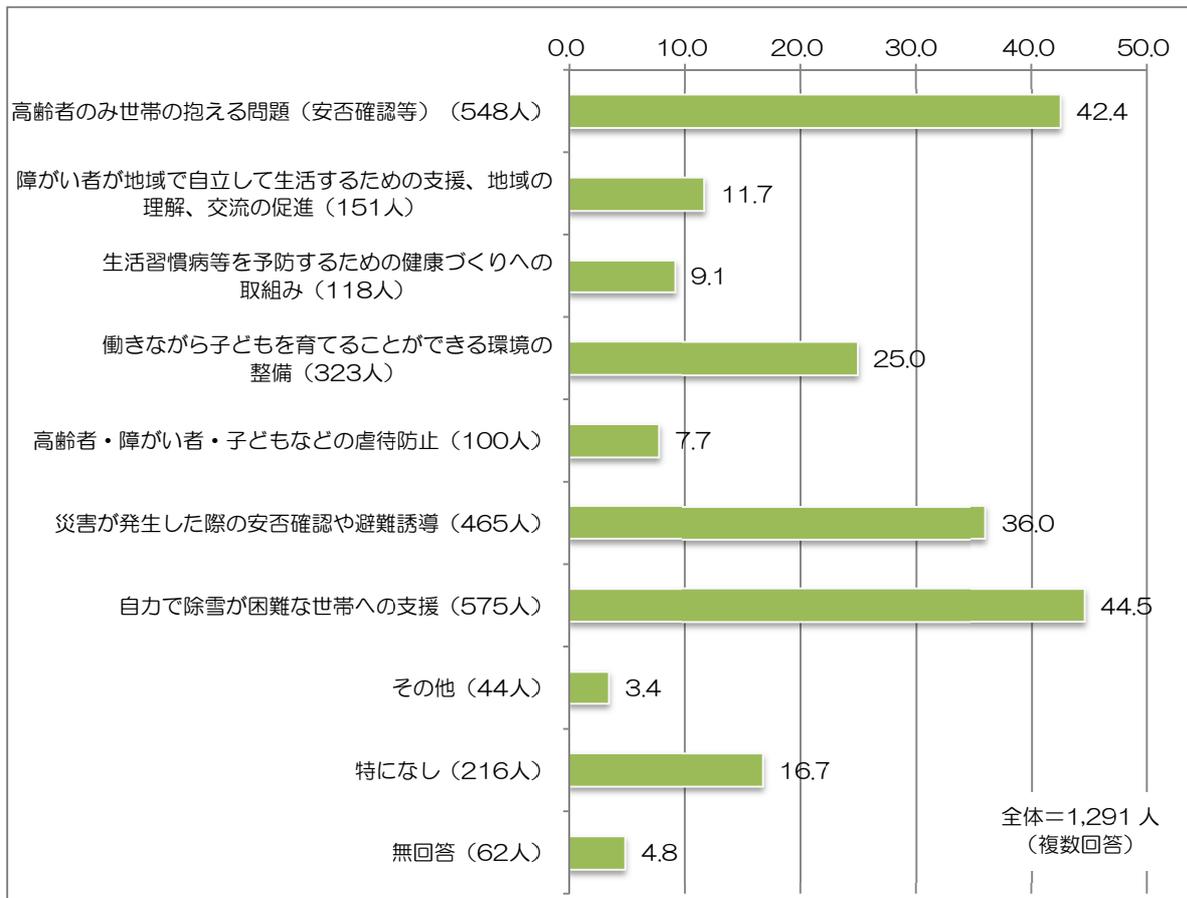
⑦ 地域における課題

あなたの地域で優先的に解決しなければならない課題はありますか。

地域における優先的に解決すべき課題として「自力で除雪が困難な世帯への支援」が44.5%と最も高く、次いで「高齢者のみ世帯の抱える問題（安否確認等）」が42.4%となっています。「除雪困難」や「声かけや安否確認」については地域の課題として多くの方が優先的に解決すべきと捉えています。

また、「働きながら子どもを育てることができる環境の整備」についても25.0%と、約1/4の方が解決しなければならない課題として挙げており、子育て支援についても多くの課題があるといえます。

(%)



⑧ 市や関係団体で取り組んでいる主な福祉サービスの認知度

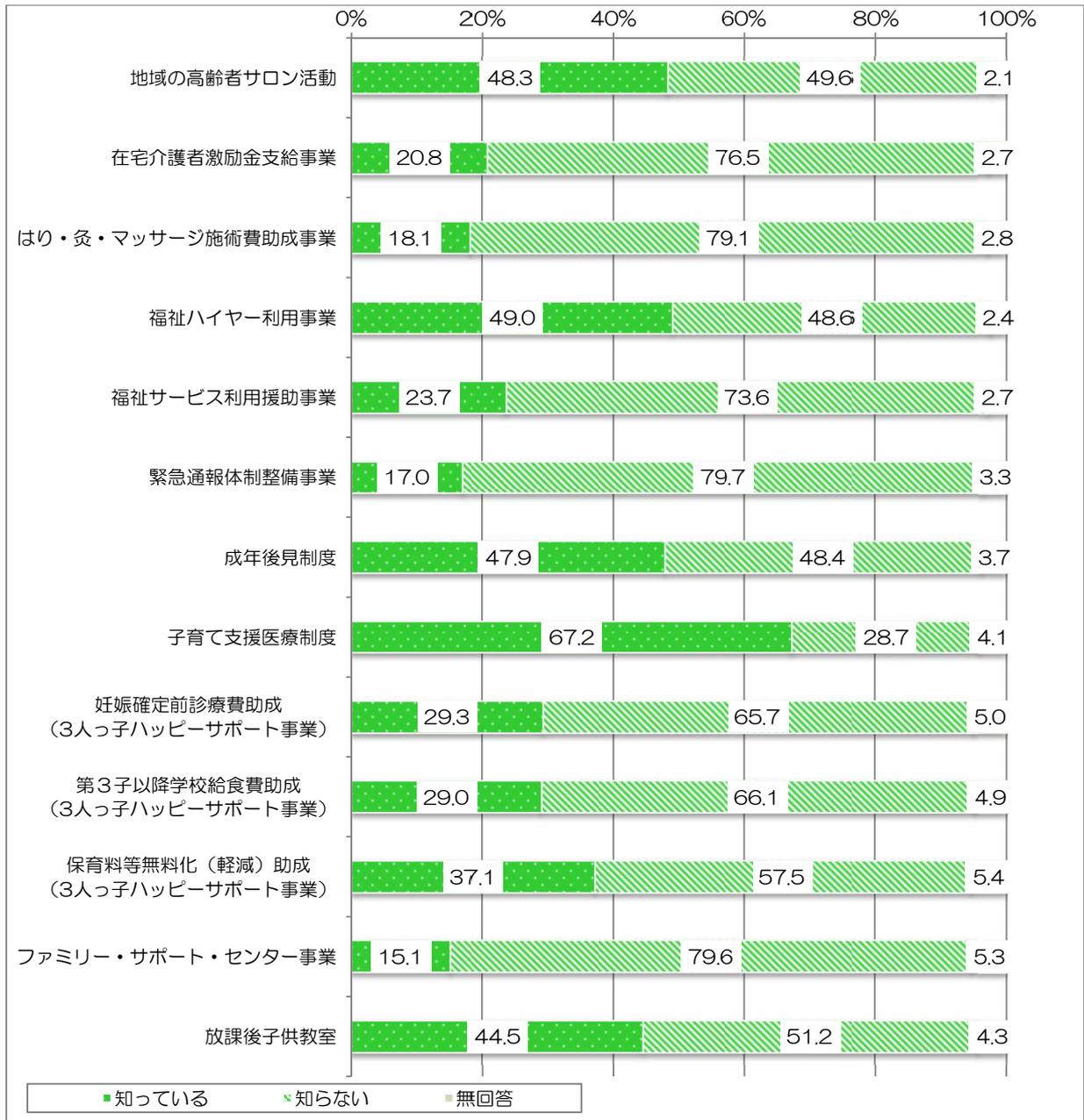
市や関係団体で取り組んでいる下記の活動を知っていますか。

市や関係団体で取り組んでいる福祉サービスについて「子育て支援医療制度」の認知度が最も高く67.2%となり、次いで「福祉ハイヤー利用事業」が49.0%となっています。

一方で「ファミリー・サポート・センター事業*」が15.1%、「緊急連絡体制整備事業」が17.0%と認知度が低くなっています。

3人っ子ハッピーサポート事業*については概ね3割程度の認知率となっています。

(%)



全体=1,291人
(単一回答)

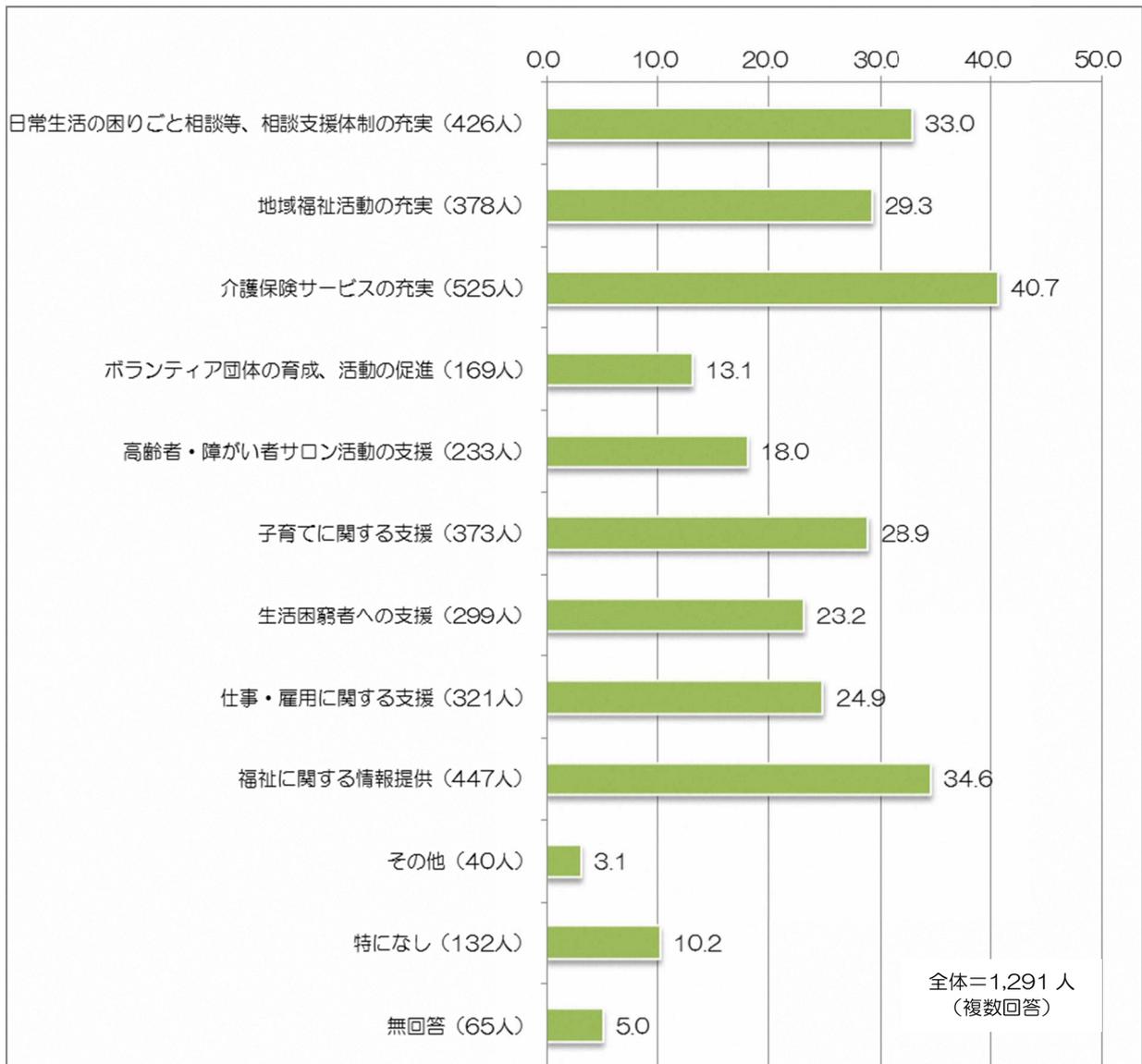
⑨ 市や関係団体による福祉サービスの充実化に関する要望

今後充実してほしいと思うものは何ですか。

市や関係団体で取り組んでいる福祉サービスについて充実を希望することとして「介護保険サービスの充実」が最も高く 40.7%となり、次いで「福祉に関する情報提供」が 34.6%、「日常生活の困りごと相談等、相談支援体制の充実」が 33.0%となりました。

また「子育てに関する支援」が 28.9%となるなど、地域で優先して解決すべき課題としてあげられた「高齢者のみ世帯の抱える問題」「声かけや安否確認」「働きながら子どもを育てることができる環境の整備」など、高齢化や働き方改革に伴う子育て支援における福祉サービスの充実と、相談支援体制の充実を希望していることがわかります。

(%)

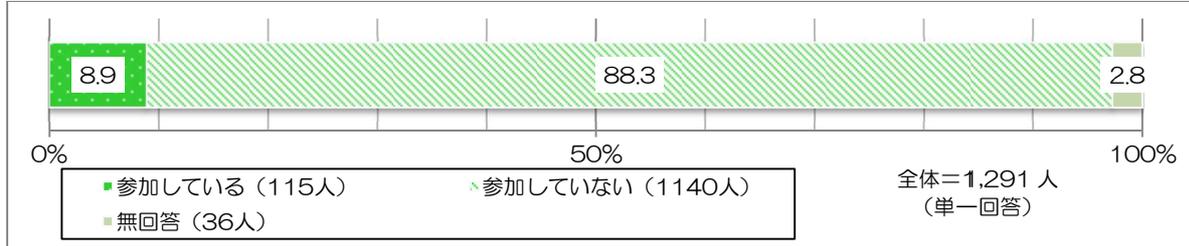


⑩ ボランティア活動参加状況

現在、ボランティア活動に参加していますか。

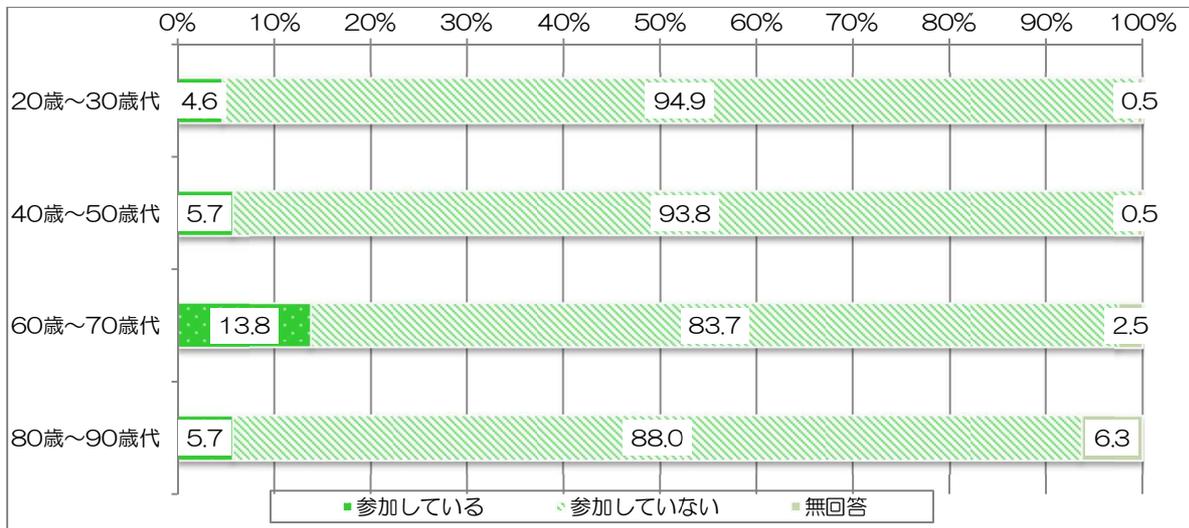
ボランティア活動への参加状況について「参加している」と回答した割合は8.9%となっています。

(%)



年代別においては「60歳～70歳代」が一番高く13.8%となっている一方で、「20歳代～30歳代」が4.6%と、「60歳～70歳代」の約1/3の参加率となっています。

(%)



全体=1,291人
(単一回答)

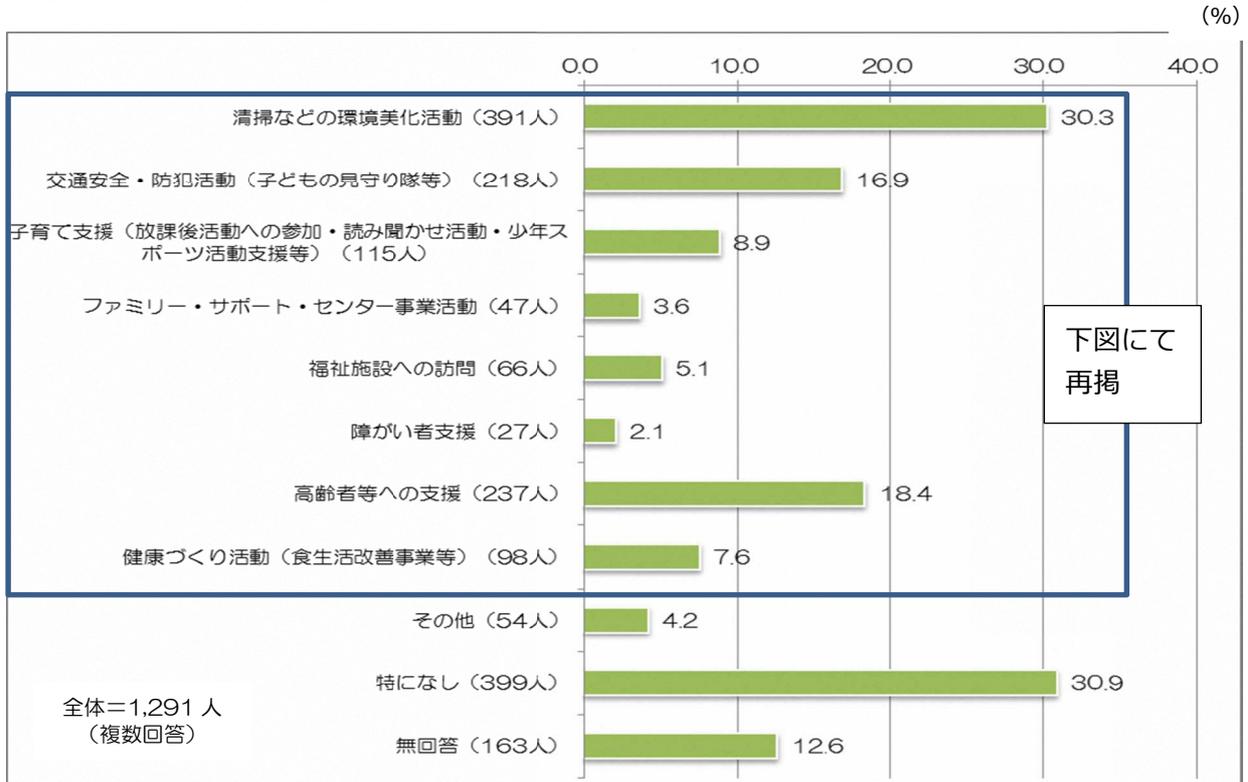
なお、ボランティア活動への参加状況について「参加している」と回答した方のうち、具体的な活動内容としては、「食生活改善事業」、「環境美化活動」「子どもの見守り隊」「除雪ボランティア」などが挙げられています。

⑪ ボランティア活動への参加の可能性

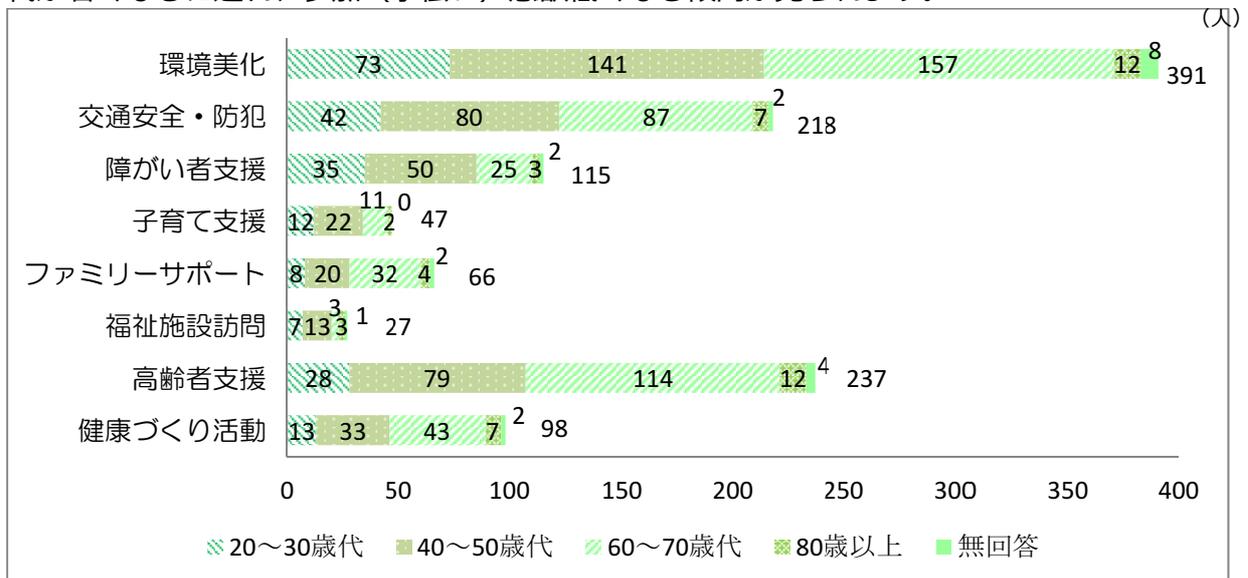
参加しても（手伝っても）よいと思うのはどんな活動ですか。

ボランティア活動として参加してもよいと思う活動として「清掃などの環境美化活動」と回答した割合は最も高く 30.3%となっています。

また、「高齢者等への支援」が 18.4%、「交通安全・防犯活動（子どもの見守り隊）」16.9%となるなど、高齢者支援、子育て支援としてのボランティアについて参加してもよいと思っている方が多く見られます。



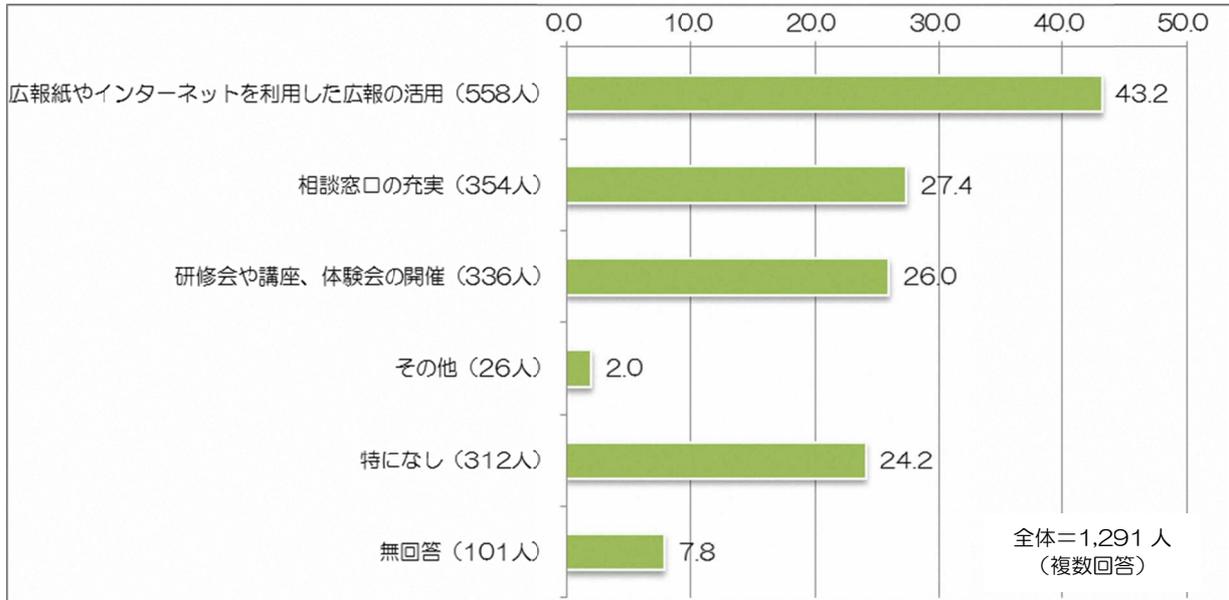
年代別について、「清掃などの環境美化活動」については「20歳～30歳代」あるいは「40歳～50歳代」の方の参加（手伝い）意欲が高く見られている一方で、高齢者への支援については「60歳～70歳代」が最も高く、「40歳～50歳代」、「20歳～30歳代」と年代が若くなるに連れ、参加（手伝い）意欲低くなる傾向が見られます。



⑫ ボランティア活動への参加のきっかけづくり

活動のきっかけとして、どのようなことが必要だと思いますか。

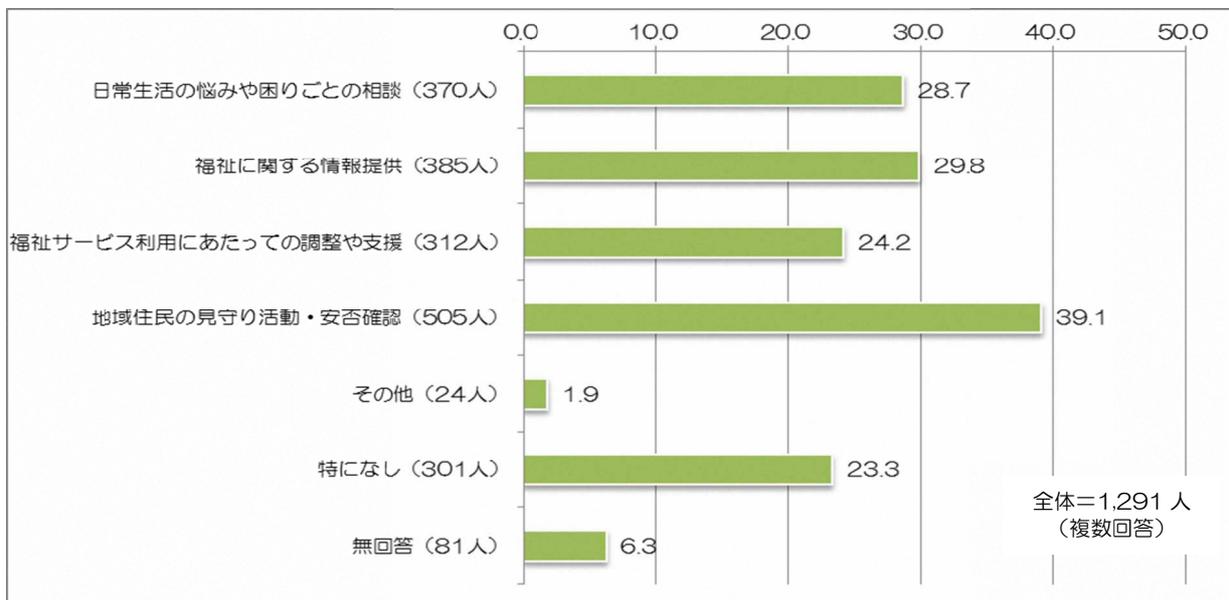
ボランティア活動への参加のきっかけづくりとして「広報紙やインターネットを利用した広報の活用」との回答が最も高く43.2%となっています。また、「相談窓口の充実」が27.4%、「研修会や講座、体験会の開催」が26.0%と、実際に話を聞く機会を作ることがボランティア活動の参加のきっかけづくりとして必要であるとの回答になっています。(%)



⑬ 民生委員・児童委員に対する充実希望活動

民生委員・児童委員の活動のうち、特に充実してほしいのは何ですか。

民生委員・児童委員に充実してほしい活動として「地域住民の見守り活動・安否確認」と回答した割合が最も高く39.1%となっています。また、「福祉に関する情報提供」と回答した割合が29.8%、「日常生活の悩みや困りごとの相談」と回答した割合が28.7%と情報連携や相談という活動前の情報連携等の充実化を希望しています。(%)



⑭ 見守りや支え合いなどの地域における取り組みの充実化の方法

今後、見守りや支え合いなどの地域における取り組みがますます重要となってきます。こうした活動を充実させるためには何が必要と考えますか。

地域における取り組みの活動を充実させるために必要なこととして、「日頃からの地域コミュニケーションが必要」との回答が一番多くなっています。

⑮ 市の福祉活動の取り組みに関する要望

市ではいろいろな福祉活動に取り組んでいますが、常日頃困っていることや、地域にあったらいいなと思うことなど、ご自由にご意見をお願いします。

福祉活動の取り組みに関する要望として、各種福祉活動の認知が低いことから、「福祉活動の取り組み内容がわからないので、小冊子等で情報提供をお願いしたい」というような取り組みの情報提供を求める意見が多く見られます。

また、高齢者サロンの充実やデマンド交通等の自家用車代替手段の確保、学童時間の延長等の子育て支援など高齢者福祉だけでなく子どもを含めた地域「丸ごと」の福祉活動が求められています。

(2) 市内関係者ヒアリング等による本市の地域課題

民生委員・児童委員は常日頃から地域住民のあらゆる生活上の相談に応じるとともに、地域社会の実情を把握することに努めていることから、民生委員・児童委員協議会を通じて地域課題の集約を依頼し、要望や提案の形で情報の提供を受けました。そのうち主なものを以下に示します。

- ・市民バスが使いにくい。デマンドまでとはいかなくても、高齢者の交通手段を細かく検討してほしい。特に沖郷地区に必要。
- ・学童保育施設のスペースが狭い。
- ・障がい者の就労施設が少ない。増やしてほしい。
- ・介護ケア・デイケア等、空き家を利用できないか。
- ・認知症予防対策を考えてほしい。
- ・病院や施設からのたらい回しをどうにか解決してほしい。
- ・民生委員の役割が地区に周知されていない。対応が必要。
- ・高齢者が多く参加できるようなサロンの改善策が必要。
- ・災害時には、地区内の役員との連携対策が必要。
- ・（先進事例として）地区でネットワークをつくり、協力員を置いている。2人一組で見守りをし、情報の共有をはかっている。地域ネットワークに民生委員も加入している。

これらの課題を策定委員会に報告するとともに、解決に向けて取り組むために協議を進め、本計画に反映しました。

本計画と同時期に高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、課題の把握のために65歳以上の市民を対象にアンケートを実施しています。

また、南陽市議会議員、関係団体及び学識経験者、介護保険施設・事業者、市民・被保険者を代表する者から構成される策定委員が協議し、策定しています。

両計画は相互に整合をとるべきものであることから、高齢者福祉計画・介護保険事業計画のうち地域福祉に関連する部分は本計画にも盛り込みました。

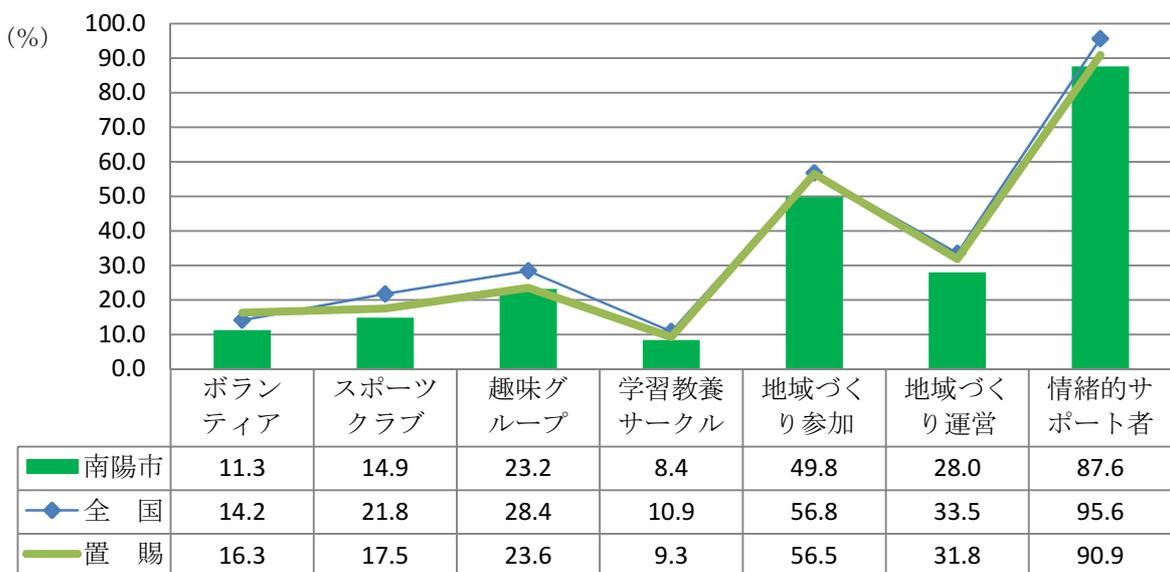
(3) 介護予防ニーズ調査より社会参加の状況

今後、団塊世代が75歳以上となり高齢化が一段と進む2025年の高齢者介護のあるべき姿を念頭におきながら、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。

そこで本市では高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）の策定にあたり、高齢者の生活実態や課題、さらには必要となるサービスを把握・分析し、介護が必要とならない健康づくりや介護予防に向けた取り組みを計画に反映するための基礎資料とすることを目的に、平成29年1月に要介護認定者を除く高齢者を対象に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（郵送配布・郵送回答）を行いました。

本項では同調査結果のうち地域福祉を推進する上で重要な取り組みとなる「地域での活動の状況」について、国から提供されている地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の市区町村と比較しました。

高齢者の社会参加の状況



(資料) 地域包括ケア「見える化」システム

ボランティア活動に参加している高齢者の割合は11.3%である一方、地域づくりに参加の意向を持つ高齢者は49.8%、地域づくりの企画・運営の意向を持つ高齢者は28.0%に上ります。きっかけづくりや情報を提供・共有することで、社会参加や生きがいづくりに主体的に取り組む意向が伺えます。

一方、全国（システム入力済みの472市区町村）及び置賜地区（システム入力済みの米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、及び白鷹町の6市町）の平均値と参照比較すると、全ての項目において本市の高齢者の社会参加率は低い値となりました。

高齢者の大半は趣味や生きがいを持ち、近所や同じ地域を中心に複数の友人関係を保ち、スポーツや趣味の活動に参加しながら暮らしている様子が見られます。そうした中で、心配事や愚痴を聞いてもらったり、聞いてあげたりしているケースが多くなっています。このように高齢者が身近な地域との関係を深めることによって、心配事や疾病の早期発見、早期予防にもつながります。

また、情緒的サポート相手となる人がいる高齢者の割合は87.6%となっておりますが、その他の高齢者は8人に1人、本市の高齢者全体に換算すると約1,200人いると推定されることから、孤立化傾向のある高齢者に対して、住民同士のつながりを緊密化して声かけや見守りの強化が喫緊の課題となっています。地域の高齢化や核家族化の進行を考えると、地域住民同士の相互扶助の醸成が不可欠です。



第3章 計画の理念と体系

第1節 地域共生社会の必要性

本市の高齢化率は、平成28年10月現在31.5%で、すでに超高齢社会に突入していますが、2025年には34.1%、2040年には39.3%になると見込まれています。

高齢化率の上昇は、行政コストの増大を招きます。平成26年度患者調査の概況（厚生労働省）によると、全国の入院患者数に占める高齢者の割合は71.2%です。また、本市の介護人保険の認定者に占める高齢者の割合は98.2%です。さらには、多くの高齢者が求める除雪などのほか高齢者が関わる様々な事業が実施されていますが、それぞれの事業費が増える要因となっています。

このように行政コストが平均寿命の伸びとともに年々増大していますが、少子高齢化が進行する状況下で市民が負担できる費用を考慮すれば、際限なく行政サービスを増やすことはできないというのが現状です。

一方、高齢者は地域社会における人的資源でもあります。平均寿命が延び続ける中、65歳を超えても元気であると認識し、就労や社会参加を通じて現役として活躍している人たちが多くなっているため、高齢者を一律に区切って、支えられる人と捉えることは、実態にそぐわなくなっています。

これまで社会の様々な分野の第一線で活躍してきた高齢者はその経験を活かし、引き続き働く環境が整備されつつあります。一方で、緩やかに第一線を退きながら、超高齢社会における地域の担い手として、ボランティアやその他の役割を求める高齢者もいるでしょう。また、その他の社会参加を求める高齢者の声もきかれます。

高齢者が、それぞれの能力や意欲を十分に発揮し、就労や社会参加等の多様な活躍の場を確保し、生涯現役社会の実現を進めていくことが求められます。そのためにも、これまでのような行政サービスによるものだけではなく、住民のボランティア等も活用したサービスの開発や提供を進めていくとともに、従来のサービスの内容についても、利用者の自立支援につながるものにするなど、制度の適正化を進めることが必要になります。

これらの課題を包括的に解決するものが、住民同士がともに支えあう地域共生社会であり、住民と行政、その他の関係機関とが連携しながら、支援が必要な人を支えるのが地域包括ケアシステムです。



第2節 基本理念

子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある人もない人も、地域で暮らしている人は誰でも社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重しあうことが大切です。すべての人が人として尊厳をもって、住み慣れた家や地域の中で安心してその人らしい自立した生活を営むことができるように、お互いの生活上の課題を認識し、支え合って「共に生きる社会づくり」を進めることが、地域福祉を推進する基本的な考え方です。

このためには、生活上の課題を持つ人だけでなく、地域住民全体が「共に生きる社会」を実現すべきであるという価値観を共有することが必要とされ、住民と行政が相互に話し合い、理解しあいながら協働する「公民の協働（パートナーシップ）」の考え方を持つことが重要です。住民と行政は共に「福祉は行政が行うもの」といった意識を改め、住民は地域課題の解決に向けて社会福祉に関する活動に主体的に参加していくことが期待されます。

地域福祉推進の理念として、国の社会保障審議会福祉部会報告では、①住民参加の必要性、②共に生きる社会づくり、③男女共同参画、④福祉文化の創造が重要な留意点とされており、さらに支援を必要とする住民（世帯）が抱える、多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び解決に向けた行政機関その他の関係機関との連携が積極的に行われることを目指すとしています。

南陽市としては、「市民一人ひとりの取り組みと住民相互の支え合い」を地域福祉の基本理念として、今後の地域づくりのため地域福祉の推進を図ることが重要と考えます。

基本理念

市民一人ひとりの取り組みと住民相互の支え合いのまち 南陽



第3節 南陽市における地域包括ケアの考え方

地域包括ケアシステムは、日常生活圏域において、在宅医療、訪問介護・看護サービス、見守り・買い物支援等の生活支援サービス等を必要に応じ組み合わせることにより、高齢者が要介護等の状態となっても住み慣れた居宅、地域で暮らし続けることを目指すものです。

本市では、第6期介護保険事業計画（平成26年度～29年度）において、地域の実情に応じて取り組む、地域包括ケアシステムの構築を重点的課題と位置付け、整備を行ってきました。第7期介護保険事業計画（平成30年度～32年度）においても、地域包括ケアシステム構築の取り組みを深化させ、これまで整備してきた地域資源を活用した自助、互助、共助、公助の取り組みを推進することで、介護・予防・医療・生活支援・住まいの一体的な提供の実現を目指します。

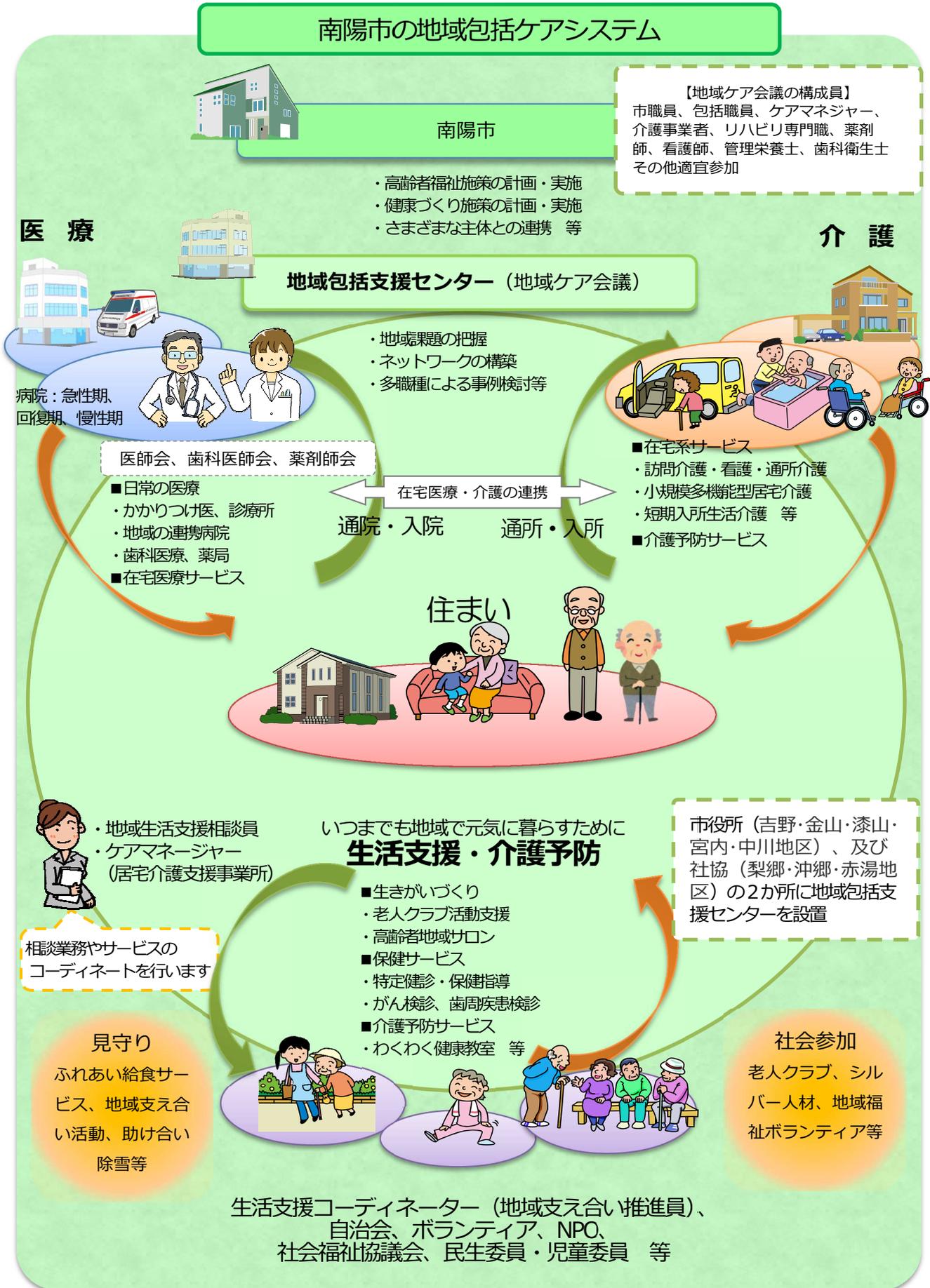
地域包括ケアの深化による地域共生社会の実現に向けて

自分の親と配偶者の親の介護を同時期に行う「多重介護問題」、引きこもりの長期化や精神障がいのある人とその親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう「80・50問題」、生活困窮等に直面する世帯の増加など、様々な問題が複雑化してきています。これまでの高齢者に加えて、障がい者、子どもの地域生活に対し、医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供し支援する「地域包括ケアシステム」を構築、深化させて「地域共生社会」を実現することが重要な課題となっています。

現在、本市には、高齢者を対象とした地域包括支援センター*、障がい者を対象とした地域生活支援センター*、子育て世代を対象とした地域子育て支援センター*及び子育て世代包括支援センター*等の相談窓口があります。各相談窓口の機能は同一のものも多く、機能的に統合型にすることで、保健福祉各分野における縦割りをなくし効率化を図ることができます。本市では、平成30年度末までに「丸ごと」型の総合相談支援のあり方や連携の強化策について検討します。



南陽市の地域包括ケアシステム



【地域ケア会議の構成員】
市職員、包括職員、ケアマネジャー、
介護事業者、リハビリ専門職、薬剤師、
看護師、管理栄養士、歯科衛生士
その他適宜参加

- ・高齢者福祉施策の計画・実施
- ・健康づくり施策の計画・実施
- ・さまざまな主体との連携 等

地域包括支援センター（地域ケア会議）

- ・地域課題の把握
- ・ネットワークの構築
- ・多職種による事例検討等

医療

病院：急性期、
回復期、慢性期

医師会、歯科医師会、薬剤師会

- 日常の医療
- ・かかりつけ医、診療所
- ・地域の連携病院
- ・歯科医療、薬局
- 在宅医療サービス

在宅医療・介護の連携

通院・入院

通所・入所

介護

- 在宅系サービス
- ・訪問介護・看護・通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・短期入所生活介護 等
- 介護予防サービス

住まい



- ・地域生活支援相談員
- ・ケアマネージャー
(居宅介護支援事業所)

相談業務やサービスの
コーディネートを行います

いつまでも地域で元気に暮らすために 生活支援・介護予防

- 生きがいがづくり
- ・老人クラブ活動支援
- ・高齢者地域サロン
- 保健サービス
- ・特定健診・保健指導
- ・がん検診、歯周疾患検診
- 介護予防サービス
- ・わくわく健康教室 等

市役所（吉野・金山・漆山・
宮内・中川地区）、及び
社協（梨郷・沖郷・赤湯地
区）の2か所に地域包括支
援センターを設置

見守り

ふれあい給食サー
ビス、地域支え合
い活動、助け合い
除雪等

社会参加

老人クラブ、シル
バー人材、地域福
祉ボランティア等

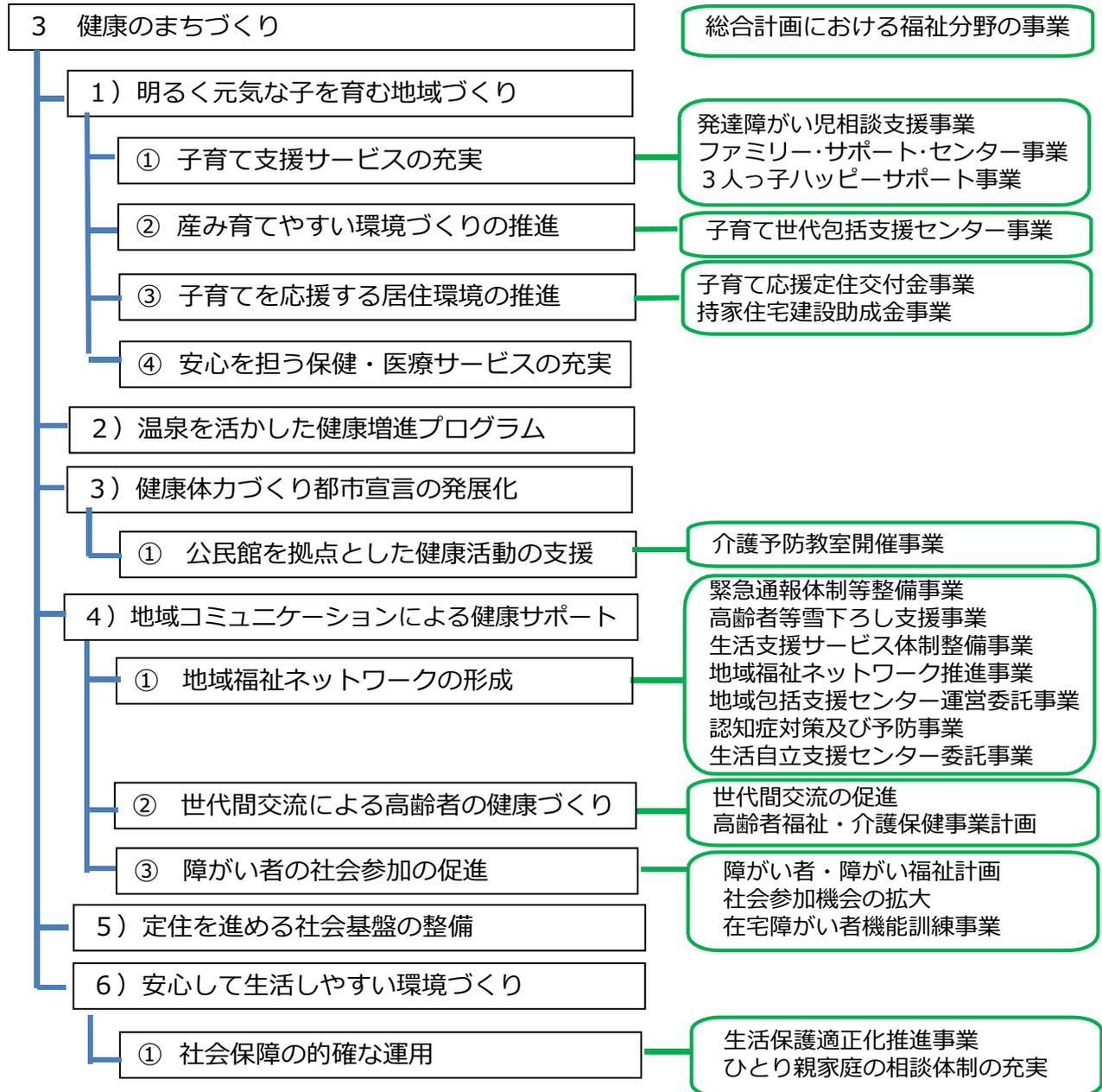
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、
自治会、ボランティア、NPO、
社会福祉協議会、民生委員・児童委員 等

第4節 計画の体系

(1) 南陽市総合計画との関係

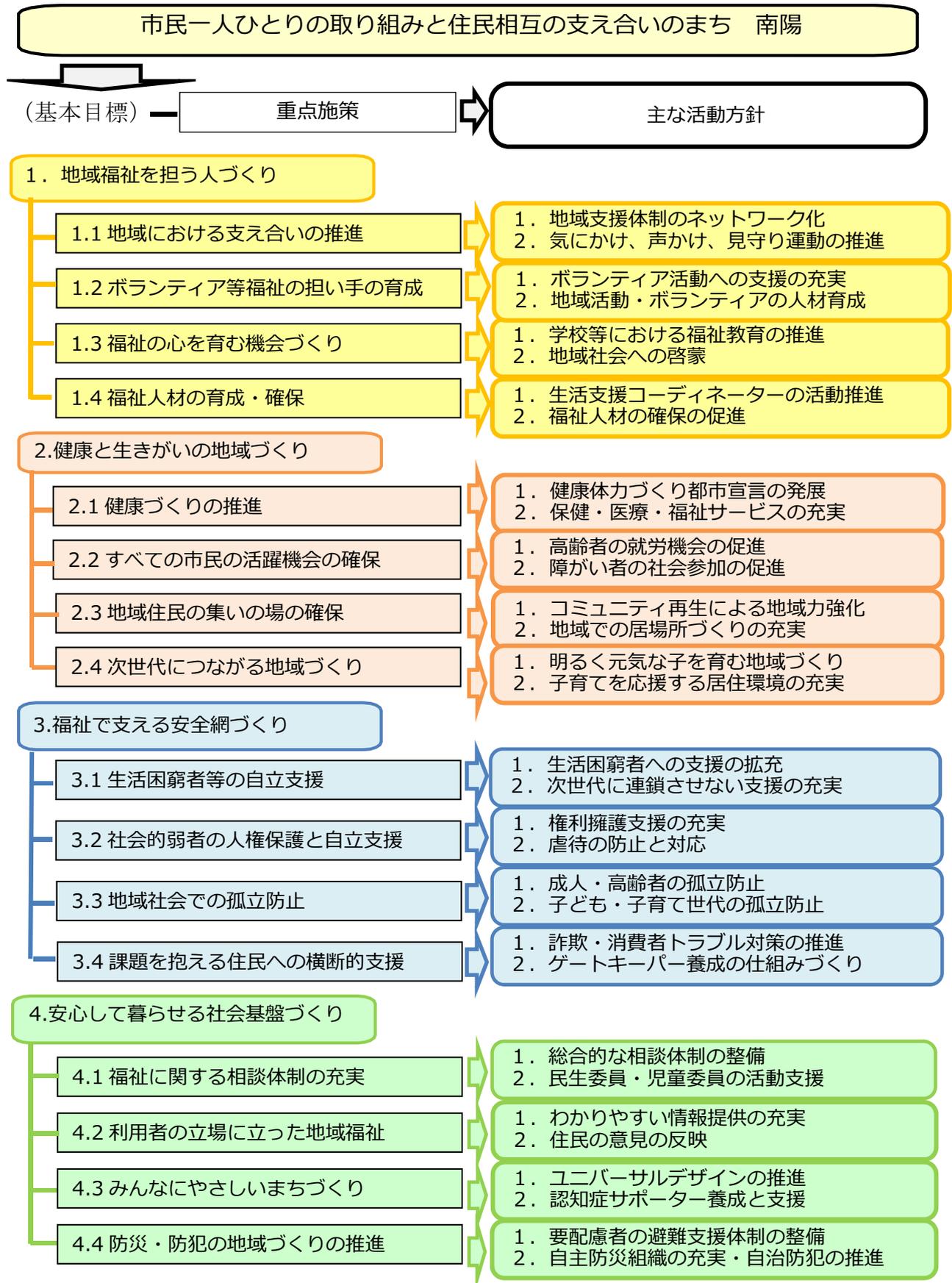
【南陽市総合計画】

(基本方向) 市民が主体となるコミュニティづくり



(2) 計画の体系

(基本理念)



第4章 施策の取り組み

第1節 地域福祉を担う人づくり

1.1 地域における支え合いの推進

背景と課題

<市民アンケートから分かる背景>

- 計画策定のために市民アンケートを実施しましたが、その結果、様々な事実が明らかになり、課題も浮かび上がりました。
- 家族構成をみると、三世代以上の家族が同居する世帯は24.0%にとどまり、その他、親と子、夫婦のみ、ひとり暮らし世帯が多くを占めました。また、年代別ひとり暮らし率をみると、高齢者では特にその割合が高く、80歳代で14.6%、90歳代で13.8%でした。乳幼児を抱える核家族には子育てによる負担の軽減が、ひとり暮らし高齢者には常日頃からの見守りが必要になります。
- 少子高齢化は、自治体に対して大きな課題をもたらしています。税収増が期待できず、限られた財源の範囲で自治体を運営しなければならない一方で、行政に対するニーズは増大しています。相矛盾する課題に対応するためにも、地域の支え合い体制を構築し、有効に機能するよう取り組むことが不可欠になります。

取組の状況

<地域包括ケアシステムの構築>

- 本市では、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。地域包括ケアシステムとは要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる支援体制のことです。地域包括ケアシステムは現在のところ在宅の高齢者向けの支援体制であり、地域に暮らす障がい者等の受入体制の整備が検討課題です。

<小地域福祉ネットワーク事業の推進>

- 社会福祉協議会では、各地域に福祉協力員を置く小地域福祉ネットワーク事業を実施していますが、地域による温度差があり、普及が進んでいないのが現状です。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p><地域支援体制のネットワーク化></p> <p>□福祉を他人事、特別なこととは思わず、自分もいつかは関わる問題として捉えます。</p> <p>□「向こう三軒両隣」、気軽に挨拶を交わすことを心がけ、日常的なさりげない見守りや助け合いを意識します。</p> <p>□普段から何でも話し合える仲間や、近所で「頼り」「頼られる」関係をつくっておく意識を持ちます。</p> <p>□地域の福祉活動に関心を持ち、自分の知識や経験を活かし、できることから活動に参加していきます。</p> <p><気にかけて、声かけ、見守り運動の推進></p> <p>□全地域での住民主体の見守り活動の実施を目指します。特に、子どもが地域で安心して遊ぶことができるよう見守りを行います。</p> <p>□一人での地域活動への参加を躊躇する人がいれば、積極的に声をかけ、誘い合います。</p> <p>□地域において、住民同士が知り合うきっかけをつくり、高齢者や障がい者、子どもたちなどと交流する機会をつくります。</p> <p>□自治会や老人クラブにおいて、福祉的な視点からの取り組みを検討します。</p>	<p><地域支援体制のネットワーク化></p> <p>□本計画では「一人ひとりの取り組みと住民相互の支え合いのまち」を基本理念に掲げていますが、同時期に策定した第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では「地域包括ケアの深化による地域共生社会の実現」を重点目標に掲げ、ともに地域共生社会を目指すものとしています。</p> <p>□国では、支援対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用を進め、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいよう、設置基準や人員配置基準、報酬体系等の見直しを検討しています。本市では地域共生社会を実現するため、国の動向を注視しながら制度改正に迅速に対応して効果的にサービスを提供できるよう努めます。</p> <p>□福祉施策の立案や推進に市民が参画できる機会を設けます。</p> <p><気にかけて、声かけ、見守り運動の推進></p> <p>□地域住民と子どもや高齢者の交流機会を増やし、見守りや助け合いの活動を醸成、支援する地域福祉ネットワークを形成します。</p> <p>□市内で実践されている地域の取り組み（介助や日常の手伝い等）の事例を紹介する機会を設け地域活動への参加の促進を図ります。</p>

〔施策の主な事業〕

地域包括支援センター*運営委託事業	認知症対策及び予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業	生活自立支援センター*委託事業
小地域福祉ネットワーク事業「地域の支え合い活動ネットワーク」	
民間事業者等との連携による見守り事業	

1.2 ボランティア等福祉の担い手の育成

背景と課題

＜市民アンケートによる困りごと＞

□市民アンケートによると、日常生活の困りごとで「除雪等」との回答が22.4%で、全世代を通じて最も高い割合でした。また、地域における課題では、「除雪等」（44.5%）のほか「高齢者の安否確認」（42.2%）との回答も高い割合になっています。

□敷地内の除雪は、本来、個々に対応するべきものであり、ひとり暮らし高齢者であっても経済的な余裕があれば委託をするなど自助による対応が可能です。しかし、経済的に厳しい高齢者世帯にとっては、冬期間の外出や社会参加の阻害要因となりかねないため、介護予防の観点からも対策が求められています。

□除雪、その他の日常生活の支援、高齢者の見守りなどの活動は地域ボランティアになじむものであり、そのための体制の構築と担い手の育成が求められます。

＜ボランティア活動参加に向けた広報の必要性＞

□ボランティア活動への参加のきっかけとして必要なこととして「広報誌やインターネットを利用した広報の活用」との回答が43.2%と最も割合が高かったことから、十分な広報も求められています。

取組の状況

＜高齢者の見守り、除雪支援＞

□高齢者の見守りについては、市が提供するひとり暮らし高齢者等の情報を基に民生委員が見守りをを行っているほか、民間事業者等の協力を受けています。除雪については、社協*が有償及び無償のボランティアによる除雪を受け付けているほか、新たな除雪ボランティア団体も立ち上げられ、有効に機能するよう試行錯誤しながら活動しています。

＜ボランティア活動への支援＞

□その他ボランティア活動全般について、社協が、ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介をしています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p><ボランティア活動の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> □自分の関心のあるボランティアに関する講座等に参加するよう努めます。 □自分ができることや地域住民ができることについて検討します。 □地域の行事や地域活動に関心を持ち、参加するよう努めます。 □ボランティア活動の充実を図るとともにボランティア同士の交流の輪を広げます。 <p><地域活動・ボランティアの人材育成></p> <ul style="list-style-type: none"> □若者による地域づくり座談会へ参加するよう努めます。 □リーダーを養成するための市民講座等に参加するよう努めます。 	<p><ボランティア活動への支援の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> □ボランティア活動の拠点として、いつでも利用できるよう、公共施設や地域の公民館等を広く開放します。 □ボランティア体験の場を充実させます。 □ボランティア友の会の支援を継続します。 □自主防災組織や地域見守り活動への支援を充実します。 □ボランティアポイント制度の導入や有償ボランティアの仕組み等、ボランティア活動への経済的な支援を継続検討します。 □市内避難者に対し、生活支援相談員等により避難生活の支援及び孤立防止を図ります。 □寄附に取り組むボランティア等のネットワーク構築や寄附促進の仕組みを検討します。 <p><地域活動・ボランティアの人材育成></p> <ul style="list-style-type: none"> □ボランティアセンターによる小学生、中学生高校生ボランティアの育成を継続し、福祉ボランティア意識の啓発を図ります。 □若者による地域づくりへの参画を推進し、リーダーの人材育成を図り、ボランティアやNPO*活動の展開を促進します。 □NPO等多様な主体による福祉事業の人材確保のための仕組みづくりを検討します。

〔施策の主な事業〕

<p>ボランティアセンター活動拠点の整備 避難者生活相談支援事業の実施</p>	<p>高齢者地域サロンリーダーの組織化 共同募金事業、災害募金活動の実施</p>
---	--

1.3 福祉の心を育む機会づくり

背景と課題

<福祉教育*の必要性>

□子どもの福祉の心を育むためには、普段からの各家庭や学校における教育が重要です。また、核家族化の進展により、子どもにとって高齢者が身近な存在ではなくなっていることから、世代間の交流を促す取り組みも必要になります。

<ボランティア活動への参加を促す取り組み>

□市民アンケートによると、全世代で一定割合の人がボランティアへの参加意欲があるという結果が得られましたが、参加したい活動の種類には年齢による差が見られました。20～30歳代では「清掃などの環境美化活動」との回答割合が他の世代に比較して高いのに対し、「高齢者等への支援」との回答割合は、40～50歳代の21.4%、60～70歳代の21.6%と比較して低い14.3%にとどまりました。特に若い世代に対して、需要が高いボランティア活動に目を向けてもらえるような取り組みが必要になります。

取組の状況

<福祉教育*の取り組み>

□学校の教育課程を通じて人権教育に取り組み、一人ひとりを大切に学級づくりや、家庭や地域、学校間の連携を重視した地域活動や奉仕活動の推進等、身近なコミュニティにおける「豊かな心」を育む体験活動への積極的な参加を推進しています。

□家庭の教育力の向上を図るため、親に対する家庭教育に関する学習として「やまがた子育て講座」や、事業所等への家庭教育出前講座を実施しています。

□本市では社会を明るくする運動（犯罪をなくして社会を明るくするために、更生保護についての正しい理解を深め、活動に参加するよう呼びかける全国的な啓発運動）を通じて子どもたちの福祉の心を育てています。

<多様な主体による社会づくり>

□行政機関や社協をはじめとする福祉関係団体・機関等が福祉の心の醸成に向けた普及・啓発活動に取り組んでおり、各種講座やボランティア活動、体験活動等を通して、福祉の心を育む機会を市民や団体に提供しています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p style="text-align: center;"><学校等における福祉教育の推進></p> <p>□児童・生徒が、地域を知って自ら行動し多様な体験を広げるとともに、地域と学校が一体となって、子どもを見守り、育成する活動を推進します。</p> <p>□地域と学校とが協力して実施する福祉活動のあり方を検討します。</p> <p>□幼少期から挨拶（声かけ）を励行し、身近にボランティア等の地域活動が体験できる機会をつくり福祉に触れる土壌をつくります。</p> <p style="text-align: center;"><地域社会への啓蒙></p> <p>□地域・学校・家庭が連携して世代間交流や地域間交流の活性化を進めます。</p> <p>□地域内に潜在する福祉の講習やリーダー研修を受けたことのある人材、あるいは福祉の知識や意欲を持った人材を把握し、地域内での福祉教育への活用を図ります。</p>	<p style="text-align: center;"><学校等における福祉教育の推進></p> <p>□様々な成長過程において、世代間交流や地域間交流等の活動に取り組み、互いに励まし、助け合い、協調関係を学ぶ心と体が調和した「知・徳・体」教育を進めます。</p> <p>□出前講座や各種講習会、勉強会等の開催を通じて、地域福祉の意識の醸成を図り、地域活動への参加を促進します。</p> <p>□多様な体験活動により児童・生徒の社会参画を促進します。</p> <p>□地域社会を学び、地域で役割を担う意識を醸成します。</p> <p style="text-align: center;"><地域社会への啓蒙></p> <p>□ボランティアや地域活動に参加するための情報の提供を充実させます。</p> <p>□市内で実践されている地域の取り組み（介助や日常の手伝い等）の事例を紹介する機会を設け地域活動への参加の促進を図ります。</p> <p>□地域福祉活動の推進のため、コーディネート機能の充実を図ります。</p>

〔施策の主な事業〕

<p>体験学習の充実</p> <p>社会を明るくする運動推進事業</p>

1.4 福祉人材の育成・確保

背景と課題

＜介護や看護等の人材不足＞

□本市では、地域包括ケアシステムの構築を進めてきましたが、関係機関の中でも介護保険施設や医療機関はその中核をなすものであり、システムが有効に機能するために必要不可欠です。現在、介護や医療の現場での人材不足が深刻な状況であり、各施設や事業所の運営にも支障が出始めています。

□福祉人材の確保のために何らかの対策を講じていかなければなりません、独自の対策に取り組んでいる自治体においても期待した効果があがっていないのが現状です。

□本計画と同時に策定を進めた介護保険事業計画のアンケート調査によると、高齢者の社会参加のニーズは高く、それは活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防にもつながります。こうした観点から、これまでのように高齢者を介護予防等のサービス利用者としてみるのではなく、地域福祉の担い手にとらえ、実際に高齢者自身がサービスを提供する環境を整備することが重要になります。

取組の状況

＜地域の支え合い体制づくりの推進＞

□本市では、平成28年10月に介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しました。総合事業とは、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し多様なサービスの充実を図ることで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものです。総合事業のサービス類型のうち、住民主体の通所介護サービスを提供する事業所が、地域のボランティア団体により設立され、現在事業を実施しています。

□総合事業は利用対象者が要支援者等であり、従事者にとって必ずしも専門的な知識や経験を必要とするものではないことから、高齢者もサービスを提供する側にまわることが可能です。そのため本市では、通所型サービスを実施する団体の設立や運営のための支援策を整備しました。また、既存の事業所が実施する訪問型サービスに従事する高齢者の採用を促進する準備を進めています。

＜県内の福祉人材確保に向けた取り組み状況＞

□山形県社会福祉協議会は、山形県福祉人材センターを置き斡旋・紹介等を内容とする無料職業紹介事業を実施しています。また、社会福祉事業を行う職場への就職を促進するため、福祉分野の人材に関する情報提供を行うとともに、各種講習会を開催しています。

＜民生委員・児童委員による福祉サービスの情報提供＞

□市内78人の民生委員・児童委員*が、地域住民の様々な相談に応じ、必要なサービスにつなげることや福祉サービスに関する情報を提供する等の役割を担っています。市・社協では、民生委員・児童委員等の資質向上に向けて各種研修を実施し、活動を支援しています。

今後の方策

【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化
<p style="text-align: center;"><福祉分野への理解の促進></p> <p>□地域福祉や介護・福祉サービスに関する情報に積極的に接して理解を深めます。</p> <p>□介護・福祉の職業を正しく理解し、家族や地域で話をします。</p> <p>□認知症サポーター*養成講座等に積極的に参加します。</p>	<p style="text-align: center;"><生活支援コーディネーター*の活動推進></p> <p>□生活支援コーディネーターが、地域包括支援センター*内に1名配置され（今後必要に応じて他の機関にも若干名増員）、住民主体のサービス事業所が設立された際に必要な情報を収集して提供し適切な指導を行う等、大きな役割を果たしています。今後も地域のボランティア等が福祉人材として活躍できるよう、ネットワークの構築や新たなサービスの開発に努めます。</p> <p style="text-align: center;"><福祉人材への研修機会の充実></p> <p>□総合事業への移行後、現行相当のサービスのみの提供にとどまっていたが、平成30年度からは本格的に総合事業に取り組みます。一環として高齢者等でもサービスが提供できるよう、定期的に無資格者向けの研修を開催します。</p> <p>□民生委員・児童委員等の資質向上に向けて各種研修を実施して活動を支援します。</p> <p style="text-align: center;"><福祉人材の確保の促進></p> <p>□福祉の人材不足は本市の取組だけですべて解決できる問題ではないことから、国や県の動向にも注視しながら新たな制度を有効に活用するとともに、関係機関と連携して取り組みます。</p> <p>□高齢者等がサービスの提供者として社会参加することができるよう、生活支援も含めた多様なサービスの開発及び体制整備に努めます。</p>

〔施策の主な事業〕

生活支援コーディネーターの配置
介護職員養成研修

地域支援推進員（支援員）の育成

第2節 健康と生きがいの地域づくり

2.1 健康づくりの推進

背景と課題

<健康づくりへの意識>

□市民アンケートによると、普段実行している健康づくりでは、全世代で「ウォーキング等の軽スポーツ」の割合が高い結果でしたが、特に60～70歳代では、32.5%と他の世代と比較しても非常に高く、「健康づくりは体力が低下する高齢者にとって重要」との意識が高いことがうかがえます。

□健康づくりのために開催してほしいことは、20～30歳代、40～50歳代では「ヨガ・エアロビクス等軽スポーツ」がそれぞれ19.4%、20.3%、60～70歳代では「体育館等での軽スポーツサークル」が16.1%、80～90歳代では「介護予防教室」が16.4%で最も高い割合でした。世代によってそれぞれ異なる目的で健康づくりを求めており、若い世代では趣味やレクリエーションとして、60～70歳代では老人クラブ等で交流も楽しむことができるスポーツ、80～90歳代では介護予防が特に求められていると考えられます。

取組の状況

<市の取り組む健康づくり>

□本市では、スポーツを通じた健康づくりを、全世代を通じて推進しています。老人クラブには、社協*を通じて支援しています。また、介護保険法に基づく介護予防事業のほか、高齢者の日常生活に必要な筋力アップを図るため、「いきいき百歳体操」の普及を図っており、新たな団体、参加者ともに増加しています。

□第5次南陽市総合計画の中では、健やかで心豊かに生活できる地域社会の実現に向けて、心とからだの健康づくり、健康寿命の延伸を目指した取り組みを進めています。

□「健康なんよう21計画」において市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、社会全体で支える活動を推進してきました。

□車への依存度が高い生活スタイルであり、歩く機会が少ないこともロコモティブシンドロームの要因と考えられます。将来の介護予防にもつながるため、さらに周知方法を検討し実践に移行できるような対策に取り組んでいます。

□日常的な健康管理・増進について、赤湯温泉やハイジアパーク南陽等の温泉や十分一山などの自然を活用するとともに、健康づくりに関する情報の提供に努めています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p><健康体力づくり都市宣言の発展> <input type="checkbox"/>健康を維持する意識を持ち、閉じこもりがち近隣住民がいれば、誘い合っって軽スポーツやサロン活動や介護予防活動、イベント等に参加します。</p> <p><保健・医療・福祉サービスの活用> <input type="checkbox"/>各種健(検)診や予防接種等の保健事業、健康指導及び相談体制を積極的に活用します。 <input type="checkbox"/>公民館を拠点として実施する、各種予防事業や健康増進活動等に参加します。 <input type="checkbox"/>子どもの医療サービスを適切に利用して、子どもの健やかな成長を促進します。 <input type="checkbox"/>社会活動への参加を通じて高齢者の健康と生きがいづくりに努めます。 <input type="checkbox"/>認知症予防トレーニングや健康教室、「いきいき百歳体操」等に積極的に参加します。</p> <p><温泉を活かした健康づくりの推進> <input type="checkbox"/>赤湯温泉やハイジアパーク南陽等を活かして、健康相談やリラックス方法の情報提供と意識づくりを行います。</p>	<p><健康体力づくり都市宣言の発展> <input type="checkbox"/>年代や目的に応じてスポーツに取り組める健康体力づくりを進めるとともに、スポーツを気軽に実践する施設の充実を図ります。</p> <p><保健・医療・福祉サービスの充実> <input type="checkbox"/>定期健診や予防接種等の保健事業、健康指導及び相談体制の充実を図ります。 <input type="checkbox"/>公民館を拠点として実施する、各種予防事業や健康増進活動等を支援します。 <input type="checkbox"/>子どもの医療負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長のための支援を行います。 <input type="checkbox"/>一般介護予防事業は、要支援・要介護状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象とするもので、介護の入口よりもさらに前の段階から予防を行います。本市では、認知症予防トレーニングや健康教室等を開催して介護予防に必要な知識を普及啓発するとともに「いきいき百歳体操」の普及を引き続き推進します。</p> <p><温泉を活かした健康づくりの推進> <input type="checkbox"/>赤湯温泉やハイジアパーク南陽等を活かして、健康相談やリラックス方法の情報提供と意識づくりを推進します。</p>

〔施策の主な事業〕

<p>健康なんよう21の推進 置賜広域交流拠点施設管理事業 子育て支援医療給付事業 健康軽スポーツ講座等の開催支援</p>	<p>高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進 高齢者肺炎球菌予防接種事業 未熟児養育医療 ハイジアパーク南陽利用促進事業</p>
--	---

2.2 すべての市民の活躍機会の確保

背景と課題

<生涯現役社会の実現>

□本市の高齢化率は、平成28年10月現在31.5%で、すでに超高齢社会に突入していますが、今後さらに高齢化率が上昇することが見込まれます。しかし、平均寿命が延び続ける中、65歳を超えても元気であると認識し、就労や社会参加を通じて現役として活躍している人たちが多くなっているため、高齢者を一律に区切って、「支えられる人」と捉えることは、実態にそぐわなくなっています。

□これまで社会の様々な分野の第一線で活躍してきた高齢者はその経験を活かし、引き続き働く環境が整備されつつあります。一方で、緩やかに第一線を退きながら、超高齢社会における地域の担い手として、ボランティアやその他の役割を求める高齢者もいます。高齢者が、それぞれの能力や意欲を十分に発揮し、就労や社会参加等の多様な活躍の場を確保し、生涯現役社会の実現を進めていくことが課題となります。

<障がい者の就労機会の確保>

□障がい者の就労も求められておりますが、最低賃金を保障する就労継続支援A型*は、資金的な面で運営が難しく十分な事業所も確保されていないことから、対象者の就労機会が十分確保されている状況にはありません。

取組の状況

<高齢者の就労機会の促進>

□シルバー人材センターは、会員の希望に応じて就業の機会を提供しますが、会員とシルバー人材センター及び受注者との間に雇用関係がないため、第一線を退いた高齢者が気軽に働くことができるとともに、自己の経験と能力を活用できるため、自らの健康と生きがいの充実を図ることができます。

□老人クラブは、明るい長寿社会づくり、健康福祉の向上に努めることを目的として、仲間づくりを通して、様々な活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動を行っています。内容も、健康づくりから、文化、スポーツ、趣味、ボランティア、地域づくりにいたるまで多様な活動に取り組んでいます。本市では、各団体を資金面で支援しています。

<障がい者への就労支援>

□市役所食堂が、就労継続支援A型*の事業所として、障がい者の就労支援のために活用されています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p><高齢者の社会参加の促進></p> <p>□高齢者の問題について話し合える場づくりを検討し、できることから行います。</p> <p>□日頃から挨拶を交わしコミュニケーションを図り、高齢者地域サロンや老人クラブ等への参加を呼びかけます。</p> <p>□世代間で交流する場づくりを検討し、できることから行います。</p> <p><障がい者の社会参加の促進></p> <p>□障がい者への声かけ等の見守りを積極的に行います。</p> <p>□障害者差別解消法の理解を深めます。</p> <p>□障がい者と積極的に交流を通じて相互理解を深めます。</p> <p>□障がい者が参加しやすい交流会や居場所づくりを検討し、できることから行います。</p> <p><生涯学習の推進></p> <p>□健康で心豊かな暮らしを支える大切な要素として、生涯にわたり芸術や文化活動、スポーツ活動に取り組みます。</p>	<p><高齢者の就労機会の促進></p> <p>□シルバー人材センターでは、就業機会の開拓と会員増加を推進するとしており、これを支援するため、現在のシルバー人材センターに対する補助を継続します。</p> <p>□シルバー人材センター設置の趣旨に鑑み、発注の拡大に努めます。</p> <p>□地域包括ケアシステム構築において、生活支援サービス担い手の可否を検討します。</p> <p><障がい者の社会参加の促進></p> <p>□地域における障がい者の情報共有の方法を検討します。</p> <p>□障害者差別解消法の周知に努めます。</p> <p>□障がい者施設での事業を広報するとともに、企業や住民への啓発活動を推進します。</p> <p>□市民を対象とした講演会を開催し、理解や関心を深めます。</p> <p><生涯学習の推進></p> <p>□各地区公民館における社会参加促進事業を継続します。</p> <p>□多世代の交流の場を通して学びの機会を促進します。</p>

〔施策の主な事業〕

<p>シルバー人材センターの活性化と支援 生涯学習の推進（以下の拠点活動を継続実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○赤湯・中川地区はつらつ学級 ○宮内高砂大学（宮内地区） ○沖郷いきいき大学（沖郷地区） ○金山元気づくり講座（金山地区） 	<p>障がい者就労支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いわぶの里ふれあい講座（中川地区） ○おりはた大学（漆山地区） ○むつみ大学（吉野地区） ○龍樹の里講座（梨郷地区）
---	--

2.3 地域住民の集いの場の確保

背景と課題

<集いの場の必要性>

- この計画では「市民一人ひとりの取り組みと住民相互の支え合い」を理念に掲げていますが、その前提として、住民が意見を出し合い、実際に支え合い活動を行うための集いの場が必要になります。
- 集いの場を確保することでさらにコミュニケーションが図られます。他人とのコミュニケーションが認知症予防に効果があることは、多くの研究によって証明されています。
- 集いの場として、誰にとっても使いやすい施設を整備するとともに、活動する団体を支援することが求められます。

取組の状況

<老人クラブ・高齢者地域サロンの取り組み>

- 老人クラブは、明るい長寿社会づくり、健康福祉の向上に努めることを目的として、仲間づくりを通して様々な活動を行うとともに、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動を行っています。内容も、健康づくりから、文化、スポーツ、趣味、ボランティア、地域づくりに至るまで多様な活動に取り組んでいます。
- 高齢者地域サロンは、地域を拠点に、住民とボランティアとが協働で企画し、運営していく楽しい仲間づくりの活動です。

<青年教育推進事業>

- 本市では、青年教育推進事業を通して各団体を支援しています。また、青年を対象に活動の実践や他県の青年との交流の場を設け、将来の地域のリーダーの育成を図っており、青年同士の集いの場としても機能しています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p><コミュニティ再生による地域力強化></p> <ul style="list-style-type: none"> □気軽に誰でも参加できる行事を企画し、参加を呼びかけます。 □障がい者等と地域住民が気軽に交流できる場づくりを検討し可能なことから行います。 □学校や福祉事業者等との交流を図るよう努めます。 <p><地域での居場所づくりの充実></p> <ul style="list-style-type: none"> □生きがいを持って暮らせるように生涯学習や文化活動、イベント等に参加します。 □世代を超えて集まることができる場づくりを検討し、世代間交流に努めます。 □子どもの放課後等の居場所や若者が地域の中で活躍できる場づくりについて検討し、できることから行います。 □高齢者が地域の中で活躍できる場づくりについて検討します。 □障がい者の地域活動への参加促進のため、交流の場を検討しできることから行います。 <p><自治会・コミュニティ活動の活性化></p> <ul style="list-style-type: none"> □自治会未加入者へ積極的に声をかけ、地域のつながりを深めるよう努めます。 □様々な世代が自治会運営に携わることができる仕組みづくりを検討します。 	<p><コミュニティ再生による地域力強化></p> <ul style="list-style-type: none"> □地域の行事や活動を支援します。 □地域集会施設等の充実を図ります。 □児童生徒から高齢者まで、地域で共に取り組むまちづくりを支援します。 □青年が自らのアイデアを活かして、まちを活性化する取り組みを支援します。 <p><地域での居場所づくりの充実></p> <ul style="list-style-type: none"> □文化活動、イベント等を通じて社会に参加する機会を増やし、交流を推進します。 □長寿社会における地域の担い手である、高齢者サロン及び老人クラブの会員を増強するとともに、その活動の活性化を図るため、本市の資源である温泉施設を活用した高齢者の自主活動の場を設けます（シニアカフェ支援事業）。この事業により、閉じこもり防止、高齢者の相互交流、温泉による血行促進効果等が相まって、健康寿命の延伸及び介護予防の効果と、その後、住民主体のサービスに発展していく可能性も期待できます。 <p><自治会・コミュニティ活動の活性化></p> <ul style="list-style-type: none"> □様々な世代が自治会運営に携わることができる仕組みづくりを支援します。

〔施策の主な事業〕

<p>特色ある地域づくり交付金事業 地域集会施設整備事業 市民が主役の地方創生事業 老人クラブの活性化と支援</p>	<p>コミュニティ助成事業 青年教育推進事業 地域コミュニティ*活動の活性化支援 自治会・町内会*への参加促進</p>
--	---

2.4 次世代につながる地域づくり

背景と課題

＜南陽市の子ども人口の状況＞

□本市の0歳から11歳までの児童人口の推移をみると、いずれの年齢層も減少傾向にあり平成25年の未就学児人口は1,509人、小学生が1,693人だったのに対し、平成29年の未就学児は1,380人、小学生が1,587人と減少しています。

□本市の出生数は、平成22年の255人から平成27年には236人と減少傾向にありますが、出生率をみると、平成27年は7.3%と全国より低いものの、山形県の平均を上回りました。また、本市の合計特殊出生率の推移は増減を繰り返しており、平成27年は1.51%と全国及び山形県の平均を上回りました。

＜地域による子育て支援の必要性＞

□少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域社会意識の希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化する中で、保育需要が変化し多様化するとともに、子育てに不安や孤立感を感じる保護者は少なくなく、地域による子育て支援の必要性が高まっています。

□子どもの成長には、家庭や地域のなかで他者とふれあい、社会性や思いやり・感謝などの道徳心を身につけることが必要です。しかし、核家族化が進む現代では、地域住民と子どもたちとの交流機会が減少し、身近に相談する人もなく子育てに悩む親も増加しています。子どもや親を社会から孤立させないよう、地域ぐるみで子どもを育て、支援していく取り組みが必要です。

取組の状況

＜南陽市みんなが子育て応援団＞

□本市は、県内で初めて「子育て支援都市」を宣言し、安心して子どもを生み、健やかに育てる事業を展開しながら、強力に子育ての後押しを行っています。新たに「3人っ子ハッピーサポート事業*」を行っているほか、中央花公園内に設置された「ドリームランド」や「地域子育て支援センター*」の維持管理等を行い、交流の場の提供や子育てに関する相談や子育て研修会等を実施しています。

＜次世代の地域担い手の育成＞

□「子育て世代包括支援センター*」では、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談支援を行っており、子育ての基本となる家庭を地域社会が支えることにより、子どもの健全な育成や成長を促し、自立して責任ある人を育てる家庭教育を推進しています。

□ファミリー・サポート・センター*では、安心して子育てができるよう、子育ての手助けをしてほしい人と手助けが出来る人が会員となり、地域の中でお互いに助け合っています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p><明るく元気な子を育む地域づくり></p> <p>□地域ぐるみの子育て支援の一環として、学校の登下校時の見守りや声かけを行います。最初は小地域での活動から始め、徐々にその範囲を広げていきます。</p> <p>□子どもたちの健全育成と、自主性、社会性を育むため、世代を超えた交流機会をつくり出す等、積極的に学校との交流、連携を図ります。</p> <p><家庭教育と見守りの推進></p> <p>□自ら考え、行動できる自立心の高い子どもの育成に努めます。</p> <p>□近年社会問題となっている児童虐待に関しては、地域や学校、PTA、関係機関、団体が連携して見守りを行い、予防と早期発見の強化を図ります。</p>	<p><明るく元気な子を育む地域づくり></p> <p>□安心して出産、子育てができるよう、市民の実情に応じた支援を行うとともに、子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めます。</p> <p>□地域や企業が家庭と連携して、子育て世帯を社会全体で支えます。</p> <p>□一時預かりや学童保育、障がい児保育、働く女性の支援等、きめ細かな子育て支援サービスの充実により、子育てを楽しめるまちづくりを進めます。</p> <p>□子育てに係る経済負担を軽減し、多くの子どもを育てやすい環境づくりを進めます。</p> <p>□発達障がいを含め障がいのある児童生徒の自立や社会参加を促進するため、地域、関係機関の相互連携を促進します。</p> <p><子育てを応援する居住環境の充実></p> <p>□子どもの安全で健やかな居場所の確保に努め、学校、病院等生活基盤の整った安全で安心な住環境整備を進めます。</p> <p>□子育て世帯の定住や市外からの転入を促すため、安全でゆとりのある住宅の取得支援や安心して子育てができる生活環境の整備を推進します。</p>

〔施策の主な事業〕

妊婦健康診査事業、不妊治療費助成事業	子育て世代包括支援センター運営事業
放課後子ども総合プラン推進事業	きらきら・E K U B Oキッズ事業
子育てサロンの開催支援	ファミリー・サポート・センター事業*
発達障がい児相談支援事業	3人っ子ハッピーサポート事業*
子育て世代応援定住交付金事業	持家住宅建設助成金事業

第3節 福祉で支える安全網づくり

3.1 生活困窮者等の自立支援

背景と課題

<生活困窮者の状況>

□「生活困窮者」とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と法に規定されています。単に経済的に困窮している状態のみをさすものではなく、社会的孤立状態も含む広い概念として捉えられています。

□近年の日本社会では、雇用形態や世帯構造の変化、社会的孤立など様々な問題が起こっています。全国的に経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題が深刻化しており、生活保護受給者数は増加しています。

□生活困窮者を取り巻く状況として、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているという課題があります。経済的困窮を脱するには、社会情勢や個々人に応じた就労の訓練の場及び就労準備の場が必要不可欠です。

<次世代への負の連鎖>

□生活保護受給世帯等生計困難な家庭では、十分な教育費を捻出できないことや、親が教育や進学・進路について関心がないこと等が、子どもの進学や就職に影響を及ぼし、将来的に低所得や収入が不安定になる等「貧困の連鎖」が生じる恐れがあります。

取組の状況

<生活困窮者への支援>

□社協の生活自立支援センター*では、市内に在住で、失業や離職、病気等さまざまな理由により、経済的に暮らしの不安や悩みを抱えている方への相談窓口にあたっています。

□どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた支援を行っています。また、就労訓練の場や就労を創出することを目指しています。

□生活福祉資金の貸付事業や日常生活自立支援事業を含めた各種相談支援事業と関係者とのネットワークづくりを基盤として、総合相談・生活支援の取り組みの強化に努めています。

<次世代に連鎖させない支援>

□山形県は、母子家庭及び寡婦を対象に、経済的自立の促進と生活意欲の助長を図ることを目的とした低利子又は無利子の貸付金として、母子寡婦福祉資金の貸付を行っています。無理のない償還となるよう指導するとともに、生活の自立を支援することが求められます。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p style="text-align: center;"><生活困窮者への支援></p> <p>□支援が必要な方の悩みに寄り添い、さりげないお手伝いや見守り活動を行います。</p> <p>□近隣の様子を気にかけて、近所の人が発している SOS に早期に気づき、支援機関につながります。</p> <p>□支援が必要な方に専門機関の情報をお伝えできるよう努めます。</p> <p style="text-align: center;"><次世代に連鎖させない支援></p> <p>□地域の小学校・中学校・高等学校への通学等において見守り活動を行い支援が必要な家庭の子どもがいたら支援機関につながります。</p> <p>□「生活貧困は他人事ではなく誰にでも起こりうる事象」との認識を共有します。</p>	<p style="text-align: center;"><生活困窮者への支援の拡充></p> <p>□重層的・包括的な支援活動を推進します。</p> <p>□地域の見守り活動のネットワーク化と連携強化を図ります。</p> <p>□相談窓口の周知を図ります。</p> <p>□就労支援等を通じて、本人と家族の自立を図ります。</p> <p>□必要な社会資源の開発等を進めます。</p> <p style="text-align: center;"><次世代に連鎖させない支援の充実></p> <p>□被保護世帯の自立支援や母子、父子のひとり親家庭へのきめ細かい支援に向けて、相談体制の充実を図ります。</p> <p>□健康、就業等の的確なサービス提供により生活保護世帯の自立を支援します。</p> <p>□小学校・中学校・高等学校や教育委員会、児童相談所、児童養護施設など児童関係施設、児童委員との連携を図ります。</p> <p>□福祉教育*において「生活貧困は他人事ではなく誰にでも起こりうる事象」との認識を広めていきます。</p>

〔施策の主な事業〕

<p>生活保護適正化推進事業</p> <p>ひとり親家庭の相談体制の充実</p> <p>南陽市生活自立支援センター*の事業</p> <p>寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携</p>
--

3.2 社会的弱者の人権保護と自立支援

背景と課題

<高齢者や障がい者の不安>

- 認知症や知的障がい等により判断能力が不十分なため、自身で必要な福祉サービスの選択や身の回りのことができない等、不安な日常生活を送っている方が増えています。
- 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、特定の機関や人に頼るのではなく、地域全体で支える相談体制をつくる必要があります。

<虐待の防止と対応>

- 高齢者や障がい者が家族や施設職員等から暴力を受ける等「高齢者・障がい者虐待」は大きな社会問題となっており、平成18年「高齢者虐待防止法」が、また、平成24年「障害者虐待防止法」が施行され、虐待を発見した者は、市への通報が義務づけられています。

<成年後見制度>

- 認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度*の果たす役割はますます重要なものとなり、成年後見制度を普及し、誰もが安心して暮らせる体制を整えることが課題となっています。
- 近年、定年を迎えた退職者やボランティア経験者等が、地域において住民の目線に立った成年後見制度の新たな担い手として市民後見人になることが期待されています。

取組の状況

<権利擁護*支援>

- 本市では、適切なサービス等に繋がる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者や障がい者が、尊厳ある生活を維持することができるよう、高齢者や障がい者の権利擁護を支援しています。
- 地域包括支援センター*では、認知症高齢者の権利擁護施策として、総合相談体制の確立・虐待の早期発見と対応・市長申立て等の成年後見制度の利用を支援しています。

<虐待の防止と対応>

- 本市では、虐待の早期発見と対応の相談窓口を、高齢者については家族介護支援とも組み合わせて地域包括支援センターにおいて、また、障がい者については福祉課支援係内の障がい者虐待防止センターに相談窓口を設置して虐待の早期発見と対応、啓発に努めています。

<成年後見制度>

- 地域包括支援センターでは、住民のセーフティネットとなる成年後見制度について、情報提供、成年後見に取り組む団体等の紹介等の活動を行っています。

今後の方策

【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化
<p style="text-align: center;"><権利擁護*支援></p> <p>□権利擁護に関する講演会等に参加し、制度への理解を深めます。</p> <p>□地域住民助け合い事業等を通じて、地域での問題の把握や解決に努めます。</p> <p style="text-align: center;"><虐待の防止と対応></p> <p>□日頃の生活の中で認知症、生活困窮、孤立等から生じる異変や虐待に気づいた際には、行政、民生委員・児童委員*、社協、地域包括支援センター等に連絡します。</p> <p style="text-align: center;"><成年後見制度の活用></p> <p>□行政と連携し、成年後見制度の活用促進に努めます。</p>	<p style="text-align: center;"><権利擁護支援の充実></p> <p>□地域の核となる地域包括支援センター*の所在、業務内容のさらなる広報を行います。</p> <p>□地域包括支援センターを中心に民生委員、医療・保健・福祉の各関係機関等と地域住民の連携によるネットワークづくりを行います</p> <p>□権利擁護に関する住民向けの講演会等を通じた広報を行います。</p> <p>□社協が行う高齢者・障がい者・生活困窮者等に対する事業を展開する中で、NPO*法人等の関係機関と連携を図りながら支援が必要な人の権利擁護に努めます。</p> <p style="text-align: center;"><虐待の防止と対応></p> <p>□DV被害者、虐待被害者等へのサポート体制の充実を図ります。</p> <p>□市民・関係団体等と連携し、総合的な相談支援体制の確立を目指す地域包括ケアシステムの構築を推進します。</p> <p style="text-align: center;"><成年後見制度の利用促進></p> <p>□成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知を行い活用及び体制の充実を図ります。</p> <p>□制度利用の相談支援体制の構築と市民後見人の養成を行います。</p>

〔施策の主な事業〕

日常生活自立支援事業

権利擁護業務（認知症地域支援推進員の設置、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の内容周知、制度利用の相談支援体制の構築、市民後見人の養成）

3.3 地域社会での孤立防止

背景と課題

<ひとり暮らし高齢者の増加>

□本市では、人口が減少している一方で、世帯数は増加しています。また、平成17年からの10年の間に、ひとり暮らし高齢者数は40.1%、また、高齢夫婦世帯数は20.8%増加しています。核家族化が進み、子や孫世代と離れて暮らす高齢者が増加していることがわかります。

<声かけ・見守りの必要性>

□平成28年の東京都監察医務院の孤独死についての統計によると、男性が約7割を占め、女性では、年齢が上がるにつれて孤独死の件数が多くなるのに対し、男性では、60歳代後半で最も件数が多くなっています。また、1週間以内に発見される割合が、女性では79%であるのに対し、男性では63%にとどまっています。孤独死の発生件数は、ひとり暮らしの高齢者数に比例すると考えられるため、完全に防止することはできないと思われませんが、高齢のひとり暮らしの男性には特に地域での声かけ、見守りが必要です。

□ひきこもり*については様々な要因があるため、関係機関との連携を強化し、相談窓口の周知を徹底することで、本人及び家族を孤立化させないことが大切です。

□子育て世代でも核家族化が進んでおり、地域との交流の機会が少なくなるため、孤立しないよう地域での声かけ、見守り等が必要です。

取組の状況

<行政・社協による取り組み>

□県では、精神保健福祉センター内に自立支援センター 巣立ちを開設し、ひきこもり相談支援に関し情報提供するとともに、ひきこもり当事者や家族等への支援を行っています。

□地域子育て支援センター*（にこにこキッズとすこやか）では、プレイルームを開放し、施設に入所していない親子の交流の場を提供しています。また、子育てに関する相談や情報交換、子育てサークルの育成、子育て研修会、出前講座を実施しています。

□市社協が中心となって「はつらつくらぶ」が開設されており地域住民の交流の場づくりを推進していますが、高齢者地域サロンが中心であることから幅広い層への展開が必要です。

<NPO*による取り組み>

□置賜若者サポステ*等、NPOが気軽に誰もが自由に集える居場所の必要性を地域課題と認識し、積極的に居場所づくりに取り組んでいる事例が見られます。既存のサロン等に加え、より幅の広い地域住民の受け皿となる「地域のお茶の間」的な居場所が求められています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p><成人・高齢者の孤立防止></p> <p>□いきいきと元気に楽しく暮らすには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と会って会話をして大声で笑います。 ・外出して仲間と楽しい時間を過ごします。 ・定期的に外出する機会を設けます。 <p>□「玄関ポスト」がいっぱいになっていないか様子を見る等、見守る目を増やします。</p> <p>□自治会に加入していない高齢者にも積極的に声かけを行います。</p> <p>□お茶飲み会、昼食会、配食サービス、清掃活動などさまざまな機会を安否確認の機会として捉え、多くの人に参加してもらえよう隣近所などで声かけを行います。</p> <p><子ども・子育て世代の孤立防止></p> <p>□大人から率先して挨拶し、顔の見える関係づくりのきっかけにしていきます。</p> <p>□子育て世帯にも、自治会情報やイベント情報をもっと知ってもらおう工夫をし、地域活動に参加してもらうことで孤立化を防ぎます。</p>	<p><成人・高齢者の孤立防止></p> <p>□山形県自立支援センター巣立ちとの連携を図り、地域における孤立やひきこもり等への対策、支援について検討します。</p> <p>□高齢のひとり暮らしの男性には特に注意が必要であるとの認識を共有するとともに、老人クラブや高齢者地域サロンへの参加を呼びかけるほか、見守り体制が十分整備されている場合は、重点的に見守りを行うよう働きかけます。</p> <p>□自治会や民生委員・児童委員*が協力して個人情報保護にも留意しながら、「見守り体制」づくりを検討していきます。</p> <p>□障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、地域生活支援事業の充実を図ります。</p> <p><子ども・子育て世代の孤立防止></p> <p>□一時的に子どもを預けられる場の充実に努めます。</p> <p>□子育て中の親、高齢者、障がい者等の孤立を防ぐための仕組みづくりを検討します。</p>

〔施策の主な事業〕

<p>介護予防及び健康に関する教室の開催（はつらつくらぶ事業、趣味のいきがい教室、わくわく健康教室、太極拳による介護予防教室、認知症予防）、及び高齢者地域サロン支援事業 アクティビティケア（音楽活動、絵画、書道、園芸、手芸、レクリエーション）の実施 閉じこもり防止活動の実施（送迎支援含） 地域子育て支援センター（にこにこキッズとすこやか）事業 緊急通報体制等整備事業</p>
--

3.4 課題を抱える住民への横断的支援

背景と課題

<詐欺・消費者トラブル対策>

□振り込め詐欺被害や利殖勧誘事犯の被害が増加しており、被害者の多くは高齢者であり、被害が高額となる事案が発生する等、深刻な被害状況にあります。

□消費生活相談件数に占める高齢者からの相談割合は増加傾向にあります。今後、高齢者の増加に伴い一人暮らしや高齢者のみ世帯を標的とする悪質商法による被害の増加が懸念されます。悪質商法に関する情報提供の充実や、家族や地域による見守り支援、関係機関等との連携による被害の未然防止が重要になっています。

<自殺対策>

□本市の自殺者は、近年、年間7～10人で推移しており、男性、30～59歳の稼働年齢層に多い傾向があります。山形県の自殺者数は平成10年以降毎年300人を超え、平成18年の自殺者数は381人、自殺死亡率31.7、全国3位をピークに減少傾向にあり、平成28年には220人、自殺死亡率19.9、全国7位になっています。

□悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ支援することが重要です。1人でも多くの方が、相談相手（ゲートキーパー）としての意識を持って、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

取組の状況

<詐欺・消費者トラブル対策>

□警察においては、身近な不安や犯罪に関する警察相談電話（#9110）、悪質商法・ヤミ金に関する悪質商法相談等各種相談電話を設置し、24時間相談対応しています。

□押売行為等の禁止を定めた山形県迷惑行為防止条例を施行し、取締りにあたっています。消費生活センター等と連携して、高齢者や一般消費者等を対象とした組織的・反復的に敢行される事犯の取締りと被害防止を推進しています。

<自殺対策>

□山形県では、平成21年度から自殺対策緊急強化基金等を活用し総合的な自殺対策を実施してきました。この結果、平成23年、県の自殺者数は264人と14年ぶりに200人台となり、自殺死亡率は22.8と全国24位となり前年に比較し大幅に減少しました。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p style="text-align: center;"><詐欺・消費者トラブル対策></p> <p>□周囲に消費者トラブルの被害が疑われる人がいる場合には、消費生活センター等の相談機関へつなぎ、被害の未然防止・早期発見・拡大防止を図ります。</p> <p>□詐欺や悪質商法等の消費者トラブルに遭いやすい高齢者等を被害から守るため、関係機関や団体と連携し地域や家庭の見守り力の向上に努めます。</p> <p style="text-align: center;"><悩んでいる人への声かけ></p> <p>□自殺を考えている方は自殺のサインを出しています。自殺に至る背景には複数の要因があるため、日頃から様々な相談窓口を知り、自分自身または自分の大切な人のサインに気づいた時は、ひとりで悩まずに周囲に相談します。</p> <p>□日常からの地域ネットワークによる声かけ見守り等を推進して、「いつもと違う、何か変だな」と気づいたら、勇気を出して「さりげなく声をかける」よう努めます。</p>	<p style="text-align: center;"><詐欺・消費者トラブル対策の推進></p> <p>□人権問題や消費者保護等の身近な相談体制充実・強化に努め、消費生活の安定向上を図ります。</p> <p>□高齢者や障がい者を悪質商法等の犯罪から守るため、啓発や被害情報の提供等の予防対策を講じます。</p> <p style="text-align: center;"><ゲートキーパー*養成の仕組みづくり></p> <p>□かかりつけの医師を始め、教職員、保健師、看護師、ケアマネージャー*、各種相談窓口担当者等、関連する分野の人材にゲートキーパー*となっただけのよう、ゲートキーパー養成の仕組みづくりを検討します。</p> <p>□民生委員・児童委員*や老人クラブ役員等の民間団体組織の人材を育成します。</p>

〔施策の主な事業〕

地方消費者行政推進事業
ゲートキーパー*養成

第4節 安心して暮らせる社会基盤づくり

4.1 福祉に関する相談体制の充実

背景と課題

<相談体制整備の必要性>

□市民アンケートによると、日常生活で困ったときの相談相手は「家族や親戚」の割合が80.8%で最も高く、血縁者以外では「友人や知人」の割合が37.1%、ついで「職場関係者」が12.1%となっています。ひとり暮らし高齢者や子育て中の核家族が増加し、家族や親戚の支援を得られない状況も考慮する必要があります。また、男性は知人に相談することをためらう傾向があるとの報告もあります。そのため、相談者に応じた対応ができるような体制を確立し、充実させる必要があります。

取組の状況

<身近な相談体制の整備>

□現在、本市では78人の民生委員・児童委員*がそれぞれ担当地区で活動しています。地域住民からのあらゆる生活上の相談に応じることが民生委員・児童委員の重要な職務の一つであり、その範囲は高齢者、障がい者、子育て及び子どもの学校生活、生活困窮、生活環境、家族関係、近隣トラブル等にまで及びます。本市での平成28年度の相談・支援件数はのべ1,516件です。家族や知人以外の相談先として、民生委員・児童委員は必要に応じて支援機関につなぐ重要な役割を果たしています。

□現在、本市には高齢者を対象とした地域包括支援センター、障がい者を対象とした地域生活支援センター、子育て世代を対象とした地域子育て支援センター及び子育て世代包括支援センターを相談窓口にして、各分野の専門家が対応にあたっています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p style="text-align: center;"><自らの取り組み></p> <p>□困ったときは一人で抱え込まずに周りの人に相談します。</p> <p>□普段から市の広報紙等に目を通し福祉サービスの制度や相談窓口を把握しておきます。</p> <p>□身近に子育て協力者がいない場合や家族に認知症高齢者や障がい者を抱えて手助けが必要な時は近所の人を頼ってみます。</p> <p>□出前講座等を利用した地域内で開催される福祉制度やサービスに関する勉強会等に出席します。</p> <p>□地域包括支援センター*や民生委員・児童委員*の役割を理解します。</p> <p style="text-align: center;"><地域における取組み></p> <p>□地域の中で困っている人がいる時には、各種相談窓口相談するよう勧めます。</p> <p>□隣近所の高齢者や障がい者、子育て中の親への日常的な挨拶を行うことによるさりげない見守りを励行し、異変を感じたり、心配と思ったら関係機関へ連絡・相談します。</p> <p>□町内会や老人クラブ等による見守りや福祉活動を通じて、相談できる機会づくりや相談しやすい体制づくりに取り組みます。</p>	<p style="text-align: center;"><総合的な相談体制の整備></p> <p>□地域包括支援センター*、地域子育て支援センター、相談支援事業所や民生委員・児童委員*や福祉サービス事業者等との連携により、包括的な相談体制づくりに努めます。</p> <p>□関係機関や事業者との連携による情報の共有化と、多方面から検討し対応する総合相談体制ネットワークを整備します。</p> <p>□市が設置している保健・医療・福祉等各種窓口間の連携強化と相談体制を充実します。</p> <p>□専門的な資格を持った職員を配置し、研修等を通して職員のスキルアップを図り、質の高い相談支援体制づくりに努めます。</p> <p style="text-align: center;"><民生委員・児童委員の活動支援></p> <p>□市や社協では、民生委員・児童委員の活動支援や研修を行い、身近なところでの相談体制と見守り活動の充実を図ります。</p> <p>□民生委員・児童委員は、見守りや安否確認、相談に応じ行政等の適切な支援へのつなぎ役としての役割を推進します。</p>

〔施策の主な事業〕

<p>民生委員・児童委員*活動の充実・地域包括支援センター*との連携促進</p> <p>生活支援コーディネーター*（地域支え合い推進員）</p> <p>介護相談員体制や認知症サポーターの養成や相談支援の充実</p> <p>身体障がい者相談支援センター等指名事業者との連携強化</p> <p>ふれあい総合相談事業（社協）</p>

4.2 利用者の立場に立った地域福祉

背景と課題

<地域福祉に関する情報>

- 市民アンケートによると、「子育て支援医療制度」の認知度が67.2%であったのに対し、同じ子育て支援策である「ファミリー・サポート・センター事業*」の認知度は15.1%でした。同様に、各高齢者支援策にも認知度に差が出ています。これは、利用者数や事業の浸透の度合い等によるものと考えられます。
- 各施策について、広報や周知・啓発のあり方を検討し、住民や事業者等各施策を利用すべき人が情報を得ることができるよう努めなければなりません。
- 民生委員・児童委員*の活動のうち、充実してほしいものについて「福祉に関する情報提供」との回答は29.8%で、「地域住民の見守り活動・安否確認」（39.1%）に次いで高い割合でした。市報等のほか民生委員・児童委員からの情報提供に期待する住民も多いことがわかります。
- 福祉サービスを利用者の立場に立って提供するためには、利用者やその家族、または住民の代表である地区長や民生委員等の意見を取り込んでいく必要があり、そのためにどのような体制を整備するかが課題となります。

取組の状況

<地域福祉に関する情報提供>

- これまで市や社協では、ホームページ、市報なんようや社協だより「あい」、回覧板やリーフレットを用いて福祉サービスや地域のイベント情報を広報してきました。さらに南陽市のお知らせやイベント情報、災害・緊急情報等の提供を目的として、平成27年から南陽市公式フェイスブックにより運用を行っており、福祉施設の開設状況等も発信しています。
- 福祉行政に関する情報について事業者への周知に努め、事業者を経由したサービス利用者への情報提供を行っています。

<住民の意見の反映>

- 地域住民に近い立場で活動する民生委員・児童委員は、特に弱者の声を集約し住民を代表する立場となり得ることから、その意見を一定程度反映させることでその事業が住民にとって利用しやすいものになります。そのため、市長や市議会議員等と懇談する場を設けています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p>＜地域福祉に関する情報の入手・活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □地域ごとで広報紙の作成等による情報提供の仕組みづくりを検討します。 □回覧板や広報紙等をみる習慣を身につけます。 □地域の中で福祉に関する情報を共有するように努めます。 	<p>＜わかりやすい情報提供の充実＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □市報や社協だより、ホームページ等の内容の充実に努め、また、NPO*や事業者等と連携して福祉サービス等の情報を提供します。 □民生委員・児童委員を対象にした研修を充実させ、民生委員・児童委員から住民に適切な情報を提供するとともに必要に応じて行政につなぐことができるよう努めます。 □要支援及び要介護認定者に対しては、相談窓口である地域包括支援センターや居宅介護支援事業所から適切な情報提供ができるよう各関係機関が情報収集しながら連携に努めます。 □福祉行政に関する情報について事業者への周知に努めるとともに、福祉サービスの内容等、福祉に関する事業者情報を提供します。 <p>＜住民の意見の反映＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □これまで同様に、民生委員・児童委員と市長や市議会議員等と懇談する場を設け、意見交換に努めます。

〔施策の主な事業〕

市報なんよう、社協だより「あい」、ホームページ、フェイスブック等を通じた福祉サービス情報や地域行事・イベント情報の提供、福祉事業者、NPO*、ボランティアとの連携による情報提供や福祉サービスの向上

4.3 みんなにやさしいまちづくり

背景と課題

＜バリアフリーのまち＞

□本格的な高齢社会を迎えつつある中で、高齢者や障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、交通バリアフリー法の制定やユニバーサルデザイン*の推進等、高齢者や障がい者等の移動の円滑化に向けた取り組みの重要性が高まっています。

＜認知症高齢者への配慮＞

□要介護認定者のうち認知症と判定された高齢者は、平成26年からの3年間で1,345人から1,675人に、24.5%増加しています。特に、著しい問題行動や重篤な身体疾患がみられるMランクの認知症高齢者は13人から166人と、12倍以上になっています。そのため、家族の負担軽減と自身の尊厳保持のための取組が必要になります。

＜高齢者世帯の除排雪＞

□住宅の屋根や住宅周りの雪については、本来、各世帯で処理をすべきものですが家庭独力で処理できない世帯が増えています。

□山形県が実施した「一人暮らし高齢者の意識調査」によると、日常生活での困りごととして回答の割合が最も大きかったのは「雪かき・雪おろし」（56.8%）であり、除排雪作業は高齢者の大きな負担となっています。また、近年の雪害事故の多くは、除雪作業中、特に屋根からの転落事故が多く、被害者の約半数を65歳以上の高齢者が占めています。

□冬期間も快適に暮らしていくためには、地域における雪処理等のルールを確立する等、住民相互の協力、理解、扶助に基づく除排雪等の地域活動を行っていく必要があります。

取組の状況

＜バリアフリーのまち＞

□市文化会館は、山形県みんなにやさしいまちづくり条例による整備基準の適合施設となっていますが、老朽化している一部の公民館や老人いこいの家等においては、バリアフリー化になっておらず、高齢者や障がい者の利用には厳しい状況となっています。

□公共施設や交通機関の改修時等において、順次バリアフリー化を進めています。

＜認知症高齢者への配慮＞

□平成27年に厚生労働省から公表された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に沿って、認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けた様々な施策を実施に移しています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p><ユニバーサルデザイン*の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> □まちなかで困っている人を見かけたら、積極的に声かけや手助けを行います。 □公共施設・交通機関において、日常的な利用で不便なところを市に伝えます。 □道路管理者、警察、学校、PTA等が連携し通学路の安全対策を推進します。 □不法駐車・不法駐輪の解消等、バリアフリーの意識を地域に広めます。 <p><認知症サポーターの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> □高齢者地域サロン、地域のサークル活動、町内会の集まり等で認知症サポーター*養成講座を受講し認知症に関し正しく理解します。 □まちなかで徘徊していると思われる高齢者を見かけたら一声かけて警察に知らせます。 <p><積雪に強いまちづくり></p> <ul style="list-style-type: none"> □普段から近所同士で声をかけ合い、支援が必要な世帯への気配りを行います。 □自分のできる範囲で、排除雪ボランティア活動等に主体的に参加します。 	<p><ユニバーサルデザインの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> □新設の公共施設にユニバーサルデザイン*を導入するとともに既存施設の改築の際にバリアフリー化を順次進めます。 <p><認知症サポーター養成と支援></p> <ul style="list-style-type: none"> □認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で、認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターの養成に取り組みます（認知症サポーターキャラバン）。 □認知症カフェ（オレンジカフェ）は、認知症の人やその家族等が気軽に集まり、なごやかな雰囲気の中で交流を楽しむ場所です。本市でも定期的に開催されていますが、今後、未設置地域への普及も推進します。 □その他、認知症の進行に合わせて受けることができるサービス等の情報（認知症ケアパス）提供や、認知症が疑われる人に対して初期の集中的な支援を行う認知症初期集中チーム等の事業に引き続き取り組みます。 <p><除雪支援体制の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> □積雪時の安全性や利便性の確保を図り、除排雪等の地域支援体制の構築を支援します。

〔施策の主な事業〕

<p>ユニバーサルデザイン等による環境改善 キャラバンメイト活動推進</p>	<p>認知症サポーターの養成と活動支援 認知症カフェの設置・推進</p>
--	--

4.4 防災・防犯の地域づくりの推進

背景と課題

<要配慮者の避難支援>

- 市民が災害発生時に的確な対応がとれるよう、行政と地域が協力して災害時要援護者*の情報を把握し、共有するとともに、災害時要援護者の不安を少しでも解消するために、避難支援者や避難場所等をあらかじめ確認できる「個別計画」を策定することが求められます。
- 通常の1次避難所で過ごすのが困難で、特別な支援が必要な要配慮者のために福祉避難所を指定しておくことが求められます。

<自主防災・防犯>

- 豪雨災害時に、被災者のニーズを把握して復旧を支援するボランティアとのマッチングをスムーズに行うための災害ボランティア*センターを立ち上げましたが、大規模災害に備えノウハウを継承する必要があります。
- 自主防災組織が設立されていない地区には、その設立が求められます。
- 警察庁の統計によると、現在、犯罪の認知件数は戦後最低水準で、2016年の山形県の犯罪認知件数は全国42番目という低さですが、再犯の占める割合が約半数近くであることから、再犯をいかに防止するかが課題となります。

取組の状況

<要配慮者の避難支援>

- 市内4施設に対し福祉避難所の指定を行い、高齢者等の要配慮者を受け入れることができるようになりましたが、障がい者を受け入れることができる福祉避難所の検討も必要になります。

<自主防災・防犯>

- 大規模な自然災害や火災等に機能的に対応するため、防災機能や救急体制の適切な運用を支援するとともに、自主防災組織の活動支援等により地域防災体制の構築を図っています。
- 本市では、地域の防犯と子どもの安全・安心を守るため、全8地区の公民館公用車を青色回転灯装備車（青パト）として登録し、市防犯協会及び青少年育成推進員の協力により、防犯協会の支部単位で、夕方を主にした定期的な青色防犯パトロール*を実施しています。
- 犯罪や非行に陥った人の更正を任務とする保護司が、再犯を含めた犯罪の防止に取り組んでいます。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民・関係団体による課題解決力の強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p style="text-align: center;"><要配慮者の避難支援></p> <p>□ボランティアと連携した児童の登下校時の見守りや、家庭や事業所に対し緊急時の避難場所提供への協力の呼びかけを行います。</p> <p>□普段から近隣と交流を持ち、災害時には支援を必要としている人の手助けができるような体制づくりに努めます。</p> <p>□災害時の情報収集、要配慮者の把握、避難誘導等について検討します。</p> <p style="text-align: center;"><自主防災組織の充実・防犯の推進></p> <p>□日常からの声かけ、見守りを促進し住民相互の交流を図り、不審者の出入りに注意します。</p> <p>□自主防災組織へ加入し、防災のための情報の共有や活用に努めます。</p> <p>□定期的な防災訓練の実施に努めます。</p> <p>□事業者や関係機関、地域住民等の連携を強化し、地域のなかで日常的な啓発や見守り、声かけ等の防犯体制の充実を図ります。</p> <p>□地域ごとに防犯パトロールの仕組みづくりを検討します。</p> <p>□各地域の状況に応じた自主防災組織や見守り体制の充実に努めます。</p>	<p style="text-align: center;"><要配慮者の避難支援体制の整備></p> <p>□地域の自主防災組織の設立支援とともに、避難支援活動が円滑に遂行されるよう地区の「個別計画」の策定を促進します。</p> <p>□地区役員や民生委員・児童委員、消防団等の関係団体と地域住民が連携し災害時要援護者*の安否確認や避難支援の体制を整備できるよう働きかけるとともに、先進的な事例を紹介するなどして、地区に合った体制の整備を促進します。</p> <p style="text-align: center;"><自主防災組織の充実・自治防犯の推進></p> <p>□避難施設の場所や避難方法等災害時の対応に関する広報や啓発を推進します。</p> <p>□「社会を明るくする運動」推進委員会を通じて、東置賜地区保護司会や更生保護女性会とともに犯罪防止のための各種活動に取り組むとともに、組織の運営を引き続き支援します。</p>

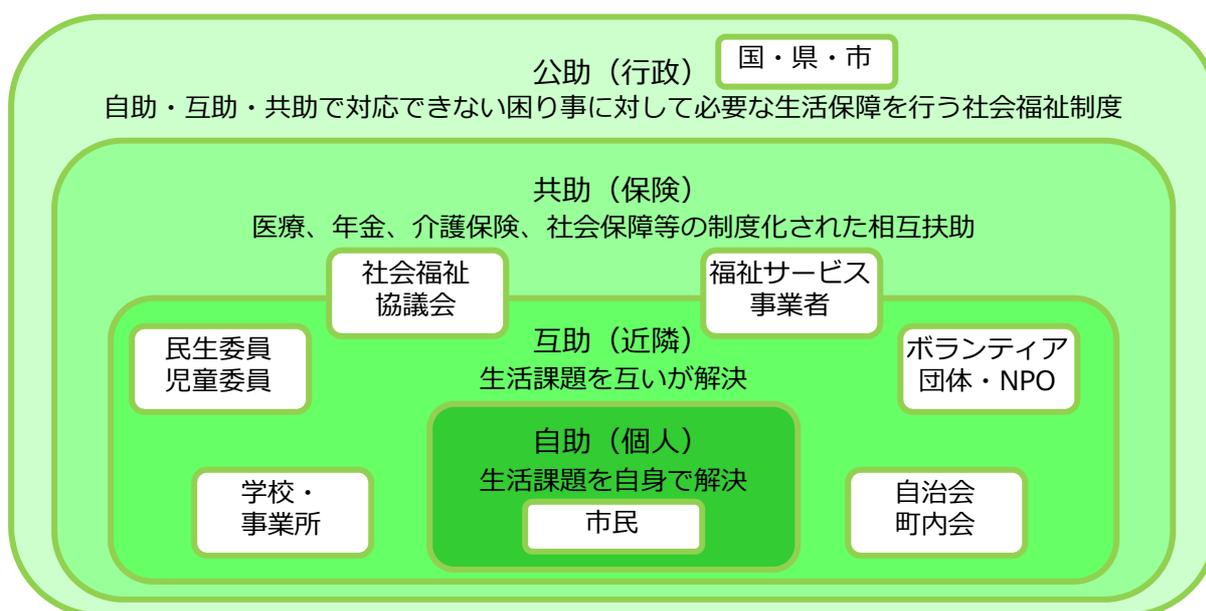
〔施策の主な事業〕

<p>自主防災組織推進事業</p> <p>防災基盤整備事業</p> <p>消防団活性化対策整備事業（消防）</p> <p>交通安全・防犯意識の普及啓発</p> <p>社会を明るくする運動推進事業</p>	<p>緊急通報体制整備事業*</p> <p>山形県防災行政通信ネットワーク再整備事業</p> <p>安全安心生活排水路整備事業（浸水対策）</p> <p>人権啓発活動地方委託事業</p>
---	---

第5章 計画の推進体制

第1節 地域福祉の推進体制

「地域福祉」は地域住民が住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるように、地域に関わる全ての人や団体が、地域課題を「我が事」として考え、解決のために当事者として参加し、その実現が図られるものです。したがって、市民、自治会・町内会*、民生委員・児童委員*、老人クラブ・PTA・子供会、ボランティア団体・NPO*、一般企業、学校、社会福祉法人等の福祉サービス事業者、社会福祉協議会（社協）、市（行政）の役割を明確にし、協働することで地域福祉を推進します。



地域福祉は、行政や社協だけでなく、地域活動の主役である市民、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが必要です。その前提として、本計画に対する市民の十分な理解を得られることが重要であるため、市報なんようや社協日より「あい」、ホームページ等の多様な媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

※地域福祉の推進者と役割

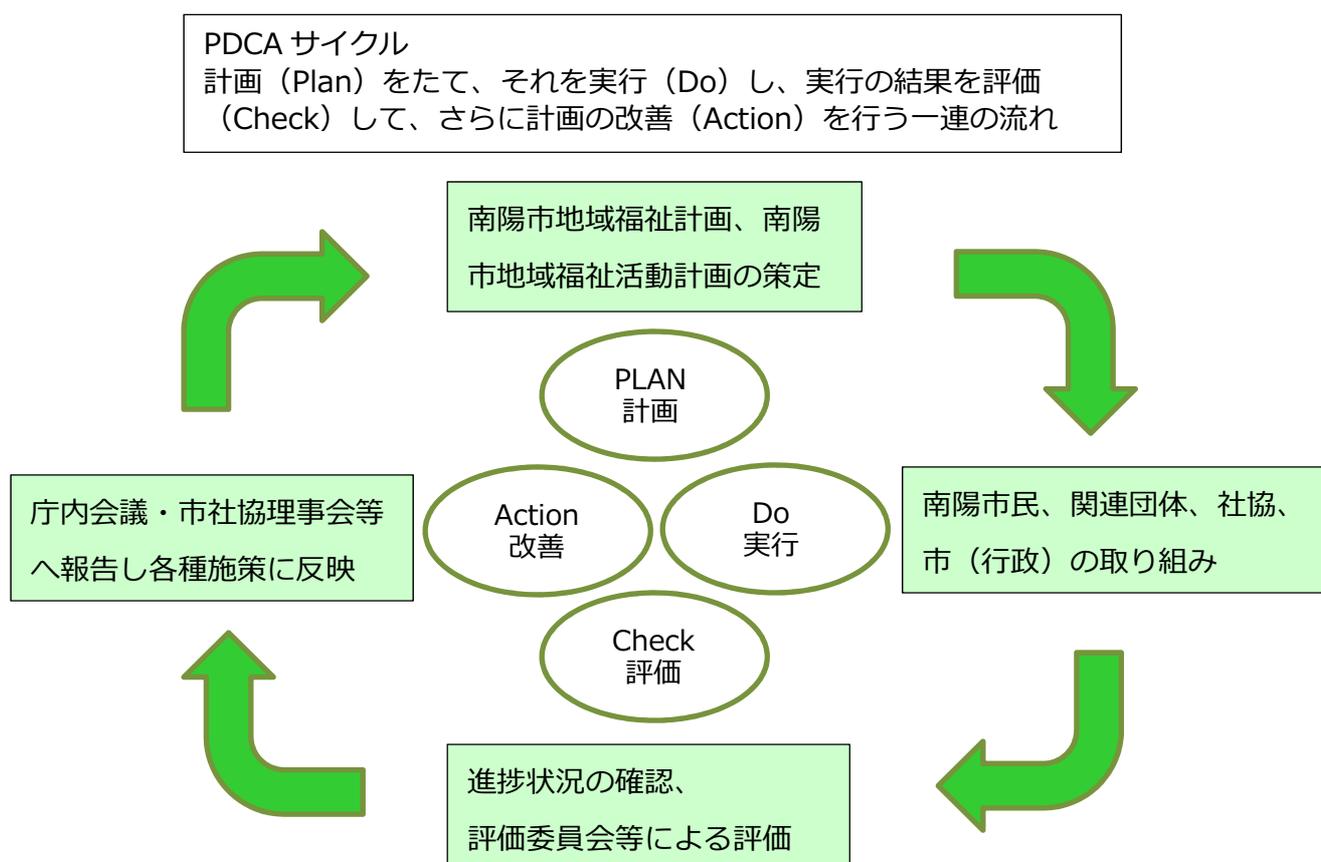
推進者	役割
市民	市民は、地域福祉を推進する主体としての我が事の意識を持ち、自分たちの地域について考え協力し、地域社会に参加することが第一歩となります。日頃から、挨拶や身近な交流を通して相互理解を図り、困った時には互いに助け合える関係をつくっておくことが必要です。
自治会・町内会	自治会・町内会*は、地区の住民たちが親睦を図りつつ、助け合いながら住みやすい環境にしていくために自主的な取り組みを行っています。地域の見守り活動や災害時の協力体制等の地域福祉において、ますます大きな役割を担っていくことが期待されます。
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員*は、地域福祉の現場において、高齢者、障がい者、母子・父子家庭、生活困窮者に対し、福祉サービスの紹介や相談支援、虐待の発見や通報、災害時の要配慮者への支援等、行政等の関係機関と市民とのパイプ役として、多様な活動を行っており、大きな期待が寄せられています。
老人クラブ PTA、子供会	老人クラブ、PTA、子供会等の地域の任意団体は、それぞれの目的の達成のために活動しており、地域社会の活性化や市民が相互に支え合う“地域で子育て”の環境づくりに大きく貢献することが期待されています。
ボランティア 団体・NPO	ボランティア団体やNPOは、市民活動に対する市民の関心の高まりから多様な広がりを見せています。地域に根ざした活動はもとより、地域の枠にとられない福祉活動の担い手としても、大きく期待されています。
一般企業	企業は、地域社会の一員として、CSR（企業の社会的貢献）の活動を確立させるとともに、有償、無償の福祉サービスを提供することも期待されます。また、企業は、女性活躍の推進や高齢者や障がい者の雇用を通して、生きがいや社会参加の意欲を創出する場を提供することが必要とされています。
福祉サービス 事業者	福祉サービス事業者は、利用者への福祉サービスの提供に加えて、交流の場としての施設の開放や災害時の福祉避難所の提供等、地域貢献の役割があります。公益事業を行うにあたり、無料または低額な料金で地域に福祉サービスを提供することも責務とされています。
学校	学校は、地域住民や行政・福祉関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じて工夫した福祉教育を推進し、実践していくことが期待されます。
社会福祉協 議会（社協）	社協は、地域福祉を推進する中心的な役割を担う団体とされており、地域福祉の牽引役として市や関係団体と連携し、実践する役割があります。そのため、地域の福祉活動を企画調整するとともに、地域の福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取り組みを推進していきます。
市（行政）	市は、市民に対する福祉サービスの体制や基盤を整備し、効果的な福祉施策を効率的に推進する役割があります。そのため、市民、ボランティア団体・NPO、福祉に関係する事業者や社協等と相互に連携しながら、地域における福祉活動を促進していきます。

第2節 計画の運営管理

(1) PDCA サイクルによる地域マネジメント

福祉・保健部各部門で行ったニーズ調査や統計データにより明らかになった課題に対し、市が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考え方を示し地域福祉を推進する基本事項を定めています。社協*が身近な地域での助け合い活動を進めることにより、住民が主体となって生活課題を明らかにし、課題解決の実際の行動に結びつけます。

今般の計画の進行管理については、PDCA サイクルを活用して、各施策の効果や改善点を明らかにし、地域マネジメントの推進と今後の施策の充実を図ります。



(2) 計画の評価

平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間を計画期間とする本計画の進行管理は、評価委員会等にて平成 32 年度に中間レビューを実施し、平成 33 年度からの後半 3 年間の計画につき適宜変更を加えるとともに、社会情勢の変化に適切に対応していくため、PDCA サイクルを導入して評価・見直しを行います。評価結果については庁内会議や市社協*理事会等に報告してホームページ等で公表します。

(3) 計画の見直し

本計画は、計画期間においても、社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。また、次期計画への取り組みは、計画終了の 2 年前から行います。

資料編

1. 南陽市地域福祉（活動）計画の策定日程

時 期	会議名等	内 容
平成 29 年 6 月	第 1 回地域福祉 計画策定委員会	・ 地域福祉計画の策定方針 ・ 市民アンケート調査について
平成 29 年 8 月	アンケート調査	・ 市民アンケート調査の実施 対象 2,000 人
平成 29 年 9 月	関係団体ヒア リング	・ 市内の関係団体へのヒアリング
平成 29 年 9 月	作業委員会	・ 計画書骨子案の作成・検討 ・ 市民アンケートの集計・分析
平成 29 年 10 月	第 2 回地域福祉 計画策定委員会	・ 計画書骨子案の検討
平成 29 年 11 月	作業委員会	・ 計画書素案の検討
平成 29 年 12 月	第 3 回地域福祉 計画策定委員会	・ 計画書素案の検討
平成 30 年 1 月	作業委員会	・ 計画書素案の整理
平成 30 年 2 月	市民意見公募	・ パブリックコメントの実施
平成 30 年 3 月	第 4 回地域福祉 計画策定委員会	・ 最終確認 ・ 南陽市地域福祉計画策定



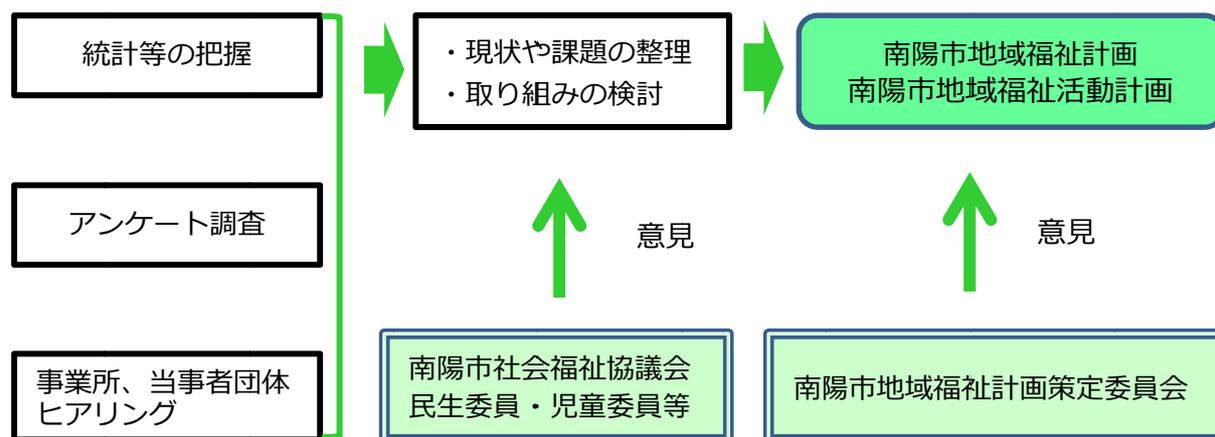
たわわに実る南陽市のなどう（デラウェア）

2. 南陽市地域福祉（活動）計画の策定体制

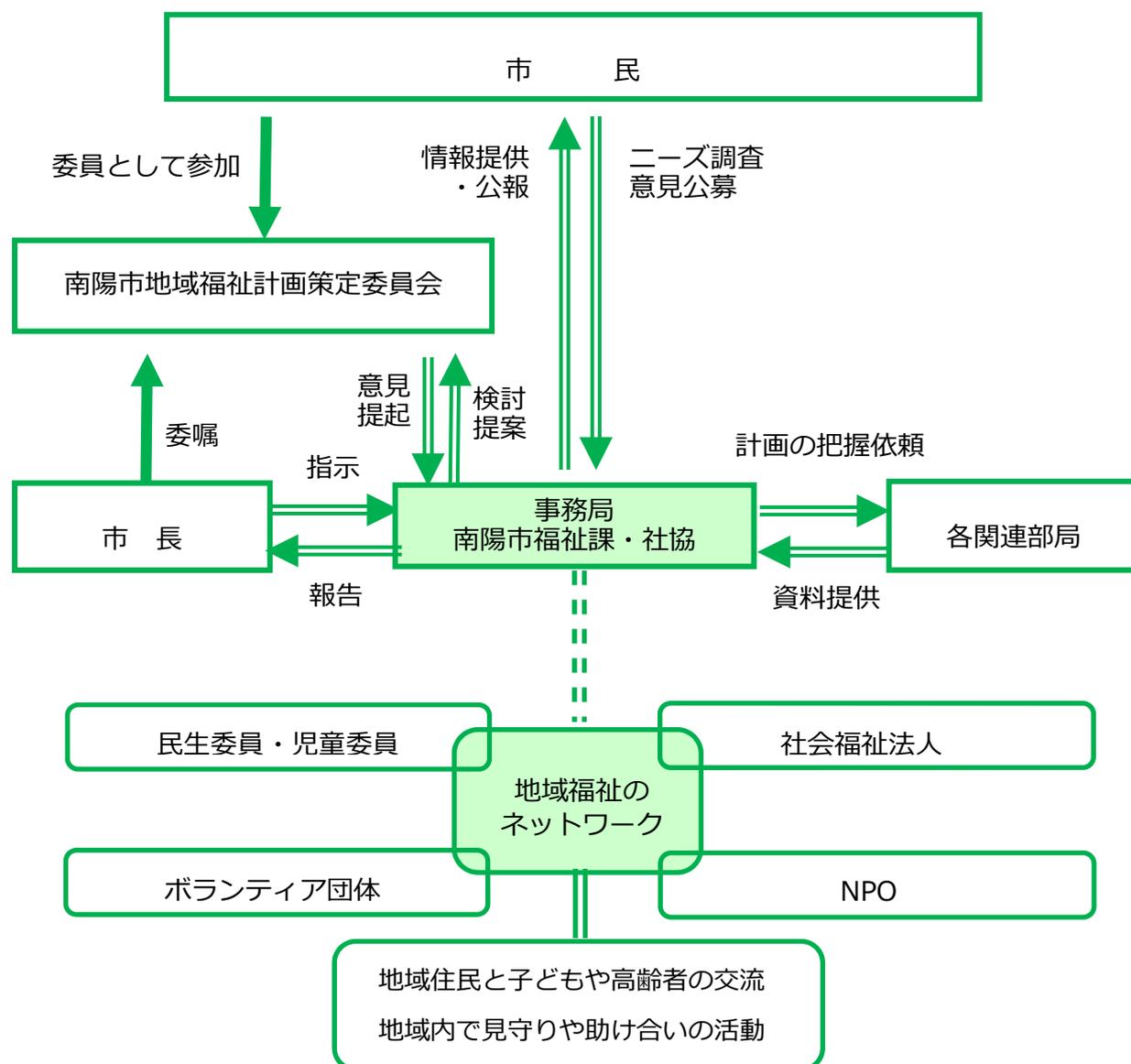
本計画の策定にあたっては、南陽市の福祉サービスを必要とする方の実状やニーズに沿った計画とするために、市民アンケート調査の他、市内の事業所に対してヒアリング調査を実施します。

また、学識者、関係団体、市民で組織された南陽市地域福祉計画策定委員会をはじめ、南陽市社会福祉協議会等において計画案の検討を行います。

◆策定の流れ



※南陽市地域福祉計画の策定体制図



3. 南陽市社会福祉協議会ボランティア登録団体

団体名	活動内容
赤湯民謡サークル	舞踊
置賜地区年金受給者協会南陽支部カラオケ愛好会	歌と舞踊
さくらんぼ歌謡愛好会	歌と舞踊、寸劇等
南陽男声合唱団	合唱
置賜フリー歌謡会	歌と舞踊、寸劇
置賜なつメロ愛好会	歌と舞踊
置賜福祉歌謡会	歌と舞踊
中川福祉歌謡会	歌と舞踊
緑陰学級	小枝等の工作や自然実物教育
南陽えくぼの里案内人	観光案内
南陽高校 J R C 部	施設訪問・街頭募金・地域行事協力
中・高校生ボランティアサークル「にじ」	施設訪問・行事協力・ぴよっこ活動支援等
ぼらんていあひろば ぴよっこ	施設訪問・地域行事協力・街頭募金等
南陽市福祉教育サポーター	「ぴよっこ」の活動支援、福祉学習支援等
朝流いけ花黒江陽萩社中	生け花指導
ゆう・あい	施設行事手伝い、除雪
南陽市ボランティア友の会	施設訪問・プルタブ収集・災害時の炊出し等
虹の会	歌に合わせて社交ダンス
南陽ハーモニカ愛好会	ハーモニカ演奏
三つ葉会	歌と舞踊
沖郷中学校ボランティアサークル「ポプラ」	施設訪問・街頭募金・地域行事協力
さえずリーズ	コーラス
浜通りを訪ねる会	東日本大震災被災地支援

(資料) 南陽市社会福祉協議会

4. 南陽市のNPO*法人（認証順）

設 立	法人名	活動目的
18.2.21	置賜ひまわり会	この法人は、地域の障がい者に対して、自立生活支援及び社会復帰支援に関して事業を行うとともに、地域の子どもたちの健全育成に関して事業を行い、地域の障がい者保健福祉の向上と子どもたちの生活環境作りに寄与することを目的とする
19. 2.28	美しいやまがた森林活動支援センター	この法人は、自然の恩恵を享受する人々に対して、森林の生態・林業等の公益的機能を知らせ、保守技術の伝承や山での生活文化を知らせるための環境学習事業を通して、森林の持つ持続可能な循環型社会の構築、環境の保全を行う。また、地域の人たちと都会の人たちとの交流を促進することで、森林地域の振興が図られ、環境の保全に寄与することを目的とする。
20. 9.17	花未来	この法人は、地域の障がい者・高齢者に対して、自立生活支援及び社会復帰支援に関する事業、介護予防サービス事業を行い、地域の障がい者及び高齢者保健福祉の向上と生活環境作りに寄与することを目的とする。
22. 6.21	山形コアラ	この法人は、高齢者、障がい者、病弱者に対して介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、一般常用旅客自動車運送事業（福祉運送事業限定）を行い公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
22. 9. 1	和	この法人は、置賜に居住する障がい者を有する方、高齢の方並びに社会的に支援の必要な方に対して、法律等に基づく介護や援助等の支援に関する事業を行い、地域における障がい児・者、高齢者並びに支援の必要な人に対しての福祉向上に寄与することを目的とする。
23.10.26	南陽市観光協会	この法人は、菊とぶどうといで湯の里南陽市を訪れる観光客と、それに関わる活動に従事する団体及び個人に対して利便を提供するとともに、連携する各地域、団体との交流をすすめ、併せて市内より産する各種物産の開発と販売促進に関する事業を行い、交流人口の拡大とそれによる南陽市観光事業の活性化に寄与することを目的とする。
24.12.13	みなあい	この法人は、南陽市及び利用可能な置賜地区に住む障がい者（児）やその家族に対して、生活を営むための自立支援ならびに相談支援の事業を行い総合的に地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
26.10.21	あんず	この法人は、高齢者、障がい者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス、一般乗用自動車旅客運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進を寄与することを目的とする。
27.3.30	沖郷スポーツクラブ	この法人は、各種スポーツ活動及び地域に対して、健康、体力づくりや生涯スポーツを勧める団体で、スポーツにいつでも誰でもいつまでも参加できる場と機会を提供し、地域スポーツ文化に関する事業を行い、地域振興と地域社会における健康で豊かな生活の実現に貢献することで、地域スポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

(資料) 山形県ホームページ

5. 南陽市内公共施設のバリアフリーの対応状況

施設名	ほじょ犬受け入れ可	多目的トイレ	オストメイト対応	身体障がい者等用駐車施設	ベビーシート	ベビーチェア	車いす対応エレベーター	聴覚情報（耳マーク）
市役所	○	○	○	○	○	○	○	○
文化会館（シェルターなんよう）	○	○	○	○	○	○	○	
赤湯公民館（えくぼプラザ）	○	○	○	○	○		○	
宮内公民館	○							
沖郷公民館（防災センター）	○	○	○	○	○	○		
中川公民館	○							
漆山公民館	○	○						
金山公民館	○							
吉野公民館（吉野森林センター）	○	○	○	○	○	○		
梨郷公民館	○	○	○	○	○	○		
市民体育館	○	○	○	○	○	○	○	
ハイジアパーク南陽	○	○	○	○	○	○	○	
交流プラザ蔵楽	○	○	○		○			
健康長寿センター	○	○		○	○	○	○	
勤労者総合福祉センター（ワトワセンター）	○	○		○	○	○	○	
夕鶴の里	○	○		○				
赤湯駅待合室	○	○	○		○	○		

※説明

内容	説明
ほじょ犬受け入れ可	障がい者のからだの一部となって補助する犬と一緒に入ることができます。盲導犬、聴導犬、介助犬などで、ペットとは区別されます。
多目的トイレ	車イス使用者や、高齢者、妊婦さん、お子様連れの方など、通常の男女トイレを使いにくいと感じる方に便利なトイレです。
オストメイト対応	病気により人工肛門、人口膀胱を造設された方が使えるトイレです。専用のシンクやシャワー、フック、便器ノズル等が整備されています。
身体障がい者等用駐車施設	主に車イス使用者等、身体の不自由な方が駐車できるスペースです。幅が広くて青色に塗られ、白い車イスマークがついていることがあります。
ベビーシート	まだ首のすわらない赤ちゃんを寝かせて、オムツ交換ができます。折りたたみ式のベビーシートやベビーベッドで表示されます。
ベビーチェア	一人でおすわりができる、小さなお子様用のイスがついています。シートベルトが付いていますので、安全のため必ずベルトをしめてください。
車いす対応エレベーター	車イスのまま乗ることができるエレベーターです。入口の幅が広く、低い位置にボタンがあり、手スリや点字、音声案内がある場合もあります。
聴覚情報（耳マーク）	耳の不自由な方のために、対応しています。筆談用具や、手話、要約筆記者等の情報保証を行っています。

6. 社会福祉法における地域福祉計画の位置付け

誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるようにするために、市民と福祉関係の事業者・団体と行政とが力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組むしくみが「地域福祉」で、そのしくみを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、以下のとおり、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」として規定されています。

<地域福祉計画>

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ここに記載されているように、地域福祉計画は市町村が定める計画ですが、その策定や変更にあたっては、市民や福祉団体等の意見を踏まえること、またその内容には、地域福祉を推進するための基礎的な事項（地域福祉の枠組み）を含めることが求められています。

また、地域福祉に関しては、社会福祉法第109条で次のとおり規定される市町村社会福祉協議会が中心となって策定される、地域福祉活動計画もあります。

<地域福祉活動計画>

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉計画は、市町村における地域福祉に関する全体的なしくみが記述され、地域福祉活動計画では、地域福祉の具体的な施策が個々に記述されます。従って、地域福祉を効果的に推進するためには、ふたつの計画が車の両輪となり、地域の生活課題の解決に向かって連携・協調しながら推進していくことが重要となります。

＜地域福祉の理念の拡充＞

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

＜包括的な支援体制の整備＞

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

3 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

【以上、枠内は社会福祉法（平成28年12月改正）より抜粋】

7. 地域福祉に関連する最近の法律改正

＜地域福祉＞

	関係法	改正概要
平成 30 年 4 月施行	社会福祉法の一部改正	福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化。 地域福祉の推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題」について拡充。 包括的な支援体制を整備することを明記。
	介護保険法、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、及び児童福祉法の一部改正	地域共生社会の実現に向けた推進。 ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制の構築 ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け

＜高齢者福祉＞

	関係法	改正概要
平成 30 年 4 月施行	介護保険法、及び医療法の一部改正	自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組み、及び新たな介護保険施設の創設等、医療・介護の連携につき推進することを定めた。
平成 27 年 4 月施行	介護保険法、及び医療法の一部改正	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、所要の整備を行うことを定めた。
平成 24 年 4 月施行	介護保険法の一部改正	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを推進することを定めた。

<障がい者福祉>

	関係法	改正概要
平成 30 年 4 月施行	障害者総合支援法の一部 改正	障害児福祉計画の策定、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用、自立生活援助（円滑な地域生活に向けた相談・助言）、就労定着支援を追加して定めた。
平成 28 年 4 月施行	障害者差別解消法	すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に定めた。
平成 25 年 4 月施行	障害者総合支援法	共生社会の実現及び可能な限り身近な地域で支援を受けられる理念に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正した。
平成 24 年 10 月施行	障害者虐待防止法	障害者の虐待の禁止、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者等に障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すこと等を定めた。

<子ども・子育て>

	関係法	改正概要
平成 27 年 4 月施行	子ども・子育て関連 3 法 ・子ども・子育て支援法 ・認定こども園法 ・児童福祉法	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを定めた。
平成 26 年 1 月施行	子ども貧困対策推進法	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に定めた。

＜生活困窮＞

	関係法	改正概要
平成 27 年 4 月施行	生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に定めた。

＜防 災＞

	関係法	改正概要
平成 25 年 6 月施行	災害対策基本法の一部改正	市町村長による高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を有する者についての名簿の作成と関係者への情報共有等の追加を定めた。

＜保 健＞

	関係法	改正概要
平成 28 年 8 月施行	自殺総合対策大綱の見直し	誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す自殺対策の指針を定めた。
平成 24 年 4 月施行	健康日本 21	国民の健康増進に関する基本的な方法として、健康長寿の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化の徹底、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、健康を支え、守るための社会環境の整備、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣病の改善及び社会環境の改善を目的に定めた。

8. 南陽市地域福祉用語集

	用語	意味
あ 行	青色防犯パトロール	自動車に青色回転灯を装着して地域の自主防犯パトロールを行う活動のことです。
	NPO	ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う団体・組織のことで、その収益を団体の構成員に分配することを目的としないことが特徴です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したものを NPO 法人と呼びます。
	置賜若者サポステ	地域若者サポートステーション（サポステ）は、厚生労働省からの委託を受けた全国の若者支援のノウハウのある NPO 法人等が運営しています。全国約 170 か所に設置されており、置賜若者サポステは米沢市を拠点とする NPO 法人 With 優が運営しています。
か 行	緊急通報体制整備事業	在宅生活に支援を要する高齢者だけの世帯に、急病や災害時に迅速に安否確認や連絡体制を確保するため、緊急通報装置を貸与する制度です。
	ケアマネージャー (介護支援専門員)	介護保険法に基づく資格で、介護保険サービスが適切に受けられるよう介護サービス計画を立てたり、介護サービス提供者・施設とサービスを受ける人や家族との連絡調整を行います。
	ゲートキーパー	国が定めた「自殺総合対策大綱」では、ゲートキーパーの役割は“自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ること”とされています。
	権利擁護	自己の権利や意思を表明することが困難な認知症高齢者、知的障がい者等の意思決定を援助し、福祉サービスの契約や金銭管理などにより、尊厳をもって生活することをサポートすることです。
	子育て世代包括支援センター	妊娠・出産から子育て期までのさまざまな相談を受ける業務を行っています。母子健康手帳交付時などに、保健師・助産師が悩みを聞いたり、利用者に合わせたサービス等を紹介します。
さ 行	災害時要援護者	市内に住所を有し災害時に自力で避難することが困難な方で、要介護認定 2 以上の方や障がい者手帳の交付を受けている方で等級が一定以上の方、乳幼児などが該当します。
	災害ボランティア	台風等による風水害や地震、津波などの災害が発生した場合に被災地で支援活動を行うボランティアです。災害ボランティアコーディネーターは、支援活動を希望する個人・団体の受け入れ調整や活動先との派遣調整を行います。

	用語	意味
	3人っ子ハッピーサポート事業	① 保育料等無料化（軽減）助成 ・第3子以降の保育料等を助成する制度です。 ② 学校給食無料化助成金交付事業 ・第3子以降の給食費を助成します。 ③ 妊娠確定前診療費助成事業 ・第3子以降の妊娠確定前の診療費に対して1万円を上限に助成します。
	就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行を目指します。
	生活支援コーディネーター	「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役になります。
	生活自立支援センター	生活自立支援センターは、市内に在住で、失業や離職、病気などさまざまな理由により、経済的に暮らしの不安や困りごとを抱えている方の相談窓口で、市社協に設置されています。相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた支援を行います。
	生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がい者、高齢者等世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした事業です。
	成年後見制度	認知症や障がいなどで判断能力が不十分となった人に、家庭裁判所で社会生活を支援する人を定め、支援する制度です。同じ市民の立場で被後見人（成年後見制度を利用する人）を支援する「市民後見人」を養成・活動支援しています。
た 行	団塊の世代	第二次大戦後、1947年～1951年に生まれた世代（ベビーブーム世代）のことです。なお、山形県及び南陽市の戦後ベビーブームは全国平均より5年ほど遅く起こっています。
	地域おこし協力隊	都市住民など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持・強化を図るものです。
	地域ケア会議	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を可能な限り継続できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」を実現するための方法の一つです。地域包括支援センターが主催する会議では、多職種連携のもとで、個別事例の課題解決を積み重ねることで、地域課題を共有し地域づくりにつなげています。

	用語	意味
	地域子育て支援センター	子育て支援センターは、主に乳幼児の子どもと子どもを持つ親が交流を深める場です。気軽に遊びに行くことができ、同じような境遇の親子で交流することができます。子育てについての不安や悩みも相談することができます。
	地域コミュニティ	一定の空間的範囲としての地域性と、構成員の帰属意識、共同性によって住民相互の交流が行われている地域社会又はそのような住民の集団のことです。
	地域自立支援協議会	地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議です。
	地域生活支援センター	在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその他の障がい者の自立と社会参加の促進を図るとともに、その家族の身体的負担及び精神的負担を軽減するため、生活支援のための相談・情報の提供及び一時的な介護のための施設を提供することを目的とした施設です。
	地域包括支援センター	介護保険法で定められた市町村（保険者）が設置する高齢者やその家族に対する総合的な相談窓口。介護に関する悩みや心配ごと、健康や福祉、医療に関する支援、虐待の防止や早期発見などの権利擁護事業、介護支援専門員（ケアマネージャー）への支援等を行う機関です。
	地域防災拠点（震災時避難場所）	地震による家屋の倒壊や、洪水による家屋の浸水などにより自宅に戻ることができない場合に、一定期間避難生活を送る場所（震災時避難場所）です。防災備蓄庫の設置、防災資機材・食料等の備蓄、被害情報等の情報受伝達手段としての専用携帯電話などが備えてあります。地域・学校・行政などで組織された運営委員会が拠点の管理運営を行っています。
	当事者団体	同じ、または類似の福祉保健の課題をもつ人が集まった団体・グループを指します
	特定健康診査	40歳から74歳の加入者を対象に医療保険者が行なう健康診査です。内臓脂肪型肥満を見つけるための腹囲測定や心臓病や脳卒中などの危険因子を判定するのに効果的なLDLコレステロール検査などを行うことで、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を早期に発見し、健康の維持や疾患の予防につなげます。
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	親しい関係の中で生じる、特に男性から女性に対する暴力を言います。例えば夫、婚約者、交際中の男性などから女性が心理的暴力や身体的暴力、性的暴力をふるわれ、心身の安全が脅かされ、人としての尊厳や人格が傷つけられるすべての状況を指します。
な 行	ニート	15～34歳の若者で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない人を言います。

	用語	意味
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」受講により、認知症について正しく理解し、認知症の人と家族を温かく見守ることのできる応援者で、子どもから高齢者まで誰でもなることができます。また、認知症サポーターを養成する講師として「キャラバン・メイト」の活動があります。
	ノーマライゼーション	加齢や障がいなどを特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方です
は 行	ひきこもり	様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外の交遊など）を回避し、原則的に6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態をさします。
	ファミリー・サポート・センター	子育てを地域で相互援助するために、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、センターが仲介して会員同士が支えあう制度です。
	福祉教育	子どもから大人まで全ての人を対象として、学校や地域でのボランティア体験・交流・授業などを通じて、高齢・障がい等の当事者理解や身近な地域の福祉課題の理解等を進める取り組みです。
	福祉サービス利用 援助事業	低料金で福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭の出し入れを支援する制度です。
	フリースクール、 フリースペース	一般的に、フリースクールは不登校児童生徒等に対し、教育相談、体験活動、学習指導等の活動を行っている民間の施設。居場所としての役割の場合はフリースペースのことです。
	ふるさと塾	親から子、子から孫の代へ、「ふるさと山形」のよき生活文化や知恵、伝統芸能などの素晴らしい地域文化を教え合い、学び合いながら、伝承していく活動です。山形の将来を担う子どもたちの「ふるさと山形」に対する理解と愛着を育むことにより、未来へ広がる“やまがた”を創りあげていくことを大きな目的としています。
	放課後子供教室	「南陽市放課後子ども総合プラン」に基づき、学校の余裕教室、体育館、公民館等を利用して、南陽市の地域資源を活かした多様な体験・活動プログラムを実施し、愛郷心を育成する制度です。
み 行	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、各地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。
や 行	ユニバーサルデザイン	年齢差や障がいの有無などの区別なく、全ての人々にとって使いやすいように製品、建物、環境等をデザインすることです。
わ 行	ワーク・ライフ・ バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる状況を呼びます。

9. 南陽市地域福祉計画策定委員会委員

任期：平成 29 年 6 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

委員長 南陽市社会福祉協議会 会長 山口 明夫

副委員長 同 地区長連絡協議会 会長 高岡 亮一

○委員

No.	構成機関団体名	職 名	氏 名	選出区分
1	南陽市議会	文教厚生常任委員長	白鳥 雅巳	学識経験者
2	南陽市社会福祉協議会	会 長	山口 明夫	社会福祉団体
3	南陽市地区長連絡協議会	会 長	高岡 亮一	地域関係団体
4	南陽市民生委員児童委員協議会	会 長	高山 喜志子	地域関係団体
5	南陽市身体障がい者福祉協会	会 長	板垣 文男	社会福祉団体
6	南陽市社会福祉協議会	沖郷支部長	瀧澤 健二	社会福祉団体
7	南陽市消費者連合会	会 長	島崎 久美子	地域関係団体
8	南陽市ボランティア友の会	会 長	我妻 祐次	地域関係団体
9	南陽市老人クラブ連合会	会 長	漆山 英隆	地域関係団体
10	南陽市手をつなぐ育成会	会 長	遠藤 正敏	社会福祉団体
11	ほのぼのケアサービス 居宅介護支援センター	管理者	高橋 美貴子	社会福祉団体
12	地域活動支援センター ライフサポート とまり木	施設長	細谷 節子	社会福祉団体
13	南陽市すこやか子育て課	家庭児童相談員	小林 寿子	関係行政機関
14	南陽市地域包括支援センター	介護業務係長	濱田 良子	関係行政機関

○事務局

No.	構成機関団体名	職 名	氏 名
1	南陽市福祉課	課 長	菊地 清
2	南陽市福祉課	課長補佐	堀越 昭彦
3	南陽市福祉課	副主幹（兼）社会係長	山内 美穂
4	南陽市福祉課	主 事	遠藤 正人
5	南陽市すこやか子育て課	すこやか係長	佐藤 幸代
6	南陽市教育委員会	社会教育係長	竹田 啓子
7	南陽市地域包括支援センター	生活支援コーディネーター	加藤 均
8	南陽市社会福祉協議会	事務局長	片平 吉宏

南陽市地域福祉計画・南陽市地域福祉活動計画

第1期（平成30年度～平成35年度）

平成30年3月

発行 南陽市

〒999-2292 山形県南陽市三間通 436-1

TEL : 0238-40-3211 FAX : 0238-40-3387

南陽市社会福祉協議会

〒999-2211 山形県南陽市赤湯 215-2 南陽市健康長寿センター

TEL : 0238-43-5888 FAX : 0238-43-3161
